

令和2年第1回鹿追町議会定例会会議録

1 議事日程第 1号

日時 令和2年 3月 5日(木曜日) 午前10時00分 開 議

場所 鹿追町議会議場

- | | |
|------|------------|
| 日程 1 | 会議録署名議員の指名 |
| 日程 2 | 会期の決定について |
| 日程 3 | 諸般の報告 |
| 日程 4 | 行政報告 |
| 日程 5 | 町政執行方針 |
| 日程 6 | 教育行政執行方針 |
| 日程 7 | 所管事務調査報告 |

[総務文教常任委員会]

- | | | |
|-------|---------|---|
| 日程 8 | 議案第 3号 | 神田日勝記念美術館条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程 9 | 議案第 4号 | 鹿追町公営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程 10 | 議案第 5号 | 鹿追町定住促進住宅建設奨励に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程 11 | 議案第 6号 | 鹿追町賃貸住宅建設促進事業助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程 12 | 議案第 7号 | 鹿追町民間賃貸住宅家賃助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程 13 | 議案第 8号 | 鹿追町地域包括支援センターの包括的支援事業を実施するために必要なものに関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程 14 | 議案第 9号 | 然別湖魚族資源保護条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程 15 | 議案第 10号 | 訴訟上の和解について |
| 日程 16 | 議案第 11号 | 令和元年度鹿追町一般会計補正予算(第7号)につ |

いて

- 日程 17 議案第 12 号 令和元年度鹿追町国民健康保険特別会計補正予算
(第4号) について
- 日程 18 議案第 13 号 令和元年度鹿追町国民健康保険病院事業会計補正予
算(第3号) について
- 日程 19 議案第 14 号 令和元年度鹿追町簡易水道特別会計補正予算(第3
号) について
- 日程 20 議案第 15 号 令和元年度鹿追町下水道特別会計補正予算(第4号)
について
- 日程 21 議案第 16 号 令和元年度鹿追町介護保険特別会計補正予算(第4
号) について
- 日程 22 議案第 17 号 令和元年度鹿追町後期高齢者医療特別会計補正予算
(第2号) について
- 日程 23 議案第 18 号 令和2年度鹿追町一般会計予算について
- 日程 24 議案第 19 号 令和2年度鹿追町国民健康保険特別会計予算につい
て
- 日程 25 議案第 20 号 令和2年度鹿追町国民健康保険病院事業会計予算に
ついて
- 日程 26 議案第 21 号 令和2年度鹿追町簡易水道特別会計予算について
- 日程 27 議案第 22 号 令和2年度鹿追町下水道特別会計予算について
- 日程 28 議案第 23 号 令和2年度鹿追町介護保険特別会計予算について
- 日程 29 議案第 24 号 令和2年度鹿追町後期高齢者医療特別会計予算につ
いて
- 日程 30 議案第 25 号 第7期鹿追町総合計画の策定について
- 日程 31 議案第 26 号 定住自立圏の形成に関する協定書の一部を変更する
協定の締結について
- 日程 32 議案第 27 号 十勝管内自治体病院医療品等共同購入協議会を組織
する町数の減少及び十勝管内自治体病院医薬品等共
同購入協議会規約の変更について

2 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

3 出席議員（11名）

1番 清水 浩徳議員	2番 山口 優子議員	3番 畑 久雄議員
4番 台蔵 征一議員	5番 加納 茂議員	6番 上嶋 和志議員
7番 川染 洋議員	8番 狩野 正雄議員	9番 埴淵 賢治議員
10番 安藤 幹夫議員	11番 吉田 稔議員	

4 欠席議員（なし）

5 本会議に説明のため出席したもの

町 長	喜 井 知 己
農業委員会会長	菊 池 輝 夫
教育委員会教育長	大 井 和 行
代表監査委員	野 村 英 雄

6 町長の委任を受けて説明のため出席したもの

副 町 長	松 本 新 吾
総 務 課 長	渡 辺 雅 人
総 務 課 主 幹	葛 西 浩 二
会 計 管 理 者	津 川 修
企 画 財 政 課 長	草 野 礼 行
町 民 課 長	平 山 宏 照
福 祉 課 長	佐々木 康 人
農 業 振 興 課 長	菅 原 義 正
農 業 振 興 課 主 幹	城 石 賢 一
商 工 観 光 課 長	富 樫 靖
建 設 水 道 課 長	大 上 朋 亮
子 育 て ス マ イ ル 課 長	松 井 裕 二

ジオパーク推進室長 黒井敦志
瓜幕支所長 東原孝博
病院事務長 菊池光浩
消防署長 内海卓実
総務課総務係長 土田佳幸
企画財政課長補佐 武者正人

7 教育委員会教育長の委任を受けて説明のため出席したもの

学校教育課長 草野礼行
社会教育課長 浅野悦伸

8 農業委員会会長の委任を受けて説明のため出席したもの

事務局長 檜山敏行

9 議会事務局職員出席者

事務局長 坂井克巳
書記 高瀬俊一

令和2年 3月 5日（木曜日）午前10時00分 開議

○議長（吉田稔）

ただ今から、令和2年第1回鹿追町議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

日程1 会議録署名議員の指名

○議長（吉田稔）

日程1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により3番、畑久雄議員、4番、台蔵征一議員を指名いたします。

日程2 会期の決定について

○議長（吉田稔）

日程2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から3月19日までの15日間としたいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田稔）

異議なしと認めます。

会期は、本日から3月19日までの15日間と決定しました。

日程3 諸般の報告

○議長（吉田稔）

日程3、諸般の報告を行います。

議長としての報告事項は、お手元に配付のとおりであります。内容を御覧の上御了承願います。

次に、監査委員から令和元年11月分、12月分、令和2年1月分の出納検査報告書と令和元年度定期監査結果報告書が提出されました。その写しをお手元に配付しておりますので御参照ください。

これで諸般の報告を終わります。

日程4 行政報告

○議長（吉田稔）

日程4、行政報告を行います。

喜井知己町長。

○町長（喜井知己）

マスクを着用のままで発言させていただくことを御了承いただきたいと思います。

令和2年第1回鹿追町議会定例会が開催をされるにあたり、行政の諸般について御報告を申し上げます。

これまで例年2月に行なっておりました主要懸案事項地区説明会の在り方を今回から若干、趣を変えまして「出前トーク」という形で、要請のあった地域に出向いて懇談という形に今回から変えさせていただきました。そういった制度の中で、本年については、2月1日に中鹿追、それから2月3日に北鹿追、それから同じく2月3日に瓜幕市街、それから北瓜幕・南瓜幕の3つの地域合同でウリマックホールで、それから2月4日には上然別、そして3月2日には美蔓で、それぞれ「出前トーク」という形でお邪魔をさせていただきました。これまで要請をいただいてお邪魔したのは、今申し上げた5カ所、地域で言うと7つの地域、合わせて110の方が参加をいただきました。

内容については、町からの説明時間を極力少なくし、そしてできるだけ懇談に時間を割くということで実施をさせていただいたところであります。様々な意見をいただいて活発な御発言をいただくことができたかなと思っております。内容によってはすぐ実行できるもの、それから検討を要するもの、様々ありましたけれどもそういった形で今年度は実施をしていきたい。この後もいろいろお話があれば日程調整していろんな地域、あるいは地域だけに限らずサークル等も可能だと思っておりますので、そういう形で進めていきたいと思っております。

次に2月5日には、第7期鹿追町総合計画の第4回の審議会が行われ、この日は最終的な答申をいただきました。鹿追町の新たな将来像「愛・夢・笑顔あふれる未来へ～支えあうまち♡しかおい～」、こういった形のキャッチフレーズも答申をいただき、この総合計画の関係につきましては、今定例会で議会の御審議をいただきたいと思っております。

次に、2月11日には、第39回の鹿追町女性まつりが、町民ホールで開かれました。200名あまりの来場者がありました。内容としては例年どおりの形ですけれども、今年については、大会テーマを「笑顔つなごう鹿追ワンチーム」という形で開催をされました。午前

中は桂小文枝師匠の講演会、「健康長寿は笑いから」、それから恒例の技能士会による包丁研ぎ、フリーマーケット「わいわいひろば」としまして、13の団体と個人の方の出店がありました。また、午後からの芸能発表では、約70名の方が参加をして行われました。特に新得警察署の署長・副署長の3町安全ソングの披露もありまして、大変良い試みだったなと思っています。

次に、2月12日には、札幌に出かけまして、北海道教育委員会の佐藤教育長とお会いをさせていただきました。私と大井教育長、それから鹿追高校看護科誘致期成会事務局の渡辺統括でお会いをしてきたところであります。

私からは、これまでの鹿追高校へ看護科誘致の取組について、北海道教育委員会から看護科設置は非常に困難ということを受けて、町としても今後の鹿追高校の在り方について様々な北海道教育委員会の支援が必要であるとお話に行ったところであります。

北海道教育委員会の佐藤教育長からは、皆さんも御存じのとおり、北海道で特色ある高校づくりに意欲のある校長の公募制度を実施したところ、鹿追高校の俵谷校長先生が応募され、採用されたということであります。校長先生からの様々な提案を受けて、北海道教育委員会でも非常に期待をしているというお話もありました。

現状では鹿追高校看護科誘致から、高校全体の魅力づくりへの道からの支援に方向が変わってきているかなと思っておりますけれども、例えば医療系の大学、あるいは専門学校、これに進むためのカリキュラムの導入、それからそこにつなぐ出口への関係、いろんな形で北海道教育委員会としても支援ができるのではないかというお話もいただきました。また、鹿追は長年培ってきた外国語教育、あるいは山村留学の受入れなどの実績があるので、それらをベースに魅力ある高校づくりを進めたらどうかというお話もいただいたところであります。そういったこともありますので、これから鹿追高校の魅力づくり、あるいは鹿追高校看護科誘致期成会も若干趣を変えてまだ存続をしているわけですから、しっかりその中の議論も踏まえて、地元からより多くのお子さんたちが鹿追高校へ進学していただけるように、この魅力を保護者や生徒にしっかりと伝えていく取組が本当に正念場を迎えていると思っているところであります。

次に、2月14日には、同じく鹿追高等学校とのICTの支援協定調印式を行いました。これには、鹿追高校の俵谷校長先生にお越しをいただいて実施をしたところであります。主な内容としては、昨年12月に予算の議決をいただきました鹿追高校へのWi-Fi整備とタブレット型パソコンの配備の関係であります。

内容としてはこれらの協定、それから鹿追高校全体に対する魅力化推進に関する協定で、こういった形で道立高校と市町村が協定を結ぶのは道内で3例目だそうです。いずれにしても、幼小中高一貫教育の柱はやはり国際理解、英語教育であります。小中学校についてはこれらの機器が整備されておりますので、ぜひ高校でもこれらをしっかり活用をしていただきたいということでもあります。2月中に設置が終わっているということですので、これからしっかりと有効活用していただければと思っております。

次に、2月14日には、十勝町村会の令和元年度第2回通常総会が、帯広市で開催をされています。内容としては協議事項が7件、令和2年度の事業計画案、それから歳入歳出予算案、令和2年度の重点事項としては、皆さんも御存じのとおり十勝地域と台東区・墨田区の連携事業ということで、令和2年度から本格的に取り組んでいきます。その内容についての説明があったところであります。その他報告事項4件、情報提供、意見交換など、こういった形で開催をされたところであります。

次に、2月15日には、鹿追町男女共同参画講演会、タイトルとしては「家族・会社・地域、みんなで子育て」ということで、講師に隣の芽室町パパスイッチ実行委員会、代表の嶋野丈治様を講師に迎えて、男性を含む、家族・会社・地域の方がどのように子育てに関わっていくことができるかということについて、御自身の経験をもとにお話をいただいたところであります。男性の育児参加は、従来から比べて少しずつ進んでいると思っておりますけれども、男性が育児のために休暇を取ることのできる環境はまだ整っているとは言えないと思っております。この現状をどうやって変えていくか。あるいは会社、地域でどのように子育ての世帯に関わっていくことができるのかを考える良い機会になったのかなと思っております。

2月16日には、陸上自衛隊第1空挺団の降下訓練見学会が行われました。乳牛育成牧場であります。この日は、公開日ということで警備地区5町に御案内を申し上げました。今年の降下訓練については、2月14日から16日にかけて予定をされていたのですが、14日、15日とも風が強くて実際降下ができず、運よく16日の降下日に全員、150名の隊員がお見えになっていたのですが、全員とはなりません。11時過ぎから風が出てくるということで、若干早めに飛んで11時前に終了したということでもあります。数年ぶりの見学会での降下が実行できたということで、大変良かったなと思っております。おそらく来年以降も計画をされると思っております。

また、18日には、町民ホールを会場に交流会を実施させていただいております。余興も

含めて大変楽しい催しになったのかなと思っていますところでもあります。

2月18日には、NTT東日本北海道東支店の田中支店長ほか、関係者の方がお見えになって、鹿追の農村地区における高速インターネット通信網整備、いわゆる光の関係についていろいろお話をさせていただきました。民設民営というか、NTTでそういう地域の光回線網を整備していただくのが一番理想ですけれども、なかなか通常の月額利用料だけでは、事業者としての運営が難しいということになっています。例えば町で整備をして通信事業者に運営をしていただく場合、総体的な事業費、どれくらい必要なのか。相当な金額になるとは思っていますけれども、それら経費の概算の積算もお願いをして、こういった形で整備が可能なのかを検討していく必要があると思っていますところでもあります。

次に、2月18日には、水素エネルギー研究会ということで、研究会のメンバーの皆様、吉田議長、それから菊池農業委員会会長、JA鹿追町の木幡組合長、それから実証事業者の方、それぞれ御参加をいただいて会議を開催いたしました。平成27年から環境省の委託事業である地域連携・低炭素水素技術実証事業で、中鹿追のバイオガспラントを使った水素サプライチェーン実証事業が行われておりまして、実証期間が5年ということで、今年度末で終了をいたします。ただこの実証事業、2年の延長を、今、環境省に実証事業者でお願いをして、延長が認められれば、また新たな実証が継続されるということで、引き続き町でも協力をしていきたいと思っています。

次に、2月21日には、帯広開発建設部の竹内部長ほか幹部の方がお見えになりまして、北海道開発局で第8期北海道総合開発計画、計画期間が平成28年度から、おおむね令和7年度の期間ということですが、ただ中間点検にあたっての意見交換ということでお見えになったところでもあります。北海道開発局では、「食」と「観光」が重点の取組と認識しているということでありました。私からは、地域の課題ということで特に農業分野の人手不足、それから外国人技能実習生の問題、酪農家における家畜ふん尿処理の問題、それから先ほどお話をさせていただいた農村地区の光回線の問題、あと観光関係のお話、ということで私から意見を申し上げたところでもあります。

同じく2月21日には、令和元年度「北の住まいるタウン」鹿追町推進町民会議ということで、推進会議の委員、それから北海道の建設部都市計画課、それから本町の事務局、建設水道課含めて会議を開いたところでもあります。「北の住まいるタウン」につきましては、平成28年6月にモデル都市として決定された後、地域会議を経て計画を策定したところでもあります。本年度は活動の締めくくりの年でこういった形で推進会議を開いたところであ

ります。これらの「北の住まいるタウン」の取組について、この中で「しかおい100人ひらめき会議」から生まれた町民プロジェクトなどもあり、今後もこの「ひらめきプロジェクト」として活動を継続するという話もあったところでもあります。大変いいことだなと思ったところでもあります。最後に北海道の渡辺都市計画課長から今までの本町の活動に対する感謝、それから今後も活動の継続をお願いしたいということで会議を閉じたところでもあります。

同じく2月21日は、令和2年度の予算発表、報道機関の方々に対して発表させていただきました。新年度予算に関しては、この議会で御審議いただくということでよろしく願いをしたいと思っております。

次に、2月27日には、陸上自衛隊鹿追駐屯地の矢野司令の離任の挨拶でお越しをいただきました。議会からは基地対策特別委員、JA鹿追町代表理事組合長、商工会長、それから自衛隊の各協力団体の方にお越しをいただきました。3月16日付で異動されるということでございます。平成30年3月に着任ですから、2年間司令として御勤務をいただきました。転出先は、鹿追に来るときもそうだったのですけれども、自衛隊の富士学校ということで古巣に戻る、職は若干変わるようすけれども、業務班長という形で転出をされるということでもあります。矢野司令からは、2年間、町を挙げて駐屯地及びその隊員家族を含めて支援をいただいたと、感謝の言葉を述べられておりました。

次に、2月28日には、令和2年第1回とかち広域消防事務組合議会の定例会、引き続き同じく令和2年第1回十勝圏複合事務組合の定例会が開催をされました。両議会とも定例会ということで、今年度の補正予算、それから新年度の当初予算ということで審議をされたところでもあります。それで特に十勝圏複合事務組合の関係におきましては、本町は令和3年度から広域処理に移るということで、昨年7月に、加入の要請をしております。事務レベル、それから各種会議では報告されていたのですけれども、今回の定例会の中で正式に本町から加入要請があったという報告が、十勝圏複合事務組合組合長からなされたところでもあります。同様に新得町も同じく令和3年から加入ということで、今後の手続きとしては、令和2年度中に様々な手続きを経て、構成市町村の議決を経て、組合格約の改正と流れていくのかなと思っております。十勝圏複合事務組合の議決については、来年の2月の定例会、これを経て令和3年4月から広域の処理に移行する形になろうかと思っております。

もう1つ、令和9年度から稼働を目指している新しいごみ処理施設の関係です。住民説明会、パブリックコメントで多くの意見が出されたことについては、皆さんも新聞報道等

含めて承知をされていることでもあります。現行については、構想案ということですので、いろいろな意見もあったことから、新年度において、ある程度の予算付けをして、追加調査を行うということでもあります。この調査結果を踏まえた検討がなされ、令和2年度の中で、またこの中間処理施設の在り方について、検討、再検討が必要な部分については再検討がされる、こういった形で進められるのかなと思っているところであります。

それから行政報告書の3ページですけれども、この中で3月3日、それから3月4日の行事、これについては、ちょっと印刷の時期が早かったということがありまして、3月3日、JA鹿追町熟年会の総会、それから4日の帯広市の行事、これについては中止をされているということで御了解をいただきたいと思っております。

それから最後に「新型コロナウイルス感染症対策」、本町の取組について簡単にお話をさせていただきます。この新型コロナウイルスの感染対策については、本町では2月の上旬から各公共施設の窓口に消毒液等を設置、機会を見て町のホームページで注意喚起を行ってきたところであります。

2月25日に、私以下課長職全員による第1回目の対策会議を開きまして、国や道からの情報の共有と、それから町主催の行事の取扱いについて今後どうすべきかということ、話し合いをしております。当面、町の窓口業務、病院とかはもちろんそうですけれども、特に町民の皆さん方と直接接する機会の多い部署についてはできるだけマスクを着用するような形で進めております。それから新型コロナウイルス感染症に係る相談、受診の日安、チラシについては、広報の3月号とともに印刷物の配付をしております。

2月26日に、北海道知事と北海道教育委員会教育長から、今後1～2週間は、感染拡大の分岐点という観点から、まず2月27日から1週間でしたけれども、小中学校の臨時休校の要請ということで、この要請に基づいて昨日まで休校をし、その後春休みまでという形に今、進んでおります。

そして2月28日に北海道知事が「緊急事態宣言」を出されたということもありまして、本町の取組の対策会議を、以前の新型インフルエンザの行動計画を本町も策定をしておりますので、それに準じて対策会議を2月28日付で対策本部という形に格上げをしております。

週明けの3月2日に、第2回となる対策本部会議を開催いたしまして、当面3月19日ぐらいまでが重点の対策期間ということも言われておりますので、3月中の行事等の状況、それから町の公共施設の対応等を確認いたしまして、町のホームページ、それからフェイ

スブックで周知等を図っているところでもあります。

主な個別対応について、ちょっとお話をさせていただきます。

小中学校については昨日まで、それからそれに引き続きまして、本日から3月24日まで小中学校全て休校をいたします。その後、3月25日からは春休みに入るということで、この期間は4月7日までという対応をいたします。

北海道でおっしゃっている分散登校については、まだ詳細が未定ということで、もし実施するとしても、来週からということになるのかなと聞いているところでもあります。

学童保育所については、最初の小中学校の休校に合わせて昨日まで休所していたところでもありますけれども、国の要請もありまして、本日から開所をしております。それで通常の授業がある日であれば、午後からですけれども、今は休校ということで、朝から一日開所という形で今日から始めております。地域保育所については、先般の全員協議会でもお話をさせていただきましたけれども、通常どおり開所をしております。ただし予防ということも考えておられるのか、欠席者が、また少し戻ってきたそうですけれども、やはり半分近くのお子さんはお休みをしているということでもあります。

あと卒業式関連で申し上げますと、通常であれば鹿追高校、道立の高校は、3月1日実施ですけれども、本町の鹿追高校についても3月1日には、実施をしておりません。聞くところによると明日、ホームルーム等で交付をするという形にするのか、ちょっと詳細は分かりませんが、そういった形とお聞きをしております。

それから小中学校の卒業式については、原則卒業生・保護者及び教職員で行なってほしいと北海道教育委員会から話が来ていると聞いています。内容についても縮小して実施、ただ地域の学校とかいろいろ実情が異なりますのでそれについては、学校教育委員会と協議をして実施をされるのかなと承知をしているところでもあります。

それから町が抱える各種行事、イベントについては、3月19日ごろまでの町主催の行事については原則延期、または中止ということで進んでいかざるを得ないのかなと思っています。大きなイベントにおいてはしかりべつ湖コタンがあるわけですけれども、今のところ2月29日から3月8日までは閉鎖という形を取っています。それ以降についてはその状況を見極めて検討がされると思っています。

あと各公共施設・病院の関係については、防災無線等でも周知させていただいておりますけれども、入院患者の家族も含めた面会の禁止をさせていただいております。

町民ホールについては、開館はしておりますけれども、学童保育所が今日から始まった

ことで、2階を学童保育所専用、1階は一般と、1階と2階の行き来がないように進めてまいります。

それから神田日勝記念美術館では、3月3日から3月16日まで休館いたしております。これについては、町内の福原記念美術館も同様な対応となっております。

スポーツセンターについては、開館をしています。ただし狭い空間のトレーニングルームについては使用を禁止しております。

それから図書館、ピュアモルトについては、感染拡大に配慮しながら開館。

トリムセンターについても、フィットネス室は先ほどと同様な観点から行なっておりません。

それから健康温水プールについては、3月は皆さん御存じのとおり機器点検で1カ月例年どおり休館であります。

今後の住民周知等ですけれども、ホームページやフェイスブックをはじめ周知してまいります。そういうのを御覧にならない方もいらっしゃるし、各公共施設の状況もありますので、今週末に向けて町でチラシを作って新聞折込をしていきたいと思っております。

新聞報道によりますと、今日にでも知事が今週末の関係について要請を出すともお聞きをしています。外出自粛も若干緩やかな内容になるような記事もありましたので、それを見極めて周知を進めていきたいと思えます。

これは本町だけの問題ではないですけれども、中小企業の影響が非常に大きくなっています。現状では円滑な資金繰りを支援するというので、商工会で金融機関と連携を取りながら相談を開始しているところでもあります。現状でも町の利子補給制度がございますけれども、状況を見極めながら必要な対策を検討していかなくてはならないかなと思っております。

町民生活全体に大変大きな影響が生じておりますけれども、今、感染拡大防止に関わる事が大変重要だと考えています。国や北海道などの考え方、指針等をよく見ながら、事態の推移もあるとは思いますが、慎重に対応していきたいと思っておりますので、議会をはじめ町民皆様の御協力をお願いしたいと考えております。

以上、行政報告といたします。

ありがとうございました。

○議長（吉田稔）

これから行政報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

7番、川染議員。

○7番（川染洋）

直接わが町のことでないのですが、十勝町村会の照会も行なったということでございますので、ちょっとその中のことについて、中札内村で新型コロナウイルスの4歳か5歳の子が発症した事態がありました。4歳の子が1人であちこち出かけたわけではないでしょうから、親御さんかあるいはどなたかついて行って、あるいは自分のところにかかったかもしれません、その後の情報というのは、我々に聞こえてないのですけれども、十勝町村会の総会か何かでその後のことについて、何かお話があったとしたらちょっとお聞かせいただければありがたいなと思います。

○議長（吉田稔）

喜井知己町長。

○町長（喜井知己）

お答えをいたします。

中札内の関係については、私どもも新聞報道以外の情報は持ち合わせていないということでございます。

○議長（吉田稔）

よろしいですか。

4番、台蔵征一議員。

○4番（台蔵征一）

同じく新型コロナウイルスの問題なのですけれども、新聞報道等で鹿追も今、町長から報告いただきました。学校を休み、学童保育所を開所されたということなのですけれども、朝のラジオを聞いていて、栃木県茂木町の話が出ていました。学校が休みになって学童保育所に大勢集まることによる問題が生じる。町がその問題を解決するためには、やはり学校を開いたほうがいいと、これ、あくまでも1つの例で、それが多分今日どこかでそのニュースが広がってどう対応するかという話がまた出てくるのかなと思いますけれども、当面鹿追が今日から開所するという事なので、そういう1カ所に子供たちが集まるという現象が起こりうるのかどうか。

その辺の考え方、現状をお知らせいただきたい。

○議長（吉田稔）

喜井知己町長。

○町長（喜井知己）

お答えをいたします。

私も当初、最初に知事から要請があつて、小中学校を休みにした段階で、学童保育所も同じように休みにしたのです。でも、やはり今、台蔵議員さんがおっしゃるようにならぬ一方で閉めて、一方で人を集めるというそういう形にどうしてもなってしまうので、そういったことで閉めたわけですが、国からの要請というのは、特に学童保育所という発言が特にあつて、働く親に配慮して開けてほしいということで、その方針に倣って本町も今日から開けているところであります。もちろん狭い空間に人が集まることであれば、それはなかなか感染防止上いろんな問題もあると思っています。

町の考え方としては、先ほどお話したように町民ホールの2階について、全体を学童保育所専用で使用するということでもありますので、なるべく狭い空間に子供たちが集まらないように、できるだけ距離をとる。そういった一般的に言われている感染防止の対策を施して状況を見ていく必要があるのかなと思っています。実際登録しているお子さんの数は、まあまあいらっしゃるのですけれども、常時来ているお子さんは、現実には数が違うと聞いておりますので、今日からの運営状況を見ながらしっかりと対策、できることはやっていく必要があるなと思っています。

○議長（吉田稔）

4番、台蔵議員。

○4番（台蔵征一）

学童保育所をこれから調査して実際に鹿追の場合、働く保護者がどのくらい子供を預けて利用しているかということも、これからと思いますけれども、ぜひ国として、対応としては、学校の教室は開いているのですけれども、そういう対応も学校での場所の対応も必要ではないかというようなことも言われていますけれども、鹿追はそこまでする必要があるかどうかもあります。私が最初にお話しました茂木町の話なのですけれども、ラジオで聞いた話だけなので、しっかりとした情報じゃないかもしれないのですけれども、茂木町がそこに至った経緯の中で、もちろん国・北海道であれば北海道主導の下で今は町村も動いているわけですが、これが長期化してくることによって、逆にいろんな弊害がどうしても出てきてしまう。これはやむを得ないことと自分たちも理解はしているのです。

そこで茂木町がとった方法というのは、行政関係者は当然なのですけれども、特に学校

関係者、校長、職員、それからPTA、直接関わっている人たちの御意見を聞きながら最終的に茂木町として学校を休ませないという判断をした。私はそれがいいという意味ではなくて、上からの通達のみだけがこの町にとってふさわしいかどうかという判断を、やはり時間がたつことによって私は慎重に考えていっていただきたい。通達だけが完璧ではないということもあり得る。十勝の場合、まだ他に出ていませんので、今の中札内村以外には出ていないので、まだ落ち着いていただけますけれども、ひとつ対策本部もしっかり作られている説明もいただきましたので、今後そういうことも含めてしっかり町全体の中で調整をしながら進んでいっていただきたい。要望として、終わります。

○議長（吉田稔）

答弁、喜井知己町長。

○町長（喜井知己）

お話いただきまして、ありがとうございます。

学童保育所の関係、学校を使つては、という話はもちろん報道等で承知をしております。

それから茂木町の関係、私は承知はしていなかったのですけれども、いろいろな考え方と地域の事情や、いろいろな考え方がありますので、すぐ実行しなければならない問題と、いろいろ合意を得ながらやっていくこと、いろいろあると思います。

特に学校の関係については、教育委員会はもちろんですけれども、学校関係者等の合意の上でなければなかなか進められないことがたくさんありますので、それについてはこのままいろいろな形で長期化したり、いろいろな問題が出てくる可能性もありますので、しっかりとその辺はコミュニケーションをとって、適切な対応を取っていくようにしていきたいと思います。

非常に難しいです。国や北海道がおっしゃることももちろん分かりますし、そうでない意見もたくさんありますので、どうあるべきかというのは難しいのですけれども、いろいろな情報を総合し、関係機関と相談しながら進めていきたいと思っています。

○議長（吉田稔）

よろしいですか。他にありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田稔）

他になしと認めます。

これで行政報告を終わります。

○議長（吉田稔）

日程5、町政執行方針を行います。喜井知己町長。

○町長（喜井知己）

令和2年第1回鹿追町議会定例会が開催されるにあたり、町政の執行の方針を申し上げます。

昨年4月の統一地方選挙における町長選挙において、町民皆様の負託を受け、令和時代の幕開けと同時に、町政のかじ取りを担わせていただき、早一年がたとうとしています。改めて、期待と責任の重さを痛感し、町民皆様の声に耳を傾け、町職員、そして議員の皆様とともに、ふるさと「鹿追」の発展と、直面する諸課題に対し全力で取り組んできたところであります。引き続き、全身全霊で努めてまいる所存でございますので、今後もまちづくりに対し、町議会議員各位をはじめ各関係機関、町民皆様の御理解と御協力をお願い申し上げます。

さて、令和2年度は、令和9年度までの8年間のまちづくりの方向性を示す、町の最上位計画である「第7期鹿追町総合計画」のスタートの年であり、鹿追町開町100年の大きな節目の年でもあります。総合計画案及び100年記念事業計画案の策定にあたり、審議会、各種会議、アンケート調査やワークショップなどを通じて多くの町民皆様、町議会議員各位に御協力をいただきましたことに対し、改めて感謝とお礼を申し上げる次第でございます。

私は昨年5月、町長就任にあたり、8項目の基本政策を述べさせていただきました。

1つ目は、元気のみなもと・農業の振興。

2つ目は、地域の宝・子育て支援の新設拡充。

3つ目は、医療と福祉の連携強化。

4つ目は、未来への投資・教育は人づくり。

5つ目は、商工業振興と観光事業の活性化。

6つ目は、陸上自衛隊鹿追駐屯地の拡充。

7つ目は、町民が主役のまちづくり。

8つ目は、健全財政の維持であります。

これらの実現に向け、今議会において、提案させていただく新たな総合計画に基づき、「継続」と「革新」の調和と融合を図りつつ、町民皆様が「愛・夢・笑顔あふれる未来へ」、

「支え合うまち」、そして「安心して暮らせるまちづくり」を目指してまいりたいと考えております。

また、開町100年記念事業審議会より答申をいただきました「新しいステージへ・躍動する大地・しかおい町」のキャッチフレーズのもと、この記念すべき年が、郷土の誇りと愛郷心の醸成を図る機会となり、先人、先輩諸氏への感謝と敬意を表すとともに、次の100年へ飛躍の第一歩を踏み出すスタートとして、多くの町民皆様と共に各種事業を展開してまいりたいと考えております。今日、全国的な人口減少や少子高齢化の進行、各分野における労働力不足、ICTの新たな潮流などと相まって、地方を取り巻く環境はますます、複雑・多様化し時代の変遷と共に様変わりしていきます。これらの流れに的確に対応し、地域の魅力を最大限に活用しながら、町民皆様の幸せを追求し、町政執行にあたりたいと考えるものであります。

以下、諸般について申し上げます。

当初予算及び財政状況について申し上げます。

予算の規模は、一般会計が70億1300万円で前年度比18.6%、16億300万円の減。

6特別会計を加えた全会計の総額が97億2千万円で、同13.5%、15億1700万円の減となりました。

令和元年度当初予算は骨格予算であり、政策予算を追加した予算額と比較しますと、一般会計で17億6千万円、20%の減。全体で16億8千万円、14.7%の減となるものです。

主たる要因としましては、継続的事业である認定こども園整備事業で9億2400万円、再生可能エネルギー導入・活用事業で対前年度比3億1500万円、中鹿追地区国営農地再編整備事業繰上償還で7億5千万円等が減少したことによるものであります。

歳入では、町税で前年度2.1%増の8億2400万円。

地方交付税で4.8%増の26億4千万円を計上する一方、前述の大型事業が減少したことにより、分担金で95.7%減の1400万円。

国庫支出金では、8.4%減の4億3100万円を計上しました。

また、諸収入についても、31.4%減の5億2800万円。

繰入金は21.2%減の7億9800万円。

町債は70.1%減の4億60万円を計上しました。

歳出では、工事請負費で9億6500万円、負担金で6億9200万円の減となっておりますが、町営牧場育成舎整備事業をはじめとする平成29年度借入れの元金償還が始まることによ

り公債費が9千万円増となり、会計年度任用職員等への移行に伴う人件費や消費税率の引き上げに伴う各種サービスに係る経費の増加の他は、令和元年度当初予算と同規模程度となっております。

本町の財政状況は、経常収支比率については、前年度比0.9ポイント増の81.2%となり、管内全市町村平均を4.1ポイント下回っておりますが、上昇傾向にあり、健全性の確保に努めてまいります。

また、財政健全化法に基づく平成30年度の実質公債費比率は、前年度比1.2ポイント増の9.8%、将来負担比率は同5.1ポイント減のマイナス16.2%であります。

最初にまちづくり関係について申し上げます。

令和2年度は開町100年という節目の年であり、新たにスタートする「第7期鹿追町総合計画」に基づき、これまでの取組を継承しつつ、全ての町民に「愛・夢・笑顔」があふれるまちづくりを進めてまいります。

また、総合計画と併せてスタートします「第2期鹿追町まち・ひと・しごと創生総合戦略」についても、

「安定した雇用の創出」。

「新しい人の流れをつくる」。

「子供を産み育てやすい環境を整備する」。

「時代にあった地域づくりと地域と地域の連携」。

の4つを基本目標に据え「今住んでいる町民を減少させない」、「新たな人口の増加を図っていく」ことを双方から考え、包括的な人口減少対策を講じてまいります。

国際交流関係では、令和2年度にストニブレイン町姉妹提携35周年を迎えることから、国際交流センター平成館を活用した住民交流や長期滞在体験事業などによりさらなる国際交流の促進を図ってまいります。

都市と農村の交流事業では、東京都「台東区」と結ばれた連携協定に基づき「ふるさと交流ショップ」への出店や小学生の台東区派遣事業などを通じた交流を引き続き進め、さらには令和2年度からスタートする十勝管内18町村と東京都台東区・墨田区とのプロジェクト「北海道十勝地域×東京都台東区・墨田区連携交流事業」による関係人口の拡大や鹿追の魅力を発信するよう進めてまいります。

陸上自衛隊鹿追駐屯地維持拡充につきましては、平成30年に閣議決定された、新たな「防衛計画の大綱」及び「中期防衛力整備計画」においては、北海道における大幅な削減が回

避されましたが、今後進められる部隊の新編・編制などの動向に注意しつつ、引き続き町議会、関係諸団体、町民皆様及び警備地区の御理解と御協力をいただきながら拡充運動を進めてまいります。

町政に対する町民の関心喚起につきましては、「やまびこメール」や「ふれあいトーク制度」を継続して実施し、多くの町民との対話をとおして、まちづくりに対する情報の発信や収集に努めてまいります。

また、地域活動の促進剤として4年目となる「地域のつながり活動助成制度」により、町内会単位の活発な地域活動を促し、住民相互の連帯化を醸成することで「互助」、「自助」を核とした「地域自治の力」を育み、地域コミュニティの活性化を図ってまいります。

行財政改革については、行財政改革推進審議会により、社会経済情勢の変化に対応するため、中長期的な行財政運営を持続する観点から、行政組織や歳入歳出の徹底した行財政改革に着手してまいります。

町民生活関係について申し上げます。

町税につきましては、町民皆様の深い御理解のもと、高い収納率を維持しております。安心して暮らせる社会を支えるために必要不可欠な対価である税について、さらに理解を求め、公正で公平な課税・納税を推進してまいります。

防災・防犯・交通安全関係につきましては、町民皆様が悲惨な事件・事故に遭遇せず、安寧な日々を送ることができるよう、地域の皆様の御協力をいただきながら、関係機関との連携を図り、安心・安全なまちづくりを推進し、災害に強い地域づくりのため、国土強靱化地域計画を策定いたします。

生活環境関係では、最終処分場閉鎖に伴う令和3年度からのごみの広域化共同処理移行に向け、ごみ分別方法等の住民皆様に向けた説明を丁寧に行い御理解と御協力を求めるとともに、混乱が生じることのないよう、計画的に進めてまいります。

新たに「電動生ごみ処理機」の購入助成を行い、ごみの減量、資源化を推進いたします。

葬斎場の改修につきましては、バリアフリー化などに配慮し、利用しやすい施設といたします。

戸籍窓口関係につきましては、親切・丁寧な対応を心がけ、法令遵守の下、適正な事務処理を行うとともに、総合案内窓口として行政サービスの向上に努めてまいります。

瓜幕支所関係について申し上げます。

瓜幕地区の振興につきましては、ウリマックホールを核として、ライディングパーク、

道の駅うりまく、うりまく夢創造館等各施設を活用した自治活動やサークル活動・パークゴルフ等を推進してまいります。

さらには、昨年購入した2頭の馬を中心に乗馬体験等の利用促進を図り、馬に関する各種イベントなど年間を通じて、地域活性化に努めてまいります。

農業関係について申し上げます。

令和元年度の本町農業は、少雪で土壌凍結による春耕の遅れが心配されましたが、順調な植付作業となり、日照不足もありましたが、収穫作業も順調に行われ、各作物とも平年を上回る収量となり、生乳生産も11万4800トンを超え、農業生産額は史上第1位の241億8600万円となりました。このような結果を出された農業者皆様の御努力と関係機関の御尽力に改めて敬意を表する次第であります。

国営、道営による農業基盤整備事業や町営牧場の整備、各種補助事業などにつきましては、引き続き実施をしてまいります。

農政、畜産関係では、足腰の強い農業の確立に向けて、引き続き国の予算が重点配分されており、国・道及び関係機関・団体と連携をとりながら対応してまいります。またJA鹿追町と連携した農業支援の継続と経営の安定化、競争力強化を推進してまいります。

笹川地区の排水整備事業につきましては、令和2年度より地区調査業務が始まる予定でありますので、早期完成に向けて連携を図ってまいります。

中鹿追及び瓜幕バイオガスプラントにつきましては、安定かつ適正な運営に努めるとともに各余剰熱利用施設の活用を進め、地域から要望を受けているバイオガスプラントの建設につきましては、令和2年度にマスタープランの策定を実施し、建設に向けての検討を進めてまいります。

また、中鹿追バイオガスプラントで進められている環境省による水素サプライチェーン実証事業については引き続き協力してまいります。

鳥獣害被害対策につきましては、現在、鹿追町ハンティングクラブと連携しておりますが、ハンターも高齢化しており、将来の活動を見据え、また自己防衛の観点から、新たに狩猟免許を取得するための支援を進めてまいります。

新規就農・農業労働力確保対策につきましては、JA鹿追町等関係機関と連携しながら検討を進めてまいります。

農業委員会について申し上げます。

農業・農業者の公的機関として、農地の確保と担い手への集積・集約等を図り、農業経

営の支援に向けた農地行政を推進してまいります。

新規就農・担い手対策につきましては、今後の方向性等の協議を関係機関と継続してまいります。

また、農業や農地に関する相談、農業者年金の加入促進を図り、農業者の生活の安定と福祉向上を目指してまいります。

保健福祉関係について申し上げます。

保健事業につきましては、町民皆様自身の健康状態に意識や関心をもってもらうため、特定健康診査の受診率向上に努め、検査項目を充実させるとともに健診結果や健康医療情報の分析を行い、きめ細かな保健指導に努めてまいります。

また、地域健康支援システム（健康カルテ）を導入し、町民皆様の予防接種や乳幼児健診などの適切な管理、勧奨を行うことにより効果的な保健事業を推進してまいります。

国民健康保険事業につきましては、北海道が財政運営の責任主体となり、市町村とともに運営を行なっていることから道との共通認識の下、効率的な事業により安定化を図ってまいります。

子育て支援では、妊娠、出産、子育てを応援する切れ目のない子育て支援施策の実現のため「子育て世代包括支援センター」を設置し、きめ細やかな育児支援に努めてまいります。

高齢者福祉につきましては、地域包括ケアシステムの構築に向け、医療機関、社会福祉協議会等と連携しながら推進してまいります。また、さらに健康や生活への関心を高めるため「健康ポイントカード事業」を実施するとともに、高齢者の権利擁護に関わる相談支援、人材育成等の成年後見制度の実施に関わる協議体の設置等、高齢者福祉の充実に努めてまいります。

障がい福祉につきましては、相談支援や福祉サービスの充実を図るとともに、地域自立支援協議会のさらなる活性化を図ってまいります。

生活困窮者支援では、社会福祉協議会や民生委員などと連携を図りながら、自立に向けた支援体制の充実に努めてまいります。

子ども・子育て関係について申し上げます。

子育ての環境は、少子化、核家族化の進展や共働き家族の増加など、人々の価値観や生活様式が急速に移り変わりを見せている状況から、専門性や多様性への対応が求められています。

こうした中、本町が進める幼保一体化の総合施設として、「認定こども園しかおい新園舎」が昨年12月に開園し、今後も子供たちが同じ環境の下で、健やかな成長を育むよう職員一同努めてまいります。

また、発達障害などで療育を必要とする子供が増加していることに鑑み、医療・教育機関とのさらなる連携を図り、一人一人のニーズに合った支援を進めてまいります。

商工観光関係について申し上げます。

観光につきましては、今年の幌鹿峠開通、連続テレビ小説「なつぞら」効果により観光客入込数は増加傾向にあります。

令和2年度におきましても、観光資源の有効活用を図るとともに、自転車を活用した新たな事業展開により、さらなる誘客促進に努めてまいります。

商工業につきましては、消費増税の影響が懸念される中、各種事業の支援継続、商工会と連携した経営発達支援により、町内事業者の経営安定と、道の駅しかおいを拠点とした町内連携事業、道内外の道の駅間連携事業を計画し、地域振興の促進を図ってまいります。

チョウザメにつきましては、飼育技術の向上に努め、鹿追産キャビアの安定採取を目指してまいります。

農村青年会のマンゴー栽培につきましては、収穫個数が年々増加し販売収入も伸びていることから、市場あるいは道の駅で販売できるマンゴーの増加を期待し、引き続き支援してまいります。

ジオパーク関係について申し上げます。

鹿追町の成り立ちなど、地域特性の解明を進めることで、町を豊かにし、地域の価値を高めることを目指し、教育や人材育成に役立てるとともに、防災・減災や保全・観光につながるように、関係機関との連携強化を進め、ジオパーク活動のさらなる充実に努めてまいります。

建設関係及び公園・花関係について申し上げます。

道路関係につきましては、年間を通じ常に安全で安心して通行していただけるよう改修・修繕を順次進め適切な維持管理に努めるとともに、工事継続路線の早期完成を目指してまいります。また、橋梁関係につきましては、橋梁長寿命化修繕計画を基に事業を実施してまいります。

国道につきましては、国道274号、瓜幕市街の「瓜幕事故危険区間事業」の工事が完成しておりますが、近郊の未改修区間工事と、美蔓、笹川地区の防雪対策区間の解消に向け

た工事を、積極的に要望してまいります。

道道につきましては、道道鹿追糠平線の未改修区間工事及び雪崩防止対策工事についても、引き続き要望してまいります。

建築関係につきましては、公営住宅等長寿命化計画を基に昨年に引き続き令和団地公営住宅の建設を継続し、白樺団地の解体に着手します。また、老朽化した公営・町営住宅の維持修繕に努め、住環境の整備を進めてまいります。

公園関係につきましては、展望の丘公園内「しかおいG E O P パークゴルフ場」の周辺整備を継続し利用促進に努めてまいります。

花関係につきましては、「花と芝生のまちづくり」の情報発信を行うとともに、関係団体、町民皆様との連携を図り「美しい町並と・美しい豊かな景観づくり、花の町鹿追」の推進を継続的に努めてまいります。

水道関係につきましては、利用者に「安全で安心な水」の供給に努め適切な維持管理に努めてまいります。また、平成 28 年の台風被害以後仮設の浄水場において運転しています然別湖畔地区において、工事に着手し水道施設の改修を図ってまいります。

下水道関係につきましては、公共下水道長寿命化計画に基づく然別湖畔浄化センターの機器更新事業が令和元年度に完成し、施設の機能向上が図られました。農業集落排水施設の鹿追地区・瓜幕地区は最適整備構想の策定、個別排水処理施設設置事業を継続し、町内全域の生活環境の整備、向上を図ってまいります。

消防関係について申し上げます。

近年の災害状況をみますと、観測史を上回る豪雨をはじめ、台風や地震など様々な災害が多発しており、全国各地で甚大な被害が発生しております。

このような状況を踏まえ、消防施設の充実・強化といたしまして「小型動力ポンプ付大型水槽車」の更新を進めてまいります。

また、防火・防災思想の普及・啓発におきましては、本町の開町 100 年に併せまして、「防災・防火フェスタ 2020」を開催し、地域防災力の充実強化・火災予防対策の推進に取り組んでまいります。

学校教育関係について申し上げます。

令和 2 年度から小学校において新学習指導要領が始まりますが、子供たちが笑顔で学校に通うことができる環境を作ることが最も大切であると考え、「子供たちの心の安心をサポート」する施策を積極的に行なってまいります。

また、スクールカウンセラーの派遣を倍増し、より専門的な見地から子供たちが安心して心情を相談できる体制を強化してまいります。

併せて不登校児童や生徒が学校以外の場所で過ごすことのできる場所についても多くの事例を研究しながら、場所の確保について検討を進めてまいります。

また、いじめや暴力などの問題にも積極的に取り組むため「暴力防止のための予防教育プログラム」の導入を図ってまいります。

平成15年度から取り組んできた小中高一貫教育では、英語教育を中心に着実に成果を上げてきました。グローバル社会となった現代において多様な価値観を理解するためには国際理解教育が欠かせません。

また、これまでも本町独自の教育課程として取り組んできた環境学をジオパーク活動と連携させ、体験を通じて自然科学を横断的かつ総合的に学ぶ方法を検討してまいります。また、鹿追高校との小中高一貫教育の在り方を再構築してまいります。

これまで高い教育力をもって進めてきた一貫教育ですが、近年は様々な要因から鹿追高校への入学者数が減少しております。地方創生の核として期待される鹿追高校において令和2年度から取り組む「鹿追創生アカデミア構想」の実現を全力でサポートしながら、いかに高校と一体となった一貫教育を行うことができるか総合的に再検証しながら、さらなる一貫教育の振興と充実に努めてまいります。

社会教育関係について申し上げます。

町民皆様が生涯にわたって学び、豊かな人生を送ることができるよう「いつでも、どこでも、なんでも」学ぶことができる学習環境を整え、町民ホールなどの生涯学習施設を有効に活用しながら、各種文化団体の育成支援に努めます。

神田日勝記念美術館では、神田日勝没後50年を記念した巡回展「神田日勝―大地への筆触」を東京ステーションギャラリー、北海道立近代美術館、神田日勝記念美術館で開催します。

また、放課後の居場所づくりを充実するために、学童保育所を建設し子供たちの健全育成を図ります。

図書館では、引き続き「鹿追町新図書館建設検討委員会」と連携を図りながら、図書館の整備に向けた調査検討を行なって参ります。

スポーツ振興につきましては、総合スポーツセンターや健康温水プール等の拠点施設を活用し、町民ひとり1スポーツの推進に加え、体育連盟や各スポーツ少年団の育成支援に

努め、スポーツ関連施設の環境を整えてまいります。

町立国民健康保険病院関係について申し上げます。

町立病院の医療体制が安定的に確保されることは町民の生活の安心を確保する上で最も重要なものであり、通常診療体制に加え、夜間診療や専門科診療を継続して実施し、適切な医療を提供してまいります。

病院経営は、2年ごとに行われる診療報酬改定があることなどからも、各方面からのアドバイスを受け、今後の方向性を定め、信頼される病院づくりに一層努めてまいります。

以上、令和2年度町政執行方針について説明させていただきました。

今日の鹿追町の発展は、この地で日々、営々と開拓を積み重ね、幾多の試練に遭遇しながらもそれを乗り越え、人々の暮らしを支えてきた、多くの方々がおられたからこそ、開町100年を迎えることができるものです。これからも町民皆様と力を合わせ、共に苦難を乗り越え、活力に満ちた町の実現に向け、一步ずつ着実に歩んでまいりたいと考えております。

町長として、初めての当初予算編成となりましたが、健全財政を維持しつつも、近年多発する災害への備え、子育て支援、教育の充実、地方創生の対応、さらなる産業振興など、様々な課題に対応し続ける必要があります。そのために、常に町民皆様の声に耳を傾けることを念頭に置き、さらに、町議会、関係機関の皆様方と常に対話し、協力し合いながら、職員と一丸となって町政運営に当たってまいります。

どうか皆様の一層の御支援、御協力を心からお願い申し上げます、町政執行方針の説明といたします。

ありがとうございました。

○議長（吉田稔）

これで、町政執行方針を終わります。

ここで暫時休憩とします。

再開は11時30分とします。

休憩 11時18分

再開 11時30分

○議長（吉田稔）

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

○議長（吉田稔）

日程6、教育行政執行方針を行います。

大井和行教育長。

○教育長（大井和行）

私もマスク着用の上、述べさせていただきたいこと、お許しをいただきたいと思います。

令和2年第1回鹿追町議会定例会にあたり、教育行政執行の方針を申し上げます。

平成30年度から段階的に始まった新学習指導要領は、令和2年度から小学校において実施されることとなります。新しい要領では子供たちに求める力として「主体的で対話的、そして深い学び」を掲げています。これは子供たちの自立心を育み、他者との関わり方を学びながら、答えのない課題にどのように取り組むかといった、まさに現代に必要な力を育てようとするものです。次年度から始まる第7期の総合計画との整合性を図りながら、鹿追町のまちづくりの基礎となる「人づくり」に取り組んでまいります。

以下、学校教育、社会教育の順に教育行政方針の主な取組について申し上げます。

はじめに学校教育について申し上げます。

児童や生徒は成長に伴い、人間関係をはじめとした様々な環境の変化に戸惑い学校生活や家庭生活への不安などから学校に行きにくい状況になることがあります。要因は複雑で多様化しており、簡単に原因を見出すことはできません。こうした対応には、決して学校を取り巻く環境で物事の良し悪しを単純化せず、子供たちに寄り添いながら時間をかけて生活をサポートする必要があります。本年度からはスクールカウンセラーの派遣を倍増し、より専門的な見地から子供たちが安心して心情を相談できる体制を強化していきます。併せて不登校児童や生徒が学校以外の場所で過ごすことのできる場所についても多くの事例を研究しながら、場所の創設について検討を進めていきます。また、いじめや暴力などの予防教育プログラムの導入を図り、未然防止に努めてまいります。

本年度から始まる第7期の総合計画においては、

「自己肯定感を高める教育」。

「他者との価値観の相違を理解する教育」。

「課題解決能力を高める教育」の3点を学校教育の目標といたしました。

これは新学習指導要領が求める「主体的で対話的、そして深い学び」と整合するもので総合計画で掲げる「お互いの価値観を認め合い、確かな自分づくりを育む教育」の第一歩として学校教育が取り組むものです。これまでの画一的で全体的な教育から、子供たちの

成長度合いや個々の能力を伸ばして真の学力を育み、個々に自立する力を持った教育を展開する方法を模索してまいります。

平成15年度から取り組んできた小中高一貫教育では、英語教育を中心に着実に成果を上げてきました。鹿追町の子供たちの英語力は全国的に見ても高いものがあり、さらに鹿追高校で行われるカナダ短期留学において、実践を通じて生きた英語力を身につけています。グローバル社会となった現代において多様な価値観を理解するためには国際理解教育が欠かせません。国際標準語である英語教育をさらに充実させると同時に、多様な価値観を学ぶことで他者との価値観の相違を学び、同時に自己肯定感を育てていきます。

また、これまでも本町独自の教育課程として取り組んできた環境学をジオパーク活動と連携させ、体験を通じて自然科学を横断的、かつ総合的に学ぶ方法を検討します。

さらに、小中高一貫教育においては、鹿追高校との一貫教育の在り方を再構築してまいります。これまで高い教育力をもって進めてきた一貫教育ですが、近年は様々な要因から鹿追高校への入学者数が減少しています。

地方創生の核として期待される高校を単に存続問題としてのみ捉えず、高校は町内の最高学府である認識を持って、鹿追高校が今年度から取り組む「鹿追創生アカデミア構想」の実現を全力でサポートしながら、いかに高校へつながる一貫教育を行うことができるか総合的に再検証し、さらなる一貫教育の振興と充実に努めてまいります。

本年度からは部活動の在り方につきましては、本年度より元サッカー日本代表監督が提唱する科学的理論をデジタル化した指導方法の実証実験に取り組みます。

部活動を取り巻く環境も大きく変わり、休業日を設けるなど参加する生徒の心身のバランスにも配慮した取組が必要となっています。

鹿追町では元代表監督のサッカー理論による指導を、最先端の情報通信技術を使って指導に取り組む機会を得ました。本年度は少年団から高校までを、一貫した論理的で科学的なアプローチによって、指導の方法を含めて部活動改革を進めてまいります。

学校給食につきましては、安心して安全な給食の提供を最優先し、地元食材の有効活用などによる地産地消の推進を進めます。また、本年度からは本格的にアレルギー代替食の提供を行います。このことにより、より多くの子供たちの状況に応じた給食機会の確保が可能となります。全ての子供たちが楽しく、そして安心して食べながら、食について学んでいけるように食育の充実を図ってまいります。

最後に「地域とともにある学校づくりの推進」について申し上げます。「社会に開かれた

教育課程」を実現するための手段として、町内の全小中学校にコミュニティ・スクール「学校運営協議会」を設置して2年が経過し、学校と地域住民・保護者が一体となって子供たちを育む「地域とともにある学校づくり」を推進してまいりました。

今年度につきましても、学校教育と社会教育が連携し地域や保護者、学校と一体となり子供たちを支える仕組みづくりを継続して取り組んでまいります。

次に社会教育の推進について申し上げます。

平成30年度から令和4年度を期間とする「第4次鹿追町生涯学習中期計画」が3年次の折り返しを迎え、計画の理念であります「夢と生きがいを持ち、未来をきずく人づくり」のため、子供から高齢者までが、心の豊かさや生きがいを実感しつつ社会の変化に対応するための知識や技術を習得し、いつでも自由に学び、その成果を社会で活用できる生涯学習社会の構築を目指してまいります。具体的には、活動の核となる町民ホール等の学習施設を活用し、多様な学習サービスの質の向上とニーズに対応した学習機会の提供に努めるとともに、「とちかち鹿追ジオパーク」につきましても町担当部局と連携し、ふるさと鹿追の風土を学ぶ事業の推進などに努めてまいります。また、町民ホール・神田日勝記念美術館・健康温水プールが建設後20年以上が経過し、今後経年劣化などによる改修が必要となることから改修計画の策定を行います。

個別の取組では、家庭教育は、「生きる力」の基礎であり、家庭での教育力の向上のため、家庭・学校・地域社会の密接なつながりを推進するとともに、父親が子育てに参加する意識の高揚と子供たちの育成に取り組んでまいります。

少年教育につきましては、子供たちの安心・安全な居場所づくりのため、学童保育所の建設を行い、放課後児童の健全育成に取り組んでまいります。また、インターネットやスマートフォンなどによるトラブル防止のため、家庭・学校・地域が一体となった取組を行い、豊かな心と体の育成に努めてまいります。

青年教育につきまして、次代を担う青年期は、社会の中心的存在やリーダーとなる成人への準備期間であり、将来の夢や希望を抱いて、自らの人生について考える時期でもあります。本町では活動の母体でもあるピュアモルトクラブを中心に、青年の自主性や創造性を引き出し、異世代・異業種の枠を超えた活動が行われており、今後もこのピュアモルトクラブと連携して、青年教育の充実を図ってまいります。

成人教育につきまして、社会の中で中心的な役割を担う時期であり、学習内容も趣味嗜好に加え、職業や生活・健康・ボランティア活動に関することなど、多種多様になること

から、住民のニーズに応じた学習活動の機会をつくるとともに、人材の育成に努めてまいります。また、女性の知恵と熱意で、明るく豊かなまちづくりを目指し実践している女性まつりやボランティア活動などの支援を進めてまいります。

高齢者教育につきましては、人生 100 年時代を見据え、平均寿命が延びる中、高齢期を過ごす期間が長くなっています。そのため健康で学習活動をとおした社会貢献やボランティア活動、生きがいづくりが重要になってきます。高齢者がこれまで培った豊富な知識と経験などをいかし、活躍できる場の創出に努めます。

芸術と文化につきましては、豊かな人間性をかん養し、創造力と感性を育みながら、人々がゆとりと潤いを実感することができる環境の整備が必要です。今後も文化連盟や町民ホール事業実行委員会と連携しながら、その活動を行う人の自主性・創造性を尊重し、学習成果の発表や芸術鑑賞事業など、優れた芸術文化に触れる機会の充実を図ってまいります。

神田日勝記念美術館につきましては、神田日勝没後 50 年を記念して、展覧会名「神田日勝―大地への筆触」を東京ステーションギャラリー・神田日勝記念美術館・北海道立近代美術館の 3 館を巡回する展覧会を開催し、町内外で神田日勝の画業の顕彰と優れた芸術鑑賞の機会を提供いたします。

図書館につきましては、読書は新たな知識や情報が得られるだけでなく、読解能力を高め、表現力を豊にし、感性や創造力を育てるものです。本町では、昨年よりブックスタート事業を始め、親子のコミュニケーションを図りながら、絵本を開く楽しい体験を通して、子供たちが将来読書活動を行うきっかけづくりに努めてまいります。また、引き続き新しい図書館の整備に向けて、「鹿追町新図書館建設検討委員会」と連携を図ってまいります。

文化財保護につきましては、文化財は、長い歴史の中で生まれ、育まれ、守り伝えられてきた貴重な財産で、これを後世に伝えていくことが必要です。本年は、開町 100 年記念事業の中で、鹿追町の歴史を振り返る「町の歴史めぐりツアー」や「歴史の写真展」、「史跡看板改修事業」を行い、地域の郷土史を学習する機会の提供に努めてまいります。

スポーツ振興につきましては、生涯にわたり子供から高齢者までが、スポーツを通じて健康で明るく豊かな生活を送ることができるように、「町民ひとり 1 スポーツ」を推進し、体育連盟などと連携しながら、スポーツ活動の支援や施設の整備等を図ってまいります。

以上、教育行政に関する主要施策について申し上げましたが、町民皆様の負託に応えるため、本町の教育、文化、スポーツの振興に最善の努力を傾注いたしたく、町理事者、町議会、町民各位の御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げ、令和 2 年度の教育行政

執行方針とさせていただきます。

ありがとうございます。

○議長（吉田稔）

これで、教育行政執行方針を終わります。

日程 7

所管事務調査報告

○議長（吉田稔）

日程 7、所管事務調査報告を行います。

総務文教常任委員長から所管事務調査報告書が、議長に提出されましたので報告を求めます。

畑久雄総務文教常任委員長。

○3番（畑久雄）

所管事務調査報告書、本委員会は、下記のとおり所管事務調査を実施したので報告いたします。

記。

1、調査期間、令和元年 11 月 18 日月曜日から 11 月 21 日木曜日。

2、調査地・調査項目。

(1) 埼玉県^{はんのうし}飯能市

①農のある暮らし「^{はんのう}飯能住まい制度」について

②飯能市立図書館の取組について

(2) 埼玉県^{よこぜまち}横瀬町

①^{よこぜまち}横瀬町官民連携プラットフォーム（通称よこらぼ）について

(3) 埼玉県^{なめかわまち}滑川町

①子育てナンバーワンのまちづくりについて

(4) 埼玉県^{みよしまち}三芳町

①公共施設マネジメント（管理）計画の策定、運用について

②協働のまちづくりの取組について

3、参加者は記載のとおりであります。

各町村ごとに一応考察も入れて書いてありますけれども、私からは総合考察を述べさせていただきます。ページ数は 8 です。

総合考察、^{はんのうし}飯能市での移住、定住を促進する施策では、優良田園住宅制度により農地を

宅地に転用し、住宅を建設できる仕組みを取り入れている。

さらに自然環境を生かし「農」にふれあう体験プログラムを組み込み土と親しむ生活を求める移住者を受け入れる体制づくりや住宅建築への支援体制も手厚い。

今後、子育て世代が居住の場として選んでもらうためには、土地の提供だけでなく、生き生きとした生活を送るためハード面だけでなくソフト面を充実させていかなければならない。

飯能市役所では、日本一の市民対応を目指し、移住体験者にきめ細やかな対応をする等、サービス向上に努めている。役所対応の良し悪しが移住を考える上で1つの選択肢になることを常に認識しており、その姿勢は見習うべきものがある。

横瀬町^{よこぜまち}では、民間活力を最大限に活用し、町内で事業を行なってもらうことにより、町を活性化していく「横瀬町^{よこぜまち}官民連携プラットフォーム（通称よこらぼ）」という事業を開始した。町外から町にヒト、モノ、カネ、情報を継続流入させようとする事業である。

民間提案型で、テーマを決めず、町民のためになるものについて、住民等と協議し、申し込みから約1カ月で町長が最終判断する。

採択された事業は、町がもつ自治体コネクションを活かし、事業を行う民間事業者に対し全力で協力をするというものである。町の予算は、ほとんど使わず民間資金等で事業展開がされ、成果が上がっている事業である。

町のスピード感をもった対応により、民間の事業意欲を一層高め、予算をかけずに活性化させていく施策は画期的であると考ええる。

滑川町^{なめがわまち}では、早くから土地区画整備事業を開始し、大規模な分譲政策により、5年間で千人の人口増加となり、子育て世代の転入者が増加している。

子育て支援策についても全国の先頭を切って、子ども医療費無料化、幼保、小中学校の給食費無償化、子育て支援金の支給等、手厚い政策を行なっている。

しかしながら、これらの事業費が増大し、財政を圧迫していることから経費節減、事務事業の効率化等、行政改革を一層推進していかなければならない。

本町においても同様の事業を実施しているが、財政状況の推移を常に念頭におき事務事業に取り組む必要がある。

三芳町^{みよしまち}では、公共施設管理計画策定及び運用について学んだ。

公共施設の在り方について、今後どうあるべきかを各部署が横断的に捉え、住民との合意形成を図りながら「施設を減らすことは住民サービスを減らすことではない」という考

えのもと行われている。

本町においても公共施設等総合管理計画を平成28年3月策定している。策定後4年経過しているが、実態に合った実行計画、個別計画等を策定し、迅速に実施する必要がある。

協働のまちづくりの取組では、住民との情報共有を明確化し、合意形成を図るため「協働のまちづくり条例」、「パブリックコメント条例」等を制定している。施策分野ごとに協働アクションプランを策定するため、公募した住民に参加してもらう手法も大変参考となった。

全体を通して、人口減少対策は、地方市町村の喫緊の課題であるが、今回視察した市や町においては、取組が積極的であり、工夫が施されていた。住民に選ばれる自治体として、アイデアを駆使しソフト事業の取組や住民参加による合意形成を図り、事業展開を行うことは今後ますます重要と考える。

以上であります。

○議長（吉田稔）

以上で、総務文教常任委員長からの所管事務調査報告の件は、報告済みとします。

日程8 議案第3号 神田日勝記念美術館条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（吉田稔）

日程8、議案第3号、神田日勝記念美術館条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

松本新吾副町長。

○副町長（松本新吾）

私もマスクを着用したまま提案説明をさせていただきますので、よろしく願いをいたします。

議案第3号は、神田日勝記念美術館条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

提案理由を申し上げます。

これまで神田日勝記念美術館と福原記念美術館は、共通入館券を発行し地域文化の振興に努めてまいりましたが、消費税増税など諸経費の高騰により、福原記念美術館と協議を行い観覧料の一部を改正することとしたものであります。

内容について御説明いたします。

神田日勝記念美術条例の一部を次のように改正するといたしまして、附則第2項の大人の観覧料を100円値上げし、「700円」とするものであります。

次に附則第1項は、施行期日規定であり、令和2年4月1日から施行するものであり、第2項は経過措置の規定であります。

以上、神田日勝記念美術館条例の一部を改正する条例の制定について、内容を御説明申し上げます。

御審議の上、議決を賜りますようよろしく申し上げます。

○議長（吉田稔）

これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田稔）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田稔）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第3号を採決します。この採決は挙手によって行います。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手10名

○議長（吉田稔）

挙手多数であります。

本案は原案のとおり可決されました。

日程9 議案第4号 鹿迫町公営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（吉田稔）

日程9、議案第4号、鹿迫町公営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

松本新吾副町長。

○副町長（松本新吾）

議案第4号は、鹿追町公営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

提案理由を申し上げます。

賃貸借契約に係る民法の一部を改正する法律及び国が示しております公営住宅管理標準条例の改正に伴いまして必要となる改正を行うものであります。

内容について御説明いたします。

鹿追町公営住宅管理条例の一部を次のように改正するといたしまして、第4条は、公募の例外の規定であり、第5号及び第7号は引用する法律の改正に伴う条文の整理であります。

第5号は、入居者の資格の規定であり、被災市街地復興特別措置法等の条件を加え、第1号から第4号を改めるものであります。

5ページになります。

第6条は、入居者資格の特例の規定であり、第2項で激甚災害に対処するための、特別財政援助等に関する法律の条件を加え、併せて文言の整理を行うものであります。

第8条は、入居者の選考の規定であり、第4項に「(寡夫)」を加えるものであります。

第14条は、収入の申告等の規定であり、第3項の文言を整理するものであります。

第18条は、敷金の規定であり、第3項を第4項として文言の整理を行なった上で、新たな第3項を加えるものであります。

第20条は、修繕費用の負担について。

第21条は、入居者の費用負担義務について。

第28条は、収入超過者等に関する認定について。

第30条は、収入超過者に対する家賃の規定であり、それぞれ文言の整理であります。

6ページになります。

第41条は、住宅の明渡請求の規定であり、第3項の「年5分」を「法定利率」に改めるものであります。

第42条は、使用許可について。

第53条は、準用について。

第59条は、使用の手続について。

第62条は、保証金の規定であり、それぞれ文言の整理となるものであります。

次に附則第1項は、施行期日の規定であり、令和2年4月1日から施行するものであり、第2項は、経過措置の規定であります。

以上、鹿追町公営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について、内容を御説明申し上げます。

御審議の上、議決を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（吉田稔）

これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田稔）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田稔）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第4号を採決します。この採決は挙手によって行います。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手 10 名

○議長（吉田稔）

挙手多数であります。

本案は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩といたします。再開は13時00分とします。

休憩 12時00分

再開 13時00分

○議長（吉田稔）

休憩前に引き続き会議を再開します。

日程 10 議案第5号 鹿追町定住促進住宅建設奨励に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程 11 議案第6号 鹿追町賃貸住宅建設促進事業助成に関する条例の一部

を改正する条例の制定について

日程 12 議案第 7 号 鹿追町民間賃貸住宅家賃助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（吉田稔）

日程 10、議案第 5 号、鹿追町定住促進住宅建設奨励に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

日程 11、議案第 6 号、鹿追町賃貸住宅建設促進事業助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

日程 12、議案第 7 号、鹿追町民間賃貸住宅家賃助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

以上 3 件については関連がありますので、一括して提案説明と質疑、討論を行い、議件ごと採決を行いたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田稔）

異議なしと認めます。

本案について提案理由の説明を求めます。

松本新吾副町長。

○副町長（松本新吾）

議案第 5 号、鹿追町定住促進住宅建設奨励に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

議案第 6 号、鹿追町賃貸住宅建設促進事業助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

議案第 7 号、鹿追町民間賃貸住宅家賃助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

一括して説明をさせていただきます。

提案理由を申し上げます。

ただ今の 3 条例につきましては、それぞれ令和元年度末を時限としておりますが、持ち家住宅奨励制度、家賃住宅建設促進、家賃の一部助成の効果また継続の要望等々、勘案いたしまして、1 年間延長したく提案申し上げるものでございます。

はじめに、議案第5号、鹿追町定住促進住宅建設奨励に関する条例の一部を改正する条例の制定について、改正内容を御説明いたします。

鹿追町定住促進住宅建設奨励に関する条例の一部を次のように改正するといたしまして、附則第2項は、条例の執行期限を定めており、「平成32年3月31日」を「令和3年3月31日」に改め、1年間延長するものであります。

次に、附則は条例の施行期日であり、この条例は、令和2年4月1日から施行するとするものであります。

次に、議案第6号、鹿追町賃貸住宅建設促進事業助成に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

改正内容を申し上げます。

鹿追町賃貸住宅建設促進事業助成に関する条例の一部を次のように改正するといたしまして、附則第2項は、条例の執行期限を定めており、「平成32年3月31日」を「令和3年3月31日」に改め、1年間延長するものであります。

次に、附則につきましては、条例の施行期日であり、この条例は、令和2年4月1日から施行するとするものであります。

次に、議案第7号は、鹿追町民間賃貸住宅家賃助成に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

改正内容について御説明いたします。

鹿追町民間賃貸住宅家賃助成に関する条例の一部を次のように改正するといたしまして、附則第2項は、条例の執行期限を定めており、「平成32年3月31日」を「令和3年3月31日」に改め、1年間延長するものであります。

次に附則につきましては、条例の施行期日であり、この条例は、令和2年4月1日から施行するとするものであります。

以上、議案第5号から議案第7号まで、一括して御説明いたしました。

御審議の上、議決を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（吉田稔）

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田稔）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田稔）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第5号を採決します。この採決は挙手によって行います。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手 10 名

○議長（吉田稔）

挙手多数であります。

本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第6号を採決します。この採決は挙手によって行います。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手 10 名

○議長（吉田稔）

挙手多数であります。

本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第7号を採決します。この採決は挙手によって行います。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手 10 名

○議長（吉田稔）

挙手多数であります。

本案は原案のとおり可決されました。

日程 13 議案第 8 号 鹿追町地域包括支援センターの包括的支援事業を実施するために必要なものに関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定

○議長（吉田稔）

日程 13、議案第 8 号、鹿追町地域包括支援センターの包括的支援事業を実施するために

必要なものに関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

松本新吾副町長。

○副町長（松本新吾）

議案第8号は、鹿追町地域包括支援センターの包括的支援事業を実施するために必要なものに関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

提案理由を申し上げます。

介護保険法施行規則第140条の66の基準との整合性を図り、地域包括支援センターの職員に従事する職員の異動等に柔軟に対応するため必要となる改正を行うものであります。

内容について御説明いたします。

鹿追町地域包括支援センターの包括的支援事業を実施するために必要なものに関する基準を定める条例の一部を次のように改正するといたしまして、

第1条は、趣旨の規定であり、引用する法律の改正に伴い、文言の整理となるものであります。

第4条は、地域包括支援センターの職員に係る基準及び当該職員の人数の規定であり、第1号被保険者の数がおおむね3,000人以上、6,000人未満ごとに置くべき専らその職務に従事する常勤の職員の人数及び3,000人未満の人員配置基準を定めるものであります。

次に附則は、施行期日の規定であり、この条例は公布の日から施行するとするものであります。

以上、鹿追町地域包括支援センターの包括的支援事業を実施するために必要なものに関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを内容を御説明申し上げます。

御審議の上、議決を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（吉田稔）

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田稔）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田稔）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第8号を採決します。この採決は挙手によって行います。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手 10 名

○議長（吉田稔）

挙手多数であります。

本案は原案のとおり可決されました。

日程 14 議案第 9 号 然別湖魚族資源保護条例の一部を改正する条例の制定
について

○議長（吉田稔）

日程 14、議案第 9 号、然別湖魚族資源保護条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

松本新吾副町長。

○副町長（松本新吾）

議案第 9 号は、然別湖魚族資源保護条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

提案理由を申し上げます。

令和元年度におきまして、遊漁用ボート 10 艇を購入し、令和 2 年度から利用していただくため、使用料の改正と併せまして、近年然別湖の水温が僅かながら上昇傾向にあるため、遊漁の期間を早い時期から設定できるよう改正を行うものであります。

内容について御説明いたします。

然別湖魚族資源保護条例の一部を次のように改正するといたしまして、

第 4 条は、遊漁の期間及び時間の規定であり、1 カ月早め、「5 月」からに改めるものであります。

第 5 条は、遊漁料の徴収の規定であり、「遊漁料」に「等」を加え、新たに第 3 項としまして、「遊漁用ボートの使用料は 1 艇 1 日 2,500 円」を加えるものであります。

第6条は、遊漁料の納入について。

第7条は、遊漁料取扱者の指定の規定についてであり、それぞれ文言の整理を行うものであります。

次に附則は、施行期日の規定であり、令和2年4月1日から施行するものであります。

以上、然別湖魚族資源保護条例の一部を改正する条例の制定について、内容を御説明申し上げます。

御審議の上、議決を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（吉田稔）

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田稔）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田稔）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第9号を採決します。この採決は挙手によって行います。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手10名

○議長（吉田稔）

挙手多数であります。

本案は原案のとおり可決されました。

日程15 議案第10号 訴訟上の和解について

○議長（吉田稔）

日程15、議案第10号、訴訟上の和解についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

松本新吾副町長。

○副町長（松本新吾）

議案第10号は、訴訟上の和解についてであります。

札幌地方裁判所平成 31 年（ワ）第 37 号ブロック撤去等請求事件について、次のとおり和解したいので、地方自治法第 96 条第 1 項第 12 号の規定により、議会の議決を求めるといたしまして、事件名は、札幌地方裁判所平成 31 年（ワ）第 37 号ブロック撤去等請求事件であり、原告は記載のとおりであります。被告は鹿追町であります。

和解条項案は 1～8 までの 8 項目であり、和解の代償といたしまして、272 万 4260 円を町が原告に対して支払うものであります。

和解理由につきましては、札幌地方裁判所から和解勧告がなされ、和解条項案が示されたこと、並びに和解により原告及び被告との間に紛争が早期に解決することを踏まえ、訴訟上の和解をしようとするものであります。

別記は、関係する土地の表示であります。

以上、訴訟上の和解について御説明いたしました。

御審議の上、議決を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（吉田稔）

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田稔）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田稔）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第 10 号を採決します。この採決は挙手によって行います。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手 10 名

○議長（吉田稔）

挙手多数であります。

本案は原案のとおり可決されました。

日程 16 議案第 11 号 令和元年度鹿追町一般会計補正予算（第 7 号）について

て

○議長（吉田稔）

日程 16、議案第 11 号、令和元年度鹿追町一般会計補正予算（第 7 号）についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

松本新吾副町長。

○副町長（松本新吾）

議案第 11 号は、令和元年度一般会計補正予算（第 7 号）となるものです。

令和元年度一般会計補正予算（第 7 号）は、次に定めるところによるといたしまして、第 1 条は、歳入歳出予算の補正であり、歳入歳出からそれぞれ 5747 万 5 千円を減額しまして、総額を 91 億 2827 万 3 千円とするものであります。

第 2 条は、債務負担行為であります。

第 3 条は、地方債の補正、追加、変更であります。

補正予算の内容につきましては歳出、38 ページより御説明いたします。

款項目、議会費で合計 90 万 1 千円の減額。

総務費、総務管理費、一般管理費で訴訟上の和解のための賠償金 222 万 5 千円の追加を含め、合計 182 万 5 千円の追加。

文書広報費の負担金で、合計 308 万 8 千円の減額。

企画振興費、負担金で地方バス路線維持対策費補助金 828 万 9 千円の追加を含め、合計 362 万 7 千円の追加。

職員研修費で、合計 15 万 1 千円の減額。

公害防災費の賃金で、224 万 3 千円の減額。

財政管理費で、合計 4 万 4 千円の減額。

ライディングパーク費で、合計 62 万円の減額。

花とみどり費の需用費、燃料費で、50 万円の追加。

再エネ推進事業費の工事請負費で、800 万円の減額。

徴税费、賦課徴収費の負担金で、91 万 1 千円の減額。

項目、戸籍住民登録費は、財源内訳の補正であります。

選挙費、知事・道議選挙費で、合計 70 万円の減額。

町長・町議選挙費で、合計 252 万 5 千円の減額。

参議院議員選挙費で、合計 70 万 4 千円の減額。

統計調査費、統計費の報酬で、15万円の減額。

項目、監査委員費の旅費で、17万1千円の減額。

民生費、社会福祉費、社会福祉総務費で国保会計の繰出金で62万円を含めて、合計3千円の追加。

心身障がい者特別対策費の扶助費で、合計113万3千円、償還金で、2万8千円のそれぞれ追加。

北海道医療給付事業費は、財源内訳の補正であります。

老人福祉費で、合計274万4千円の減額。

在宅福祉費の介護保険特別会計の繰出金で、144万6千円の減額を含め、合計348万7千円の減額。

児童福祉費、児童福祉施設費の賃金で、81万4千円の減額。

児童措置費で、合計812万円の減額。

こども園費で、合計109万1千円の減額。

衛生費、保健衛生費、保健衛生総務費の負担金で、病院運営補助金外合計で、3830万2千円の追加。

予防費の委託料で、497万5千円の減額。

保健指導費で、合計426万円の減額。

清掃費、清掃総務費の委託料で32万3千円の追加を含め合計で、25万4千円の追加。

農林費、農業費、農業委員会費で、合計24万8千円の減額。

農業振興費の負担金で、366万6千円の減額。

畜産業費の委託料で、542万5千円、負担金で、30万7千円のそれぞれ追加。

再生可能エネルギー活用推進費の委託料で、合計286万2千円、負担金で、10万9千円のそれぞれ追加。

農道整備事業費の役務費で、4千円の追加。

農業用水事業費で簡易水道・下水道特別会計の繰出金の減額を含め、合計918万3千円の減額。

土地改良事業費で国の補正に伴います道営事業の追加を含め、合計で386万2千円の追加。

林業費、林業振興費の負担金で西十勝森林組合へ補助金150万円の追加を含め、合計で43万5千円の追加。

款項、商工費、商工業振興費で、合計 736 万 6 千円の減額。

観光費は、財源内訳の補正であります。

魚族資源保護対策費の旅費で、2 万 1 千円の減額。

土木費、道路橋りょう費、道路維持費で除雪経費等の追加で、需用費、委託料、合計 1516 万円の追加。

道路新設改良費で、合計 1405 万 8 千円の減額。

項目、河川費の委託料で、212 万円の減額。

都市計画費、公園緑地費の賃金で、59 万 4 千円の減額。

住宅費、住宅管理費の補償補填及び賠償金で、36 万 8 千円の減額。

住宅建設費で、合計 57 万 2 千円の減額。

款項、消防費、非常備消防費で、合計 95 万 6 千円の減額。

教育費、教育総務費、事務局費の賃金で、2 万 8 千円の追加。

教育振興費で、合計 293 万 5 千円の減額。

共同調理場費の賃金で、95 万円の減額。

自然体験留学事業費で、合計 25 万円の減額。

小学校費、学校管理費で、合計 149 万 1 千円の減額。

中学校費、学校管理費で、合計 233 万 3 千円の減額

社会教育費、社会教育総務費で、合計 158 万 7 千円の減額。

社会教育施設費の需用費、修繕料で、258 万 9 千円、備品購入費で、3 万 6 千円のそれぞれ追加。

図書館費の負担金で、14 万円の減額。

神田日勝記念美術館費の委託料で音声ガイド制作費を含め、合計 80 万 3 千円の追加。

青少年活動推進費で、合計 15 万 3 千円の減額。

保健体育費、体育振興費及び款項、公債費、元金及び利子は、財源内訳の補正であります。

諸支出金、項目、基金費の積立金で、合計 4007 万 7 千円の減額であります。

次に歳入、24 ページから御説明いたします。

町税、町民税、個人の現年課税分で、2014 万 7 千円分の追加。

法人の現年課税分及び滞納課税分の合計で、187 万 4 千円の追加。

項目、固定資産税の現年課税分及び滞納繰越分の合計で、2882 万 9 千円の追加。

項目、軽自動車税の現年課税分で、1万8千円の追加。

環境性能割の現年課税分で、8万7千円の追加。

項目、入湯税の現年課税分で、16万1千円の追加。

地方譲与税、項目、森林環境譲与税の森林環境譲与税で、162万3千円の追加。

款項目、自動車取得税交付金の自動車取得税交付金で、716万円の追加。

項目、環境性能割交付金の環境性能割交付金で、123万円の追加。

款項目、国有提供施設等所在市町村助成交付金の国有提供施設等所在市町村助成交付金で、189万円の追加。

款項目、地方交付税の地方交付税で、3千万円の追加。

分担金及び負担金、分担金、農林費分担金の農業費分担金で、595万7千円の減額。

使用料及び手数料、使用料、農林使用料の農業使用料で、合計250万7千円の追加。

商工使用料の商工使用料で、合計20万8千円の追加。

教育使用料の教育総務使用料で、170万1千円の減額。

社会教育使用料で、5万5千円の追加。

手数料、総務手数料の徴税手数料で、6万6千円の減額。

衛生手数料の清掃手数料で、合計50万円の追加。

国庫支出金、国庫負担金、民生費国庫負担金の社会福祉費負担金で、合計30万8千円の追加。

児童福祉費負担金で、合計2307万5千円の減額。

国庫補助金、民生費国庫補助金の社会福祉費補助金で、37万円の減額。

土木費国庫補助金の道路橋りょう費補助金で、合計1214万円の減額。

住宅費補助金で、39万6千円の追加。

商工費国庫補助金の商工費補助金で、406万6千円の減額。

委託金、土木費委託金の河川費委託金で、211万2千円の減額。

道支出金、道負担金、民生費道負担金の社会福祉費負担金で、合計43万1千円の追加。

児童福祉費負担金で、合計470万円の減額

道補助金、民生費道補助金の社会福祉費補助金で、合計189万5千円の減額。

児童福祉費負担金で、106万3千円の追加。

農林費道補助金の農業費補助金で、合計840万9千円、林業費補助金で、77万円のそれぞれ減額。

教育費道補助金の小学校費補助金で、13万7千円、中学校費補助金で、11万4千円、社会教育費補助金で、5万2千円のそれぞれ減額。

委託金、総務費委託金の総務管理費委託金で、12万8千円、統計調査費委託金、15万円のそれぞれ減額。

選挙費委託金で、126万8千円の追加。

農林費委託金の農業費委託金で、65万2千円の減額。

財産収入、財産運用収入、利子及び配当金の利子及び配当金で、合計45万6千円の追加。

財産売払収入、不動産売払収入の立木売払収入で、253万4千円、土地売払収入で、106万6千円のそれぞれ追加。

物品売払収入の物品売払収入で、11万6千円の追加。

農産物売払収入で、11万4千円の減額。

加工品売払収入で、30万円、水産物売払収入で、22万9千円のそれぞれ追加。

有価証券等売払収入の有価証券等売払収入で、127万8千円の追加。

款項、寄附金、総務費寄附金の総務管理費寄附金で、札幌市在住の小竹好裕様からまちづくりのために、100万円、帯広市の株式会社安井測量設計事務所様から交通安全のため、10万円の御寄附をいただき、110万円の追加。

民生費寄附金の社会福祉費寄附金で地域福祉のため、町内元町の故早川モモ子様より、50万円、町内の匿名の方から、25万円の御寄附をいただき、74万9千円の追加。

教育費寄附金の社会教育費寄附金で町内匿名の方から文化振興のため、50万円の御寄附をいただき、49万9千円の追加。

衛生費寄附金、保健衛生費寄附金で町内匿名の方から国保病院医療充実のため、25万円御寄附をいただき、25万円の追加。

繰入金、基金繰入金、減債基金繰入金の減債基金繰入金で、6千万円の減額。

鹿追町ふるさと寄附金基金繰入金の鹿追町ふるさと寄附金繰入金で、200万円の減額。

修学基金繰入金の修学基金繰入金で、57万6千円の減額。

町づくり基金繰入金の町づくり基金繰入金で、100万円の追加。

農業振興基金繰入金の農業振興基金繰入金で、150万円の追加。

款項目、繰越金の前年度繰越金で、667万4千円の追加。

諸収入、項目、貸付金元利収入の貸付金元利収入で、153万円の追加。

受託事業収入、農林費受託事業収入の農業費受託事業収入で、合計211万8千円の減額。

項目、雑入の雑入で、合計 4130 万 9 千円の減額。

款項、町債、総務債の総務管理債で、合計 420 万円の減額。

民生債の児童福祉債で、合計 370 万円の減額。

農林債の農業債で、合計 100 万円の追加。

商工債の商工債で、合計 970 万円の追加。

土木債の道路橋りょう債で、670 万円の減額であります。

次に 20 ページ、第 2 表の債務負担行為について御説明申し上げます。

第 2 表の債務負担行為についてであります。事項は、林業研修施設整備事業補助金で期間は、令和 2 年度から令和 4 年度、限度額を 450 万円以内とするものであります。

次に第 3 表の地方債の補正、追加、変更についてであります。はじめに追加は、起債の目的は、公共事業等で限度額を 710 万円とし、次に変更で起債の目的は、過疎対策事業で、限度額から 690 万円減額しまして、補正後の限度額を 12 億 1370 万円とし、辺地対策事業は、限度額から 410 万円を減額して、補正後の限度額を 1640 万円とし、限度額以外の変更はありません。

以上、一般会計補正予算（第 7 号）について御説明申し上げます。

御審議の上、議決を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（吉田稔）

これから質疑を行います。

8 番、狩野正雄議員。

○8 番（狩野正雄）

55 ページの社会教育施設費、具体的に言うと町民ホールなんですけれども、町民ホールの入口、ロビーのところに、コーヒーの自動販売機があるんです。その陰のところにメーター機が床に直置きになっているんです。だからこういう修繕費を見ているなら、ああいう電気の配線をぐちゃぐちゃになって床に直にメーターを置くのは、保安基準になっていないのではないかと思って、この間も町民からも言われたんですけれども、ああいうものは修理できないんですか。電気というものは今回もスパークして火災になっているし、数年前には町民ホールの舞台にある照明設備からもボヤが出た。そういう例もあるので、もっと電気に対してそういう施設の点検というのか、せつかく修繕料で予算を取っているのだから、その辺ちゃんと見直したらいかがですか。

○議長（吉田稔）

答弁、浅野社会教育課長。

○社会教育課長（浅野悦伸）

おそらくロビーのところのコーヒーの自動販売機の電気メーターだと思うんですけども、おっしゃるように今、直接置くような形になっていますので、その辺電気関係のことですから、十分対応してまいりたいと思いますので、御理解いただきたいと思います。

○議長（吉田稔）

8番、狩野正雄議員。

○8番（狩野正雄）

現在の状態は、保安基準に合致しているというふうに理解していいのですか。

○議長（吉田稔）

浅野社会教育課長。

○社会教育課長（浅野悦伸）

すみません。勉強不足で保安基準に該当しているかどうか今すぐには分からないんですけども。

○議長（吉田稔）

8番、狩野正雄議員。

○8番（狩野正雄）

すぐ直すということで理解していいのですね。早急にやると。

○議長（吉田稔）

浅野社会教育課長。

○社会教育課長（浅野悦伸）

対応してまいりたいと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（吉田稔）

よろしいですか。

そのほか、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田稔）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田稔）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第 11 号を採決します。この採決は起立によって行います。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

起立 10 名

○議長（吉田稔）

起立多数であります。

本案は原案のとおり可決されました。

日程 17 議案第 12 号 令和元年度鹿追町国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）について

○議長（吉田稔）

日程 17、議案第 12 号、令和元年度鹿追町国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

松本新吾副町長。

○副町長（松本新吾）

議案第 12 号は、令和元年度国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）となるものです。

令和元年度国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）は、次に定めるところによるものといたしまして、第 1 条は、歳入歳出予算の補正であり、歳入歳出にそれぞれ 807 万円を追加しまして、総額を 8 億 2535 万 9 千円とするものであります。

補正予算の内容につきましては歳出、66 ページより御説明いたします。

保健事業費、項目、特定健康診査等事業費の委託料で、40 万円の追加。

項目、保健事業費の委託料で、77 万 5 千円の追加。

款項、基金積立金、国民健康保険事業基金積立金の積立金で、403 万 1 千円の追加。

諸支出金、繰出金、直営診療施設勘定繰出金の繰出金で、286 万 4 千円の追加であります。

次に歳入、64 ページから御説明いたします。

款項、国民健康保険税、一般被保険者国民健康保険税の医療給付費分現年課税分で、345 万円の減額。

後期高齢者支援金分現年課税分で、111万5千円の減額。

介護納付金分現年課税分で、46万2千円の追加。

医療給付費分滞納繰越分で、35万4千円の減額。

後期高齢者支援金分滞納繰越分で、4万8千円の追加。

介護納付金分滞納繰越分で、6万9千円の追加。

退職被保険者等国民健康保険税の医療給付費分現年課税で、2千円の追加。

介護納付金分現年課税分で、1千円の追加。

道支出金、道補助金、保険給付費等交付金の特別交付金で、341万9千円の追加。

財産収入、財産運用収入、利子及び配当金の利子で、2千円の追加。

繰入金、他会計繰入金、一般会計繰入金のその他一般会計繰入金で、62万円の追加。

款項目、繰越金の前年度繰越金で、836万6千円の追加であります。

以上、国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について御説明申し上げます。

御審議の上、議決を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（吉田稔）

これから質疑を行います。 質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田稔）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田稔）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第12号を採決します。この採決は挙手によって行います。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手10名

○議長（吉田稔）

挙手多数であります。

本案は原案のとおり可決されました。

(第3号) について

○議長（吉田稔）

日程 18、議案第 13 号、令和元年度鹿追町国民健康保険病院事業会計補正予算（第 3 号）についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

松本新吾副町長。

○副町長（松本新吾）

議案第 13 号は、令和元年度国民健康保険病院事業会計補正予算（第 3 号）となるものです。

第 1 条、令和元年度国民健康保険病院事業会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによるといたしまして、第 2 条は、予算第 2 条に定めます業務の予定量の補正であり、（3）年間患者数 1 入院を 66 人減として、「1 万 1534 人」に、2 外来を 1762 人増として、「2 万 480 人」に、（4）1 日平均患者数 2 外来を 7 人増として「85 人」に、（5）建設改良事業 1 有形固定資産購入費に 106 万 5 千円追加しまして、「826 万 6 千円」とそれぞれするものであります。

第 3 条は、予算第 3 条に定めます収益的収入及び支出の補正であり、収入につきましては、第 1 款、病院事業収益、第 1 項、医業収益から 3311 万 3 千円を減額し、第 2 項、医業外収益に 4097 万 8 千円を追加しまして、補正後の額を 7 億 4226 万 9 千円とするものであります。

支出につきましては、第 1 款、病院事業費用、第 1 項、医業費用に 786 万 5 千円を追加し、補正後の額を 7 億 4226 万 9 千円とするものであります。

第 4 条は、予算第 4 条に定めます資本的収入及び支出の補正であり、かっこ書き中の資本的収入額が資本的支出に対して不足する額 720 万 1 千円に 81 万 5 千円を追加しまして、801 万 6 千円に改め、収入の補正は、第 1 款、資本的収入、第 2 項、他会計補助金で 25 万円追加し、補正後の額を 4283 万 8 千円とし、支出の補正は、第 1 款、資本的支出、第 1 項、建設改良費に 106 万 5 千円を追加しまして、補正後の額を 5085 万 4 千円とするものであります。

第 5 条は、予算第 6 条に定めます議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正であり、（1）職員給与費、3 億 9025 万 6 千円から 429 万 4 千円を追加しまして 3 億 9455 万円とするものであります。

第6条は、予算第7条に定めます他会計からの補助金の補正であり、2億4001万4千円に4116万6千円を追加しまして、2億8118万円とするものであります。

補正の詳細につきましては、補正予算説明書により御説明申し上げます。

収益的収入及び支出の収入は、病院事業収益、医業収益、入院事業収益からその他医業収益合計で3311万3千円の減額。

医業外収益、長期前受金戻入で、7万3千円の追加。

他会計補助金で、合計4091万6千円の追加。

患者外給食収益で、50万8千円の追加。

その他医業外収益で、51万9千円の減額であります。

支出は、病院事業費用、医業費用、給与費で、合計429万4千円の追加。

材料費で、670万円の減額。

経費で、合計841万3千円の追加。

減価償却費で、98万5千円の追加。

資産減耗費で、合計83万7千円の追加。

研究研修費で、3万6千円の追加となるものであります。

次に資本的収入及び支出の収入は、資本的収入、他会計補助金、他会計補助金で、25万円の追加。

支出は、資本的支出、建設改良費、有形固定資産購入費で訪問診療車購入で、106万5千円の追加であります。

以上、国民健康保険病院事業会計補正予算（第3号）について御説明申し上げます。

御審議の上、議決を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（吉田稔）

これから質疑を行います。

6番、上嶋和志議員。

○6番（上嶋和志）

病院ですけれども、まず1点目は、外来患者が当初見込みより増えて、そして収益が減る状況です。診療科目によって単価がいろいろあるので、リハビリとかそういうところの患者が増えて、普通の診察を受ける患者が少なくなっているという気はするのですが、そこらへんの内訳ともう1点、医業外収益、患者外給食収益で、患者外給食代が結構大幅に増えているのです。その状況について2点お聞きいたします。

○議長（吉田稔）

菊池病院事務長。

○病院事務長（菊池光浩）

2点御質問をいただきましたので、それぞれお答えをさせていただきたいと思います。

外来患者につきましては、上嶋議員御指摘のとおり内科の患者が主だということであり
ます。単価につきましても当初、外来の単価につきましては、現在1万4350円のところ、
単価につきまして少し1万2967円と下がっておりますけれども、患者数の増によって上が
っているというところであります。当初におきましては、1日平均78人、今回につきまし
ては、85人の実績を踏まえて補正をさせていただいたというところであります。

また2番目の質問の患者外の給食収入であります。給食収益の増であります。現在、患
者外ではあるのですけれども、治療を必要とする在宅におられる方、病院に来てお食事を
されております。この方が3名おられまして、それぞれ3食お食べになるということで、
1回当たり340円の給食代をいただいておりますので、それぞれ50万円ほどの増加収入と
なっております。

以上でございます。

○議長（吉田稔）

上嶋和志議員。

○6番（上嶋和志）

2点目の患者外給食の件がちょっと分かりにくかったので、もう少し詳しくお願いいた
します。

○議長（吉田稔）

菊池病院事務長。

○病院事務長（菊池光浩）

表現がちょっと難しいところあるのですけれども、高齢者住宅に入居されている方であ
りまして、治療の必要な方ということで限定してお食べいただいております。

以上であります。

○議長（吉田稔）

6番、上嶋和志議員。

○6番（上嶋和志）

高齢者専用住宅におられる方が、前からあそこに来て食べているという状況、私も存じ

ております。あそこは調理施設もあって台所もあるということで、以前の状況では結構皆さん自炊をされていて、病院に来て御飯を食べられる方は結構、そんなにはいなかった状況と存じていたんですけれども、今、そういう状況になってきたのかということで了解をいたしました。分かりました。

○議長（吉田稔）

よろしいですか。

その他、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田稔）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田稔）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第13号を採決します。この採決は起立によって行います。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立10名

○議長（吉田稔）

起立多数であります。

本案は原案のとおり可決されました。

日程19 議案第14号 令和元年度鹿追町簡易水道特別会計補正予算（第3号）
について

○議長（吉田稔）

日程19、議案第14号、令和元年度鹿追町簡易水道特別会計補正予算（第3号）についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

松本新吾副町長。

○副町長（松本新吾）

議案第14号は、令和元年度簡易水道特別会計補正予算（第3号）となるものです。

令和元年度簡易水道特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによるといたしまして、第1条は、歳入歳出予算の補正であり、歳入歳出からそれぞれ727万1千円を減額しまして、総額を1億5127万5千円とするものであります。

第2条は、地方債の補正変更であります。

補正予算の内容につきまして歳出、80ページより御説明いたします。

事業費、水道総務費、一般管理費の公課費で、28万8千円の減額。

水道施設費、施設管理費の委託料で110万円、工事請負費で157万3千円、備品購入費で30万円、負担金で、401万円のそれぞれ減額であります。

次に歳入、78ページから御説明いたします。

使用料及び手数料、使用料、水道使用料の水道使用料で、80万円の減額。

国庫支出金、国庫補助金、簡易水道事業費国庫補助金の簡易水道事業費国庫補助金で、160万5千円の減額。

繰入金、他会計繰入金、一般会計繰入金の一般会計繰入金で、261万8千円の減額。

諸収入、受託事業収入、受託事業収入の受託事業収入で、94万8千円の減額。

款項、町債、簡易水道事業債の簡易水道事業債で、130万円の減額であります。

次に75ページ、第2表の地方債の補正について御説明申し上げます。

地方債の補正、変更について、起債の目的は、簡易水道事業で限度額から130万円を減額しまして、補正後の限度額を1550万円とするもので、限度額以外の変更はありません。

以上、簡易水道特別会計補正予算（第3号）について御説明申し上げます。

御審議の上、議決を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（吉田稔）

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田稔）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田稔）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第14号を採決します。この採決は挙手によって行います。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手 10 名

○議長（吉田稔）

挙手多数であります。

本案は原案のとおり可決されました。

日程 20 議案第 15 号 令和元年度鹿追町下水道特別会計補正予算（第 4 号）に
ついて

○議長（吉田稔）

日程 20、議案第 15 号、令和元年度鹿追町下水道特別会計補正予算（第 4 号）について
を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

松本新吾副町長。

○副町長（松本新吾）

議案第 15 号は、令和元年度下水道特別会計補正予算（第 4 号）となるものです。

令和元年度下水道特別会計補正予算（第 4 号）は、次に定めるところによるものといたしま
して、第 1 条は、歳入歳出予算の補正であり、歳入歳出からそれぞれ 3366 万 6 千円を減額
しまして、総額を 3 億 4440 万 7 千円とするものであります。

第 2 条は、地方債の補正、変更であります。

補正予算の内容につきまして歳出、89 ページより御説明申し上げます。

管理費、一般管理費、一般管理費の負担金及び公課費で、合計 186 万 4 千円の減額。

施設管理費、公共下水道施設管理費の需用費、光熱水費で、68 万 3 千円の追加。

農業集落排水施設管理費の委託料及び工事請負費の合計で、182 万 5 千円の減額。

款項、事業費、公共下水道事業費の委託料及び工事請負費で、合計 2813 万円の減額。

農業集落排水事業費の委託料で、236 万 5 千円の減額。

個別排水処理施設整備事業費の需用費、工事請負費の合計で、16 万 5 千円の減額であり
ます。

次に歳入、87 ページから説明申し上げます。

使用料及び手数料、使用料、下水道使用料の下水道使用料で、150 万円の減額。

国庫支出金、国庫補助金、下水道事業費国庫補助金の公共下水道事業費補助金で、856

万5千円の減額。

繰入金、他会計繰入金、一般会計繰入金の一般会計繰入金で、410万1千円の減額。

款項、町債、下水道事業債の公共下水道事業債及び個別排水処理整備事業債の合計で、1950万円の減額であります。

次に84ページ、第2表の地方債の補正について御説明申し上げます。

地方債の補正、変更について、起債の目的は、特定環境保全公共下水道事業で、限度額から1960万円減額しまして、補正後の限度額を5040万円とし、個別排水処理施設整備事業は、限度額に10万円を追加しまして、補正後の限度額を1860万円とするもので、限度額以外の変更はございません。

以上、下水道特別会計補正予算（第4号）について御説明申し上げます。

御審議の上、議決を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（吉田稔）

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田稔）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田稔）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第15号を採決します。この採決は挙手によって行います。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手10名

○議長（吉田稔）

挙手多数であります。

本案は原案のとおり可決されました。

日程 21 議案第16号 令和元年度鹿追町介護保険特別会計補正予算（第4号）
について

○議長（吉田稔）

日程 21、議案第 16 号、令和元年度鹿追町介護保険特別会計補正予算（第 4 号）についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

松本新吾副町長。

○副町長（松本新吾）

議案第 16 号は、令和元年度介護保険特別会計補正予算（第 4 号）となるものです。

令和元年度介護保険特別会計補正予算（第 4 号）は、次に定めるところによるものといたしまして、第 1 条は、歳入歳出予算の補正であり、歳入歳出からそれぞれ 1708 万 5 千円を減額しまして、総額を 5 億 1919 万 9 千円とするものであります。

補正予算の内容につきましては歳出、99 ページより御説明申し上げます。

総務費、総務管理費、一般管理費の備品購入費及び負担金で、合計 7 万 4 千円の追加。

項目、介護認定審査会費の負担金で、6 万 6 千円の追加。

保険給付費、介護サービス等諸費、居宅介護サービス給付費の負担金で、2062 万 3 千円の減額。

施設介護サービス給付費の負担金で、99 万 9 千円の追加。

地域密着型サービス給付費の負担金で、272 万 7 千円の追加。

項目、高額介護サービス等費の負担金で、13 万円の追加。

項目、特定入所者介護サービス等費の負担金で、58 万 1 千円の追加。

地域支援事業費、項目、介護予防・生活支援サービス事業費の負担金で、40 万円の減額。

介護予防ケアマネジメント事業費の委託料で、4 万 7 千円の減額。

項目、一般介護予防事業費は、財源内訳の補正変更であります。

包括的支援事業・任意事業費、任意事業費の委託料で、9 万 4 千円の減額、

諸支出金、償還金及び還付加算金、償還金の償還金で、49 万 8 千円減額であります。

次に歳入、96 ページから御説明申し上げます。

款項、介護保険料、第 1 号被保険者保険料の現年度分、滞納繰越分合計で、293 万円の減額。

国庫支出金、国庫負担金、介護納付費負担金の現年度分で、327 万 6 千円の追加。

国庫補助金、調整交付金の現年度分調整交付金で、564 万 1 千円の減額。

介護保険事業費補助金の介護保険事業費補助金で、16 万 5 千円の追加。

道支出金、道負担金、介護給付費負担金の現年度分で、266 万 7 千円の減額。

款項、支払基金交付金、介護給付費交付金の現年度分で、756万1千円の減額。
繰入金、一般会計繰入金、介護給付費繰入金の現年度分で、137万8千円の減額。
地域支援事業繰入金（介護予防・日常生活支援）の現年度分で、5万5千円の減額。
地域支援事業繰入金（介護予防・日常生活支援以外）の現年度分で、9千円の減額。
その他一般会計繰入金の事務費繰入金で、2万5千円の減額。
低所得者保険料軽減繰入金の現年度分で、2万1千円の追加。
諸収入、雑入、雑入の雑入で、28万1千円の減額であります。
以上、介護保険特別会計補正予算（第4号）について御説明申し上げます。
御審議の上、議決を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（吉田稔）

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田稔）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田稔）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第16号を採決します。この採決は挙手によって行います。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手10名

○議長（吉田稔）

挙手多数であります。

本案は原案のとおり可決されました。

日程22 議案第17号 令和元年度鹿追町後期高齢者医療特別会計補正予算
(第2号) について

○議長（吉田稔）

日程22、議案第17号、令和元年度鹿追町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

松本新吾副町長。

○副町長（松本新吾）

議案第 17 号は、令和元年度後期高齢者医療特別会計補正予算(第 2 号)となるものです。

令和元年度後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによるものといたしまして、第 1 条は、歳入歳出予算の補正であり、歳入歳出にそれぞれ 118 万 4 千円を追加しまして、総額を 8775 万 7 千円とするものであります。

補正予算の内容につきまして歳出、108 ページより御説明申し上げます。

款項目、後期高齢者医療広域連合納付金の負担金で、118 万 4 千円の追加であります。

次に歳入、前ページから御説明いたします。

款項、後期高齢者医療保険料、特別徴収保険料の現年度分で、487 万 7 千円の減額。

普通徴収保険料の現年度分で、519 万 7 千円の追加。

款項目、繰越金の前年度繰越金で、86 万 4 千円の追加となるものであります。

以上、後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）について御説明申し上げます。

御審議の上、議決を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（吉田稔）

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田稔）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田稔）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第 17 号を採決します。この採決は挙手によって行います。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手 10 名

○議長（吉田稔）

挙手多数であります。

本案は原案のとおり可決されました。

-
- | | | |
|-------|----------|------------------------------|
| 日程 23 | 議案第 18 号 | 令和 2 年度鹿追町一般会計予算について |
| 日程 24 | 議案第 19 号 | 令和 2 年度鹿追町国民健康保険特別会計予算について |
| 日程 25 | 議案第 20 号 | 令和 2 年度鹿追町国民健康保険病院事業会計予算について |
| 日程 26 | 議案第 21 号 | 令和 2 年度鹿追町簡易水道特別会計予算について |
| 日程 27 | 議案第 22 号 | 令和 2 年度鹿追町下水道特別会計予算について |
| 日程 28 | 議案第 23 号 | 令和 2 年度鹿追町介護保険特別会計予算について |
| 日程 29 | 議案第 24 号 | 令和 2 年度鹿追町後期高齢者医療特別会計予算について |
| 日程 30 | 議案第 25 号 | 第 7 期鹿追町総合計画の策定について |

○議長（吉田稔）

- 日程 23、議案第 18 号、令和 2 年度鹿追町一般会計予算について。
日程 24、議案第 19 号 令和 2 年度鹿追町国民健康保険特別会計予算について。
日程 25、議案第 20 号、令和 2 年度鹿追町国民健康保険病院事業会計予算について。
日程 26、議案第 21 号、令和 2 年度鹿追町簡易水道特別会計予算について。
日程 27、議案第 22 号、令和 2 年度鹿追町下水道特別会計予算について。
日程 28、議案第 23 号、令和 2 年度鹿追町介護保険特別会計予算について。
日程 29、議案第 24 号、令和 2 年度鹿追町後期高齢者医療特別会計予算について。
日程 30、議案第 25 号、第 7 期鹿追町総合計画の策定について。

以上 8 件については、関連がありますので一括議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

松本新吾副町長。

○副町長（松本新吾）

議案第 18 号、令和 2 年度鹿追町一般会計予算及び第 19 号、令和 2 年度国民健康保険特別会計予算から、第 24 号、令和 2 年度後期高齢者医療特別会計予算までの 6 特別会計予算、及び議案第 25 号、第 7 期鹿追町総合計画につきまして、一括で説明をさせていただきます。

はじめに予算書の表紙を開いていただき、令和 2 年度鹿追町各会計予算別集計表により、その予算規模等を申し上げまして説明とさせていただきます。

当初予算の比較であります。令和2年度一般会計当初予算額は、70億1300万円となっており、対前年比16億300万円、18.6%の減であります。前年当初予算は、骨格予算であり、6月補正後の政策予算を含めた予算額を比較しますと、17億5540万2千円、20%の減であります。

その要因につきましては、こども園建設事業費で、約9億2千万円、再生可能エネルギー活用整備事業費で、約3億2千万円、中鹿追地区農地再編事業完了に伴う一括償還で、約7億5千万円の減となる一方、学童保育所、公営住宅の新築、大型水槽車購入、葬斎場改修等で、合計2億8千万円の増となりましたが、経常経費につきましては、消費税増や単価増などの要因を除きまして、極力抑制を行いながら予算編成を行い、新年度予定をしております。行財政改革の取組によりまして、さらなる健全財政を図ってまいりたいと考えているところであります。

以下、6特別会計について申し上げます。

国民健康保険特別会計につきましては、当初予算額は、7億9439万6千円であり、前年対比5465万3千円、7.4%の増であり、療養給付費等の増加によるものであります。

国民健康保険病院事業会計につきましては、収益的収支、資本的収支を合わせ、当初予算額7億9740万9千円であり、前年対比2620万7千円、3.4%の増であります。その主な要因は、資本的収支の備品購入の増であります。

簡易水道特別会計につきましては、当初予算額2億9149万2千円であり、対前年比1億3894万6千円、91.1%の増であり、然別湖畔地区及び東瓜幕地区の簡易水道事業の整備の増によるものであります。

下水道特別会計では、当初予算額、2億2451万1千円であり、前年対比1億3645万5千円、37.8%の減であり、然別湖畔浄化センター機器更新の完了によるものであります。

介護保険特別会計につきましては、当初予算額、5億884万1千円であり、対前年比113万円、0.2%の減であり、保険給付費の減によるものであります。

後期高齢者医療特別会計につきましては、当初予算額、9047万2千円であり、対前年比344万2千円、4%の増であり、広域連合納付金の増によるものであります。

全会計では当初予算総額、97億2012万1千円であり、対前年比15億1733万7千円、13.5%の減となっております。

以上で議案第18号、鹿追町一般会計予算及び第19号から第24号まで6特別会計予算につきまして一括で御説明を申し上げます。

次に、議案第 25 号は、第 7 期鹿追町総合計画の策定についてであります。

提案理由を申し上げます。

鹿追町まちづくり基本条例第 31 条の規定に基づきまして、第 7 期鹿追町総合計画策定を昨年 7 月 17 日に総合計画審議会に諮問いたしまして、約 7 カ月の検討審議を経まして、本年 2 月 5 日に答申をいただきました。さらに当該答申の精査を終えましたので議会の議決を賜りたく御提案を申し上げます。

計画期間につきましては、令和 2 年度から令和 9 年度までの 8 年間であります。

内容を御説明いたします。

第 7 期鹿追町総合計画を策定したいので、鹿追町議会基本条例第 9 条第 2 項第 1 号の規定により、議会の議決を求めるといたしまして、別冊のお渡ししてあります第 7 期鹿追町総合計画を御覧いただきたいと思っております。

総合計画の構成につきましては、「基本構想」が第 1 章から第 3 章、「基本計画」が第 1 章から第 5 章、「重点プロジェクト」が 1 から 3 により構成をされております。

また「第 2 期鹿追町まち・ひと・しごと創生総合計画」との整合性を図って策定しております。

策定にあたりましては、小・中・高校生及び 18 歳以上の一般アンケートの実施やまちづくりワークショップを 4 回実施するなど、できる限り多くの町民の方々の意見をお聞きしたところであります。

基本構想第 3 章の目指す鹿追町の姿で鹿追町の将来像を「愛・夢・笑顔 あふれる未来へ～支え合うまち♡しかおい～」としております。

また、基本計画につきましては、

第 1 章は、子育てを支えあい多世代がつながり、心がふれあう福祉をめざして。

第 2 章は、お互いの価値観を認めあい、確かな自分づくりを育む教育をめざして。

第 3 章は、「ひと・もの・こと」がつながり、豊かで魅力的な産業をめざして。

第 4 章は、地域がつながり、環境を守り、安心して暮らせるまちをめざして。

第 5 章は、共に考え、共に創るまちをめざして。

といたしまして、それぞれの項目で現状、課題解決のための基本的な考え方、関連する個別計画、ビジョンなどに分類しまして施策の具体的内容により今後の事務事業を進めてまいりたいと考えております。

またそれらの事務事業の中で、重点プロジェクトを位置づけまして、「その先へ」プロジ

ェクト、「魅力最大化」プロジェクト、「つながり」プロジェクトに取り組んでまいります。
なお個別の事務事業につきましては、後ほど御覧いただきたいと思ひます。

以上、第7期鹿追町総合計画の策定についてを御説明申し上げました。

御審議の上、議決を賜りますようよろしくお願ひを申し上げます。

○議長（吉田稔）

お諮りします。

本案については、議長を除く10人の委員で構成する令和2年度鹿追町各会計予算及び第7期鹿追町総合計画等審査特別委員会を設置し、これに付託して会期中の審査にしたいと思ひます。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田稔）

異議なしと認めます。

本案については、令和2年度鹿追町各会計予算及び第7期鹿追町総合計画等審査特別委員会を設置し、これに付託して会期中の審査とすることに決定しました。

ここで暫時休憩といたします。

再開は14時40分といたします。

休憩 14時20分

再開 14時40分

○議長（吉田稔）

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

令和2年度鹿追町各会計予算及び第7期鹿追町総合計画等審査特別委員会の結果について報告いたします。

委員長、副委員長の互選が行われ、委員長に安藤幹夫委員、副委員長に畑久雄委員が互選されました。

日程については3月17日、18日、19日に行われることを決定いたしましたので併せて報告をいたします。

日程31 議案第26号 定住自立圏の形成に関する協定書の一部を変更する協定の締結について

○議長（吉田稔）

日程 31、議案第 26 号、定住自立圏の形成に関する協定書の一部を変更する協定の締結のついてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

松本新吾副町長。

○副町長（松本新吾）

議案第 26 号は、定住自立圏の形成に関する協定書の一部を変更する協定の締結のついてであります。

提案理由を御説明いたします。

この協定につきましては、平成 23 年 7 月に管内の全市町村が帯広市とそれぞれに協定の締結を行なったもので 1 期 4 年の 3 期目であり、連携して取り組む事項に追加すべき事項、削除すべき事項があるため協定の一部を変更することから、鹿追町議会の議決すべき事件に関する条例及び本協定書第 5 条の規定により議会の議決を経なければならないことから、今回御提案申し上げるものであります。

変更の内容について御説明いたします。

鹿追町は、帯広市と平成 23 年 7 月 7 日に締結した定住自立圏の形成に関する協定書の一部を変更する協定を締結したいので、鹿追町議会の議決すべき事件に関する条例第 2 条第 2 号の規定により、議会の議決を求めるといたしまして、定住自立圏の形成に関する協定第 3 条、連携する取組、役割分担で、114 ページの別表第 1 の 4、産業振興、(2) フードバレーとかちの推進に、バイオマス利活用を加えるものであります。

次に 116 ページ、(7) 鳥獣害防止対策の推進の次に記載をしておりました、(8) 航空宇宙産業基地構想の推進は、新たな推進体制の移行に伴いまして、削除するものであります。

次に 117 ページ、別表第 2 の 3、移住・交流の促進、(1) 移住・交流の促進、の次に記載してありました、(2) 結婚を希望する若者の支援、は支援体制の構築により削除するものであります。

次に 118 ページ、別表第 3 の 1、人材育成、(1) 職員研修及び圏域内人事交流、の次に記載してありました 2、データ分析、(1) 圏域レベルのデータ集積・活用、もノウハウの蓄積により削除するものであります。

以上、定住自立圏の形成に関する協定書の一部を変更する協定の締結のついて、御説明申し上げました。

御審議の上、議決を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（吉田稔）

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田稔）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田稔）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第 26 号を採決します。この採決は挙手によって行います。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手 10 名

○議長（吉田稔）

挙手多数であります。

本案は原案のとおり可決されました。

日程 32 議案第 27 号 十勝管内自治体病院医療品等共同購入協議会を組織する町数の減少及び十勝管内自治体病院医薬品等共同購入協議会規約の変更について

○議長（吉田稔）

日程 32、議案第 27 号、十勝管内自治体病院医療品等共同購入協議会を組織する町数の減少及び十勝管内自治体病院医薬品等共同購入協議会規約の変更についてを議題とします。

本案の提案理由の説明を求めます。

松本新吾副町長。

○副町長（松本新吾）

議案第 27 号は、十勝管内自治体病院医療品等共同購入協議会を組織する町数の減少及び十勝管内自治体病院医薬品等共同購入協議会規約の変更についてであります。

提案理由を申し上げます。

広尾町国民健康保険病院が平成 31 年 4 月から独立行政法人へ移行しており、本協議会の

目的を遂行できないため、退会するための規約を地方自治法第 252 条の 6 の規定により、変更を行うものであります。

改正内容について御説明いたします。

十勝管内自治体病院医薬品等共同購入協議会規約の一部を次のように改正するといたしまして、第 3 条は、協議会を設ける町の規定であり、「広尾町」を削るものであります。

次に附則は、施行期日の規定であり、令和 2 年 4 月 1 日から施行するものであります。

以上、十勝管内自治体病院医療品等共同購入協議会を組織する町数の減少及び十勝管内自治体病院医薬品等共同購入協議会規約の変更について、御説明申し上げました。

御審議の上、議決を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（吉田稔）

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田稔）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田稔）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第 27 号を採決します。この採決は挙手によって行います。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手 10 名

○議長（吉田稔）

挙手多数であります。

本案は原案のとおり可決されました。

以上で本日の日程は、全部終了しました。

本日は、これで散会します。

散会 14 時 52 分

令和2年第1回鹿追町議会定例会会議録

1 議事日程第 2号

日時 令和2年 3月16日(月曜日) 午前10時00分 開 議

場所 鹿追町議会議場

日程 1 常任委員会代表質問

総務文教常任委員会委員長 畑 久 雄

日程 2 一般質問

8番 狩 野 正 雄 議員

7番 川 染 洋 議員

3番 畑 久 雄 議員

2番 山 口 優 子 議員

9番 埴 渕 賢 治 議員

2 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

3 出席議員 (11名)

1番 清水 浩徳議員 2番 山口 優子議員 3番 畑 久雄議員

4番 台蔵 征一議員 5番 加納 茂議員 6番 上嶋 和志議員

7番 川染 洋議員 8番 狩野 正雄議員 9番 埴渕 賢治議員

10番 安藤 幹夫議員 11番 吉田 稔議員

4 欠席議員 (なし)

5 本会議に説明のため出席したもの

町 長 喜 井 知 己

農業委員会会長 菊 池 輝 夫

教育委員会教育長 大 井 和 行

代表監査委員 野 村 英 雄

6 町長の委任を受けて説明のため出席したもの

副町長	松本新吾
総務課長	渡辺雅人
総務課主幹	葛西浩二
会計管理者	津川修
企画財政課長	草野礼行
町民課長	菊池光浩
福祉課長	佐々木康人
農業振興課長	菅原義正
農業振興課主幹	城石賢一
商工観光課長	富樫靖
建設水道課長	大上朋亮
子育てスマイル課長	松井裕二
ジオパーク推進室長	黒井敦志
瓜幕支所長	東原孝博
病院事務長	平山宏照
消防署長	内海卓実
総務課総務係長	土田佳幸
企画財政課長補佐	武者正人

7 教育委員会教育長の委任を受けて説明のため出席したもの

学校教育課長	宇井直樹
社会教育課長	浅野悦伸

8 農業委員会会長の委任を受けて説明のため出席したもの

事務局長	檜山敏行
------	------

9 議会事務局職員出席者

事務局長	坂井克巳
書記	高瀬俊一

令和2年3月16日（月曜日）午前10時00分 開議

○議長（吉田稔）

これから本日の会議を開きます。

日程1

常任委員会代表質問

○議長（吉田稔）

日程1、常任委員会代表質問を行います。

質問の通告がありますので発言を許します。

総務文教常任委員長、畑久雄議員。

○3番（畑久雄）

議長のお許しをいただきましたので、通告に従って常任委員会代表質問を行います。

標題、「公共施設マネジメント（管理）計画について」お尋ねしたいと思います。

要旨、総務文教常任委員会では、令和元年11月、所管事務調査を実施しました。

埼玉県三芳町では、公共施設マネジメント計画の策定・運用について研修しました。

三芳町の公共施設マネジメント基本計画では、公共施設は今後どうあるべきかを各部署が横断的に捉え、住民との合意形成を図りながら方向性を決定していました。また、計画の実効性を確保するために、10年間の財政計画により、確実に予算措置を行なっております。

本町においても、平成28年3月策定の「公共施設等総合管理計画」がありますが、具体的な方針が示されておらず、策定後4年が経過しております。公共施設のマネジメントは、短期的には解決できない問題であり、実行できる計画作りが必要と考えます。

今後10年間程度の投資計画を盛り込むなど具体的な公共施設マネジメント計画の策定についてどうお考えになりますか。

施設ごとの個別計画により、長寿命化・修繕対応・統合・廃止など、実態に合った実行計画を策定し、実施していくお考えは、ということであります。

○議長（吉田稔）

答弁、喜井知己町長。

○町長（喜井知己）

畑委員長からは、「公共施設マネジメント（管理）計画について」と題して大きく2点について御質問をいただきましたのでお答えをいたします。

1点目の「具体的な公共施設マネジメント計画の策定について、どう考えるか」につい

てお答えをいたします。

公共施設につきましては、全国的にも施設の更新時期を迎えており、各自治体において老朽化対策が喫緊の課題となっており、本町におきましても今後、更新費用や修繕費用が継続して発生することが見込まれるところであります。

また、国においては、地方における厳しい財政状況が続く中で、人口減少等により公共施設等の利用需要が変化していくことなどを踏まえ、平成25年11月に「インフラ長寿命化基本計画」を策定し、地方公共団体において、行動計画と個別施設計画を策定するものとしてまいりました。こうした国の動きに歩調を合わせ、平成28年3月に「鹿追町公共施設等総合管理計画」を策定したところであります。

この計画は、長期的な視点をもって、町内公共施設等の全体的な現状把握、及び管理に関する基本方針を定めておりますが、畑委員長御指摘のとおり策定後4年が経過しており、掲載されている公共施設の状況等も変化していることから、令和2年度中に見直しを行い、その中で今後必要となる修繕費などを含めた計画を策定してまいります。

また、町民ホール、神田日勝記念美術館、トリムセンター、健康温水プールの大型施設につきましては、いずれも築後20年以上が経過し、今後多額の改修費等が見込まれることから、令和2年度に4施設における改修箇所や改修金額などの調査を行い、できれば令和3年度から計画的な改修に取り組んでまいりたいと考えております。

2点目の「施設ごとの実態にあった実行計画を策定し、実施していく考えは」についてお答えをいたします。

個別施設ごとの長寿命化計画である個別施設計画につきましては、インフラ長寿命化計画や公共施設等総合管理計画に基づき策定するもので、それぞれの施設がどれくらいの面積を有し、何年度に更新時期を迎え、どれくらいの更新費用が必要かなどを把握し、その方向性などを示すものであります。

本町におきましては、既に公営住宅や橋梁などの長寿命化計画は策定済みでありますので、その他の個別施設計画につきましては、見直しを行う公共施設等総合管理計画と整合性を図りながら、令和2年度中に策定をいたします。

公共施設は、経過年数や利用の頻度などにより劣化や損傷の度合いが異なり、その状況は年々変化していきます。これまでも、修繕にあたっては、利用形態の変化や住民要望などを考慮しつつ、財政状況を見ながら、適宜対応しているところであります。

今後におきましても、施設ごとの町民皆様の利用ニーズを把握するとともに、将来の人

口動向や財政状況などを踏まえ、計画的な修繕を行うことにより、公共施設の長寿命化を図ってまいりたいと考えておりますので、御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げ、答弁とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（吉田稔）

再質問ありますか。

畑議員。

○3番（畑久雄）

先の協議会の中で、令和2年度予算では、公共施設等総合管理計画個別施設計画策定事業に200万円の試算がされております。これは計画の内容というのは具体的に教えていただきたいと思えます。また、住民との合意をどのように図られるかというこの2点。

それからもう1点、三芳町では公共施設を減らすことはサービスを減らすことではないという考え方から、施設維持管理のコストを減らし施設の利便性を高めていくかを重要課題としています。統廃合を視野に入れながらコスト面とサービス面のバランスをとっていく必要があると思えます。将来の人口推計を勘案し、どういう方向で計画を推進されますか、お尋ねしたいと思えます。

○議長（吉田稔）

答弁、草野企画財政課長。

○企画財政課長（草野礼行）

委員長から3点について再質問をいただきましたので、随時お答えをしたいと思います。

まず1点目の令和2年度予算に御提案させていただいている220万円でございますが、こちらにつきましては、本公共施設、28年の3月に作られました公共施設の中からそれぞれ町長の説明にもありましたけれども、長寿命化計画を策定されている物、公営住宅、それから橋、下水道を除きまして、本計画の中には315施設が掲載されています。この施設数も今回見直しをさせていただきたいと思っておりますが、その315の内、先ほど話した長寿命化計画の作られているもの以外の施設を、今のところですけど大体200程度を選択して、その中から個別の計画を作ってまいりたいと考えてございます。

それから合意、町民のコンセンサスはどうなんだろうということでございますが、今回の個別計画、それから総合計画の見直しにつきましては、今後の方向性を示すものでございます。計画の実施にあたりましてはもちろん建物の安全性を第一優先に考えてございますが、住民のニーズ、それから財政も考慮しまして、様々な形で計画につきましては周知

をさせていただきたいと思っておりますし、町民の合意につきましても、いろいろなアイデアや御意見等をアンケートですとか説明会等で図ってまいりたいと考えてございます。

それから最後のコスト面とのバランスをどう考えるかという質問でございますが、先ほどの答弁とも重複しますけれども、公共施設の利用につきましては、安全性を第一に考えていますし、あとは町民の利用ニーズ、利便性、それから財政的な問題もありますので、今後の財政的な配慮等もバランスよく考えて計画を立てていきたいと考えてございます。以上でございます。

○議長（吉田稔）

畑久雄議員。

○3番（畑久雄）

住民との合意を図るための方策ということでお尋ねしたのですけれども、いろんな問題があるかと思えます。しかし十分に住民とのコンセンサスをもっていかないとなかなか大変でしょうと思えますけれども、ただこれからわが町で必要とする施設もあります。例えば図書館を建て替えるとか、あるいは古い建物を壊すとか、いろいろあるんでしょうけれども、そういった新規のものも考えながらやっぱり町長はあと任期が3年あります。その後またあるかどうか分かりませんが、いずれにしてもそういったものを実現する、それと古い物もやはり壊していかないとならない。古い物でも使える物もあるのだと思うんですね。そこら辺が住民とのいろんな対話が必要だと思うのです。そういったことで非常に大変なことでしょうけどもやはり一步一步進んでいかなければならない、そのように私は考えるのですけれども、いずれにしても将来人口もある程度減っていく可能性もあります。そこでそういった問題も絡めて新しい物も、あるいは古い、そういった修繕しながらも使える物は使えるにしても、やはりだめな物は壊していかねばならないという考え方だろうと思えます。そういった面でスムーズにいったほしいなという思いでありますので、答弁はいいのですけれども、そういったことをお願いしておきたいと思えます。

以上です。終わります。

○議長（吉田稔）

喜井知己町長。

○町長（喜井知己）

答弁はいいということでしたけれども、ちょっとお話をさせていただきたいと思えます。先ほど申し上げましたとおり、また課長からも答弁したとおり、施設大小含めて相当な施

設がございます。それももちろんだん古くなっていくということでもあります。全体を見て本当に利用頻度の問題だとかいろいろございますので、やはりそれらについては、特に地域の例えば集会場等が想定されますけれども、普段利用している方、そういう方との話し合いは、やはりしっかりしていかなければならないのかなと思っています。

最初の答弁でも申し上げましたけれども、大きい4施設が金額的にも相当な費用が見込まれますので、せっかくの施設ですので、ああいった基幹的な施設にはしっかりと長寿命化のための計画的な修繕、これはしっかりやっていく必要があると思っています。また既存の施設以外の話もございました。例に挙げられました図書館、それから将来的には道の駅等々もあるのかもしれませんが。これらについては既存の施設の見通しも立てていく必要もありますし、財政的な負担、こういうものを総合的に勘案しながら議会と相談をしながら、今後検討をしてまいりたいと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

○議長（吉田稔）

畑久雄議員。

○3番（畑久雄）

答弁はよろしいですけれども、最後にお願ひがあります。十分に住民との対話、本当にこれが一番大事だと思うのです。何とかここは円満にいくようによろしくお願ひしたいと思ひます。

質問を終わります。

○議長（吉田稔）

これで総務文教常任委員会、畑久雄委員長の質問を終わります。

これで常任委員会代表質問を終わります。

日程2

一般質問

○議長（吉田稔）

日程2、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、発言を許します。

8番、狩野正雄議員。

○8番（狩野正雄）

ただ今、議長のお許しをいただきましたので、通告に従い一般質問を行います。

標題は、「ごみ処理方法変更に伴う住民への周知」でございます。

要旨を述べます。鹿追町のごみ処分方法は、生ごみは環境保全センターにおいて堆肥化

され、ペットボトル、プラスチック、紙類はひまわりセンターに運ばれ資源化、その他は最終処分場に埋め立てています。この埋め立て処理場も数年後には満杯になり、その後は帯広市のくりりんセンターに運び処理をする計画です。

1月15日に、清水町において「新くりりんセンター建て替え計画に対する住民説明会」がありました。

今後本町のごみ処理方法がどのように変更されるのか、2027年完成予定の新施設について、住民の質問や意見をどのように集約し説明していくのか質問いたします。

- 1、現在のくりりんセンターへの運搬処理はいつ開始するのか。併せてごみの分別、減量化の周知方法は。
- 2、本町の生ごみは堆肥化センターで処理され、再資源として活用されています。現在行なっている収集、処理の方法に変更はないか。
- 3、ひまわりセンターで資源ごみを収集し、集積しているが、リサイクル等のランニングコストはどのくらいか。
- 4、新くりりんセンターの建設には281億円の費用が試算されています。清水町での説明会においても指摘されていましたが、議会での議論や住民を含めた周知が不足しているのではないか。今後鹿追町での住民説明会の予定は考えているか。
- 5、将来、新くりりんセンターにおいて、十勝管内の全ての住民のごみを処理することになるが、故障や突発的な事故によるリスクが懸念されます。事故や施設の故障によるリスクを減らす視点から、各町村において生ごみを資源化する施設建設を提案していく考えは。

以上です。

○議長（吉田稔）

答弁、喜井知己町長。

○町長（喜井知己）

狩野議員からは、「ごみ処理方法変更に伴う住民への周知について」と題して、5点ご質問をいただきましたので、順次お答えをいたします。

1点目の「現くりりんセンターへの搬入処理の開始時期とごみ分別・減量化の住民周知の方法について」をお答えいたします。これまでも議会の皆様へご説明させていただいておりますが、一般廃棄物最終処分場の容量が満杯となることに伴いまして、令和3年3月をもってごみ受入れを終了し、同年4月からこれまでの「埋め立てごみ」と「大型ごみ」

については、くりりんセンターでの広域処理に移行いたします。

分別方法の変更点といたしましては、これまでの「埋め立てごみ」が「燃やすごみ」と「燃やさないごみ」の2種類となり、併せて事業所から排出される事業系一般廃棄物「燃やすごみ」「燃やさないごみ」「大型ごみ」は、事業者自らくりりんセンターに搬入されるか、町の許可を受けた一般廃棄物収集運搬許可業者へ委託し独自に処理していただくということになります。

町民周知につきましては、「広報しかおい4月号」から紙面への掲載を開始し、5月には行政区長会議、6月からは町民向け説明会及び事業者向け説明会を行なってまいります。さらに出前講座として行政区や各種団体へ説明に伺うなど、幅広い層に情報が行き届くよう、ごみ分別方法のほか減量化や資源化の御協力についても、あらゆる場において分かりやすく細やかな説明を繰り返し実施し、町民皆様に御理解をいただきたいと考えております。

2つ目の「生ごみの収集と処理方法について」ですが、これまで町が環境保全センターで行ってきた生ごみ資源化については、ごみ処理広域化移行後も変更はありません。また、ひまわりセンター等で実施しているその他資源ごみのリサイクルについても変わらず継続してまいります。なお、ごみ処理広域化に先立ち、令和2年度から新たに環境推進協議会を通して「電動生ごみ処理機」の購入に対する助成を開始し、ごみの減量化、資源化を一層推進してまいります。

3点目の「ひまわりセンターでのランニングコストについて」お答えをいたします。平成30年度の実績では、支出については人件費、修繕費、委託料、消耗品費、燃料費等を合わせ約768万円、収入につきましては新聞、段ボール、アルミ缶、鉄くず、ペットボトル等の販売収入として274万円となっており、差し引き494万円が町の費用負担となっております。今後も効率的な運用を行い、経費削減に努めてまいりたいと考えております。

4点目の「新くりりんセンター建設における鹿追町での住民説明会の開催について」お答えをいたします。昨年、十勝圏複合事務組合より「新中間処理施設整備基本構想(原案)」が示され、その内容についてパブリックコメントと住民説明会が実施されたところであり、住民説明会については、当初予定されていた音更町と帯広市のほか十勝各ブロック別に4カ所で開催されるなど、多くの方々から様々な意見が寄せられ、現在組合において内容の精査と公表に向けて作業が進められています。

先般の2月28日に開催された組合議会定例会において、寄せられた御意見の集計状況が

説明され、その中で「一般廃棄物の資源化に関して」「先進都市における施設整備の状況や新設以外の整備方式に関して」「中島地区における治水等に関して」の4点については、今後追加調査が行われると説明がされたところであります。

今後は、追加調査の進捗に合わせて組合から検討会議に提案がなされ、施設内容と合わせて情報提供や住民参加の在り方についても協議が行われますので、その状況を見ながら検討させていただきたいと考えております。また併せて議会に対しても随時情報を提供していきたいと考えております。

最後5点目の「各町村において生ごみを資源化する施設建設を提案する考えは」についてであります。これまでも検討会議において、各市町村のごみ資源化の状況を踏まえた上での検討がなされており、今後も一般廃棄物の資源化に関して追加調査が行われることから、改めて新施設の在り方が協議されることと思われまます。

資源化に関する組合の基本的な考え方は現在の新処理施設基本構想原案にあるとおり、構成市町村が独自に取り組むものとしております。このことは各市町村に個別の事情があり、これを踏まえてそれぞれが考え決定していくことが基本である、という考えに基づくものであります。従いまして、鹿追町としては狩野議員御質問の生ごみ資源化施設建設の提案を行うということではなく、必要に応じて本町の取組を参考にさせていただくというスタンスが適切であろうと考えております。いずれにいたしましてもごみの減量化は大変重要な課題であり、今後実施される追加調査の結果を踏まえて、新処理施設の共同処理に参加予定の本町は、構成市町村と共に新施設の在り方について協議を進めてまいりたいと考えておりますので、御理解と御協力をお願い申し上げまして答弁といたします。

ありがとうございました。

○議長（吉田稔）

再質問ありますか。狩野正雄議員。

○8番（狩野正雄）

非常にきめ細かな住民説明会等を行うということは理解できました。

その中で、先日の新聞報道にもありましたけれども、新しくりんセンターの建て替えについては、基本構想の策定を延期するということもありましたので、そういうことにもこれから住民の声、そういうものをぜひ集約していただいて、お金の圧縮できるものは圧縮していただきたいと思います。

それと時々住民から聞かれるのですけれども、ぜひ検討していただきたいのは、今現在、

埋立処分場に大型計量器がありまして、4月とか3月になると引っ越しで出るごみが直接搬入という形で埋立処分場に持って行っているのですけれども、あのやり方は非常に良いということで、今後もせつかく大型計量器があるので、今後もぜひ使って搬入ができる。直接帯広までごみを持っていきなさいというのは無理だと言うのです。だから例えば日にちとか時間とか、何時から何時まで受けますということで決めてもらって、一時預かりというような形で大型ごみ、それから搬入ごみですか、せつかく高価な計量施設とかがありますので、そういう制度を今後続けていけるようにぜひ検討していただきたいという声もありますので、その点について伺います。

○議長（吉田稔）

答弁、平山町民課長。

○町民課長（平山宏照）

狩野議員から2点ほどの質問と御意見ございましたので、答えさせていただきます。新くりりんの基本構想についてでございますけれども、まずは今、フアブリックコメントにも多くの意見をいただいております。その意見をどのように生かしていくのかというのは、今後、十勝圏複合事務組合のほうでの検討することになると思いますけれども、いずれにいたしましても、この鹿追町、十勝をどのような形で次の子供・孫の代へ引き継いでいくのかという思いは一緒だと思いますので、思いを一つにしてより良い施設になるように検討を続けてまいりたいと考えております。

あと費用の圧縮の件でございますけれども、ごみについては「3R」と言われています。リデュース、リユース、リサイクル、ごみを減らすと、使える物は繰り返し使う。あとペットボトル等原料をリサイクルできるものはなるべく使っていくということでございます。鹿追町においても独自に資源化を進めておりますけれども、それを引き続き進めることももちろんでございますけれども、住民の方々にもこの「3R」の原則を理解していただいて排出ごみを減らすということになれば、くりりんセンターへ持って行くごみの量も減るということで、町の負担は減るということでございますので、引き続きこのようにご理解いただくように努力してまいりたいと考えております。

あとは、今までやっておりました埋立てごみの直接搬入、計量の件でございますけれども、くりりんセンターに移行するにあたってこれが可能なのか。一時預かってこれをまたどのように運んでいくのか。費用の財政的なものはどうなのかを総合的に検討させていただきたいなと思っております。以上です。

○議長（吉田稔）

狩野議員。いいですか。

○8番（狩野正雄）

終わります。

○議長（吉田稔）

これで狩野正雄議員の質問を終わります。

7番、川染洋議員。

○7番（川染洋）

久しぶりなのでちょっと心臓がドキドキしております。それゆえ、私の言葉に稚拙なところがあったり、また無茶苦茶なところがありましたら、どうぞ町長の心の裏側で笑って収めていただければと思いますのでよろしく願いをいたします。

私からは、鹿追町の政策の重点化と優先順位を決めておく必要はないかということであります。

さて今年度は、鹿追町の総合計画の見直し、地方創生総合戦略の第2期という計画の2つが一度にスタートする年であります。

自治行政は、町民の経済的・社会的・文化的ニーズにどう応えるかの政策を持つこと、いわゆる自治体のマネジメントをいかに考えるかということであります。どう組み立てて執行するかが住民の期待するところであります。自治体がマネジメントという考え方を取り入れるようになってからもう既に30年以上も経過しておりますので、今、私がとやかに申すまでもないことですが、あれもこれもから政策の選択をして、しっかりとしたマネジメントがされ、社会的合意を得られることが重要であるかと考えております。

あれもこれもと考えますと、「産業・観光」分野、「健康・福祉」分野、「環境・安全」分野、「教育・文化」分野等、さらにそれらが細分化されると例えば産業の振興・観光の振興・農業の振興・就労の振興など、その他の分野においてもさらに細分類されれば、大量の行政事務、あるいは事業をマネジメントしていかなければならないのであります。言うまでもありませんが、地方自治法では、「自治体は限られた人員と限られた財源で効果的かつ効率的な施策を展開しなければならない」と規定されております。それゆえ地方の自治は、その地域ごとの事情による政策の選択が求め続けられてきたわけであります。政策の選択は、人員や財源に限りがある以上、住民の皆さんが望むも全てに集中できるものではありません。

そこで、政策施策のマネジメントが重要になってくるんだと思うのです。すなわち、その柱となる鹿追町のアイデンティティを示すべきだと思います。アイデンティティは、この町の進むべき方向性を明らかにすることで、鹿追町という自治体の存在意義を住民の皆さんや関係者の方々に知ってもらうことであります。それは、鹿追町が進む方向性の明確化です。このダブル計画の始まる時でありますので、鹿追町のアイデンティティを固める最良の年ではないかと思います。これを機会に、幹部職員全員に「自治体マネジメント」を学ばせてはいかがでしょうか。

マネジメントの監督は、副町長の役割となります。助役から副町長への名称変更は、町長の持つ権限の一部、もちろん限定的ではありますが、一部を委任することになるわけですから、町長のトップマネジメント、政策立案の強化のため、一部委任を従前の助役制度からその権限の強化、明確化を条例化にしてはどうでしょうか。従前どおりだと、町民にとって大きな損失となりかねません。柱になるアイデンティティの明確化と政策の明確化を決定するときは、従前の国や北海道の指示・通達のままの策で良しとせず、住民の意向・事情に敏感にして迅速に対応をしてもらわなければなりません。

町長の指示を受けて政策を立案し、企画を統括していき、事務を統括しながらどのような町を目指しているのか、副町長がまとめ役になるわけです。4分の1の任期が経過しました。喜井町長の重点政策は何かの議論がなされたと思いますので質問です。

喜井町長任期中の選択されるべき重点化政策は、何でしょうか。

重点化される選択された政策の実現こそが鹿追町の存在意義の証明となるものでしょう。ダブル計画のスタートに立った今年こそ、喜井町長のミッションステートメントを明らかにして、選択された政策の優先順位を定めた、鹿追町のブランド政策として決定してはどうでしょうか。町長のミッションステートメントは、マネジメントされた施策に職員がフルコミットできる環境づくりとなると考えるからであります。

ダブル計画のスタートは、各施策項目の反省や検証が行われ、今後の方向性が示されたものだと思います。特に令和2年からの地方創生総合戦略の4つの目標は、鹿追町にとっても良い示唆を与えてくれているものではないでしょうか。

地方に仕事を創り出すこと、地方に新しい人の流れを創り出すこと、若い世代の結婚・出産・子育てをかなえること、時代に合った地域づくり、地域と地域との連携を考えると、これらは、全国一律に示されたものではありませんが、鹿追町のアイデンティティとそれを決定する町長のアイデンティティが政策の方向性を決定するもので

あります。町長のアイデンティティは、町長の理念の実現のために作られるからであります。それが町長の存在意義を示す、証明することになるわけであります。よって地方分権の今、今までとは違う政策思考のイノベーションが期待されます。

2番目の質問です。政策の優先順位を公表するべきと考えておりますが、いかがでしょうか。以上です。

○議長（吉田稔）

喜井知己町長。

○町長（喜井知己）

川染議員からは、「鹿追町の政策の重点化と優先順位について」と題して大きく2点御質問をいただきましたのでお答えをいたします。

現在、憲法の国民主権の理念のもとに、住民に身近な行政は、地方公共団体が自主的かつ総合的に広く担い、地域住民が自らの判断と責任において地域の諸課題に取り組む地方分権改革が進められており、平成12年4月には、「地方分権一括法」が施行されております。国は、第28次地方制度調査会の答申を受け、平成18年6月の地方自治法改正により、明治21年以降100年以上続いた助役制度が廃止され、副市長村長が設置されています。

副市長村長の職務は、長の補佐、補助機関たる職員の担当する事務の監督、長の職務代理といった、それまでの助役の職務に加え、長の命を受け政策及び企画、長の権限に属する事務の一部について、法第153条第1項の規定により委任を受け、事務を執行するなど、その権限などが強化、明確化されたところであります。

地方自治体を取り巻く環境は、年々、高度化、複雑化し、時代の変遷と共に住民ニーズも多様化するなど、地方自治体が所管する行政分野や事務事業は大幅に拡大しており、町長のトップマネジメントをサポートする副町長の役割、補助機関である職員の能力向上は、さらに重要性を増していると考えております。

これまでも、理事者、職員が、それぞれの役割を認識した上で仕事を進め、状況・環境などの変化に対応しながら、財政状況を勘案しつつ、事業等の進捗管理・見直しを行うなど効率的かつ効果的な事業実施に努めてきたところであります。

今後におきましても、川染議員からいただいた御意見を参考にさせていただき、行財政改革に取り組む中で、事業評価、人材育成なども含め政策立案強化に取組、町の魅力、個性、アイデンティティを活用しながらまちづくりを進めてまいりたいと考えております。

1点目の「任期中に選択されるべき重点化政策は何か」についてお答えをいたします。

私の基本政策につきましては、昨年6月13日開催の町議会におきまして町政執行方針の中で御説明させていただいたと考えておりますが、町民皆様が鹿追に住んで良かったと思っただけのように、次の8項目を政策の基本として掲げたところであります。

- 1つ目に、農業の振興。
- 2つ目に、子育て支援の新設拡充。
- 3つ目に、医療と福祉の連携強化。
- 4つ目に、教育環境の整備。
- 5つ目に、商工業の振興と観光事業の活性化。
- 6つ目に、自衛隊鹿追駐屯地の拡充。
- 7つ目に、町民が主役のまちづくり。
- 8つ目に、健全財政の維持。

以上8項目であります。

それぞれの項目は、既に実行しているもの、あるいは今後実現に向けて取り組むものがありますが、その全ての項目が重要であるという認識であります。これら項目の目標達成のために、町民皆様が主体となり策定しました第7期鹿追町総合計画や総合戦略などの各種計画との整合性を図るほか、関係機関や各種団体との協議や調整、事業を具現化する担当職員の発想や意見を取り入れるなど、様々な手段を取入政策の実現を目指す考えであります。

2点目の「政策の優先順位を公表すべきと思うがいかがか」についてお答えをいたします。1点目と重複する部分がありますが、私は皆様が鹿追に住んで良かったと思っただけのように8項目を政策の基本として掲げました。この基本政策を実現するためには様々な手法を取り入れ、実現を目指す考えであります。政策の分野につきましては「産業・観光」「子育て」「医療・福祉」「教育」など多岐にわたるため、それぞれの施策を実行するには、その時々、有効性や緊急性・効率性などを判断し、実行していかなければならないと考えているところであります。

私の掲げました8項目の政策につきましては、どれも重要であるとの認識であることから優先順位付けは難しいと考えますが、今後も、町民皆様の需要ニーズをしっかりと把握し、地域で子育てを応援し、次世代が安心し、誇りをもち、暮らし働けるまちづくりを推進してまいりたいと考えておりますので御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。答弁とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（吉田稔）

再質問ありますか。

川染洋議員。

○7番（川染洋）

お答えをいただきましたが、もう少し議論を深めさせていただきたいと思います。

副町長制度の改正が行われました。これは法律では確かに今御答弁のように権限などの強化明確化、法律文では明記されています。では、それを受けた鹿追の条例はどうなっているか。条例化の中では、副町長の強化、権限の明確化はどうなっているかということです。それが1つ。

それから、御答弁の中にもありますように、町長のトップマネジメントをどう作るかという話であります。これは行政改革に取り組む中でということもありますから、期待をするところでもありますけれども、やはり町長のトップマネジメント、いわゆる町長の理想・理念、これらを実現するのは町長がもつリソースが大事です。そのリソースとは何ぞや、これはもう職員です。そうするとファーストマネジメントといいますか、ファーストラインでマネジメントをする職員はどこか、課長職ラインでしょ。課長職ラインでマネジメントしたものを、今度はセカンドラインマネジメント、これが副町長のところの役割ではないかと。それがまとまったトップマネジメント、町長のところのマネジメント、理想・理念を実現していく形になるのだと思いますので、この辺のマネジメントの勉強を、いやもう知っているよ、知っているよ、という職員もたくさんいるかもしれません。それは先ほど冒頭で申し上げましたように、ちょっと心の奥で笑って収めていただければと思いますが、私のここで言っているもう1つ、アイデンティティというのは、哲学用語で言っているわけではありません。「色を出しましょう」ということを言っているのであります。それなのでぜひ副町長のやるべき仕事、これは法律ではこうだよっているかもしれませんが、うちの町はこうだよというのでやっていただきたいと思うのです。それをみんなで行政改革の中で取り組んで、そして町長がずっと一から十まで職員の足先まで見なくてもいいような状況を作り上げていったほうが、鹿追町の先ほど答弁の中にありましたように、住んでよかったと認めていただけるようなまちづくりになるのではないかと。

でも、まちづくりは住んで良かったということもありますけれども、後にまた少しお伺いしたいと思いますが、住んでみたいとか、住まわせてみるだとか、そういうふうに考える施策の実施も必要だと思うのです。そのためにもやはり私は行政政策のマネジメントを

する機構、これが大事だと思うのです。答弁中でありました行政改革の取組の中で機構の改革も含まれるのか、政策の改革だけで終わるのか、その辺についてどうお考えをお聞かせ願えればと思います。

○議長（吉田稔）

答弁、喜井知己町長。

○町長（喜井知己）

お答えをいたします。

まず1点目の副町長の役割についてでありますけれども、副町長については当然地方自治法にもありますとおり、まず基本的な役割としては、長が事故あるときにその職務を代理する、これはもう当然昔からある、いわゆる法定代理というものであります。今、お話をするのは、その次の法第153条の「首長の権限に属する事務の一部を委任する」そういう形であろうかと思えます。全国いろんな町の状況というか条例化、副町長に対する事務の委任の項目を何項目か列挙して条例化している町、それから必ずしも条例でなくとも多分できるのかなと思えますけれども、規則でそういった形で作っている町も複数ありました。今、川染議員がおっしゃるとおり、政策に関することについてそのとりまとめというか委任するという形でもっているところも実は複数ありましたので、これについては現状でも事実上そういう形で事務は進んでいる部分は相当ありますけれども、これをさらに条例なり規則なりで明確にすることも一つの方法だと思いますので、その辺については確かに令和2年度は行政改革の中で、町の組織・機構についても相当年数、従来どおりの形で来ておりますので、そういった機構全体の意思決定の在り方も含めて総合的にしっかり考えていく必要があると思っております。これは副町長だけに限らず、課長のところのいわゆる専決できる事項、これについてもだんだん時代に合わない部分も正直あるなという印象も持っていますので、それらも含めてそれぞれの立場の職員の役割については、もう1回しっかり見直しをしていきたいと思っております。

それからトップマネジメントの関係ですけれども、そういった研修の機会も、確かにいろんな職員研修を行なっていますけれども、トップマネジメント等の政策に関するもの、しっかり取り組めていないなという印象があります。これについては職員研修等の中で勉強していく必要性は十分あると思っておりますので、機会を捉えてしっかりとやっていけるようにしたいと思います。シティマネージャーという考え方がありまして、先ほどの話と重複する部分があるのですけれども、実務的だとか日常的な事務をできるだけ他の職員に

委ねて、首長は対外的、専門的な事務をとという考え方もあります。できる限りそういった方向も必要なのかなと思っています。ただ鹿追ぐらいの人口規模だとやはり結構隅々まで見える部分もありますので、その辺のいろんな考え方はありますけれども、例えば私1人ができることは限られていますので、本当に職員いろいろな方の知恵をいただいてしっかりと進めていく、これが最終的には町民皆様方の幸せにつながると考えておりますので、答えになったか分かりませんが、そういった形で取り組んでいきたいと思っております。

○議長（吉田稔）

再質問、川染洋議員。

○7番（川染洋）

難しいというのは、私も重々承知をしております。ですけれども、やはりうちの町の今の行政の体制はこうだよということを、ファーストラインの課長が分かるのと、住民に「町長はさっぱりいないよな」と言われるのと、「いやいや大丈夫だよ。町長はこういうふうにして町長の権限権威をこういうふうにしているから、副町長以下でやっているのだ」と、そういうことをみんなが分かっているほうがいいと思うのです。安心できると思うのです。それも私は一つの町長のミッションステートメントだと思うのです。規則でも条例でもいいのですけれども、町長が庁舎を離れても機動性のある執行ができるように体制を整えることが大事かと思っております。副町長については終わらせていただきます。

それから政策の重点化ですけれども、私は今、町長が言っている8項目、これはもう否定するものでもありませんし大事なものです。人が住んでいるわけですから、住民がいるわけですから、これは大変重要なことであると私も思っております。しかし、今、全国的に見て基礎自治体が問題にしないとならない大きな課題って私はやっぱり人口減少問題だと思うのです。それは人口減少問題ですから、問題が大きすぎて手が付けられないと思うかもしれません。しかしこれは、今私は日本の国の至上命題だと思っているのです。全国の市町村がそう捉えない限りは、人口が減少していくというのは目に見えているわけです。方策はどうするのか。地域としてどうするのか。私は人口減少問題に重点化をしてもらいたいと思うのです。それはなぜそうなのかというと、安倍総理は昨年、こう言っているのです。「国難とも呼ぶべき少子高齢化に真正面から立ち向かい云々、未来を担う子供たち子育て世代に大胆に投資する云々」、これは、私は国の細かな政策を考えて、国からああしなさい、こうしなさいと言ってくる前に、地方自治体としてこうあるべきだ、こうするべきだ、うちはこうするからこうしてほしいということを言うべきではないかと。私は安倍総

理がそう言っている以上は政府に、全国の基本自治体が本気で人口減少について考えているのかと、もう少ししっかり自覚するようにと覚醒させる行政、地方行政が必要ではないかと思っているわけであります。重点課題とした場合、これは非常に難しいです。多分難しいと考えていると思うのです。どこでも。だけど本当に真剣に考えたことがあるのか。安倍総理も言っていますけれども、真正面から立ち向かい、未来を担う子供たち、子育て、大胆に投資しろと言っているのですけれども、子育てのことについて子供はできますからいろいろ考えますけれども、子育てをする以前の話ですね。どうやって結婚するかということ。この以前のことについては、あまり考えられない。例えば不妊治療だと考えて、本町でも不妊治療は何分の1を補助しますとか言っています。こんなのは、私は国で全部無料にする。そのために鹿追町としてはそれを要望しますよということぐらいしていかないと、何回もやるわけですから、そのたびにお金がかかっていく。途中で諦める。結果その後何が起きるか。納税者が減少するということは、国の未来そのものが危うくなります。税金が入ってこないわけですから。人口問題研究所で、2019年、2020年の人口減少はどれぐらいになるか、92万人とちょっと。ところが90万人割ってしまった。そんな現状ですからそういう意味では子育てをしてから、あるいはするときにから大事ですけれども、子育てをするための準備、結婚の準備、そのところにも力を入れる必要があると思うのです。過去ずっとそうして実施されてきましたから、今、真剣に何か考えるとなりますと、どこまで真剣に本当に考えたのか。私も職員の経験がありますから、じゃあお前のとき、真剣に考えたのかと言われますと、情けないかな、あまり真剣に考えたかどうかは、私にも分かりませんが、真剣に考えるとすればやっぱり結婚に至るまでの準備をどうしてあげるかということ、私は大きな課題だと思っているのです。そこから始まってそして子育て、人口減少の歯止めになるのではないかと。人口問題研究所でも、2年早く90万人割ってしまったということで、今慌てているようですけれども、残念ながら政府を批判したい。お坊ちゃんたちの生まれながらにして貧乏を知らない、生まれながらにして挫折も知らない。貧乏が何だか分からない、そこにやはり地方の自治体で喝を入れる、それを私は願いたいなと思っているのです。

ここで聞きたいことは何か。これは、人口減少の歯止めの子育てについては十分、鹿追町も考えてやっておられると思います。それ以前の結婚をするための準備をどうするかということに力を入れてほしいと思うのですけれども、その辺の考え方についてはいかがでしょうか。

○議長（吉田稔）

ここで暫時休憩をいたします。再開は11時20分といたします。

休憩 11時06分

再開 11時20分

○議長（吉田稔）

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

答弁、喜井知己町長。

○町長（喜井知己）

若い人たちがこの鹿追に住んで、そして結婚をして、そして子供を持ちたいという希望のある方にはそれがかなえられるまちづくり、これは本当に重要なことだと思っています。

今回2期目となる「まち・ひと・しごと総合戦略」の中でも若い世代の結婚・妊娠・出産・子育ての希望をかなえるという項目もこれは第1期の時から当然含まれているところであります。本当に難しいと言ってしまうればそれまでなのですけれども、もちろん結婚に至るまでのそれらの環境はもちろん大事です。そしてさらにその先がどうなのだということも、やはり若い人たちがいろいろ考えていて、子供ができれば保育園はどうするのだ、給食費はどうなるのだ、そして教育にかかるお金はどうなのだといろんなこと考えて、それでそれが理由でちゅうちょするということではないでしょうけれども、やはりしっかりとした費用の負担、それから子育ての不安を解消するいろんな手立てが自治体、小さな町でこそ十分取り組めるとと思っています。総合的な考えのもとに取り組んでいく問題と思っています。鹿追の人口はやはり少しずつ減少していますけれども、おかげさまで減少の幅は少し緩やかだと思っています。だからいいということではありませんけれども、今まで町も産業研修生の制度ですとか山村留学、あるいは基幹産業の農業を中心とした働き手の方が1年中、いろんな形で鹿追に入ってきていただいています。そういった中で新しく家庭を持っていただいている方もたくさんいるということで、これらの取組はしっかり続けていく必要があると思っています。生活の基盤がしっかりしていないとなかなか町には住んでいただけないと思っていますので、結婚に至るまでのいろんな取組、婚活とかいろんなことがあります。もちろんそれだけの単純な話ではもちろんないと思っていますので、まずしっかりと、この鹿追に住んでいただいて、鹿追で結婚していただけるような町全体のことを含めて、具体的な対策はまだまだ多分できることはたくさんあるかと思っていますので、お金のかかるものについてはやはり財政状況をしっかり考えて取り組んでいく必要が

あると思っています。

地方分権化等の話が最初に出ていましたけれども、ちょうど今年で20年経ちました。それで今、国で言っているのは、20年後の2040年が人口減少、それと高齢者人口がピークを迎える。その後も人口は減っていきますけれども、20年後が大きな節目になるということで、20年後の人口を視野に入れた政策が重要と言っています。人口推計は結構正確でありまして、その数字を見据えながらそれらに対応したいろいろな政策を十分考えていかないとならないと思っていますので、答えになったか分かりませんが、総合戦略、それから総合計画、新しいいろいろな計画のスタートの年でありますので、いろいろ知恵を出して研究していきたいと思っています。

○議長（吉田稔）

川染洋議員。

○7番（川染洋）

実に考えてみればこの困難を乗り越えるのか、越えられないか。今お話しありましたように、2050年度には人口が9800万人になると言っているのです、人口問題研究所では。今、町長おっしゃったように割合正確だということになれば、地方自治体、基礎的地方自治体の消滅というのは本当に来るかもしれない。これは、私はやはりゆゆしき問題だと思っている。その中でどうやって生き残るのか。生き残る必要があるのか。その辺が考えどころかなと思うのです。しかしこれは2015年の、ちょっと古いのですけれども、5年ぐらい前になりましたけれどもOECD、経済協力開発機構が発表した日本の女性の就業率というのがあるんです。これは25歳から54歳の日本人について調査した結果なのですけれども、女性の就業率は71.8%、これ子供のいない女性です。それから子供をもつ女性の就業率は52%、2人に1人です。こういうふうに女性はまだ社会活動もしたいし、結婚もしたいし、子供も産みたいしという願望があるのだということがこれでよく分かると思うのです。だけど国の施策はどうだったか。1970年代、今から50年くらい前によく高齢者に対する各種の支援法律が出来上がりました。そこからできつつありました。しかし子育て・子供に関する投資の支援法律というのはいつできたか。それから35年後の2003年ですよ。30年というタイムラグなのです。これは非常に大きなタイムラグだと思うのです。1970年代に同時に未婚率が上昇しているということも国では分かっていたのです。それでもなぜ高齢者が先だったのか。これは選挙以外ないでしょう。子供に投資したって来年の選挙、4年後の選挙に投票権があるわけではないですから。でもやはり長い目で見ていく

からこそ、はじめて国というのとはもっていくのではないのでしょうか。年々先ほど申し上げましたけれども、年々納税者が少なくなれば近代国家なんてもっていかないでしょ。その国家を作っているのはどこだと言ったら基礎自治体です。

少しくどくなりましたけれども、そういうことで私は人口の減少問題に重点化して、鹿追町の「喜井町長色」を大きく出してもらいたい。そのためには、何をしたらいいのか。私、この間国際関係アナリストの北野幸伯さんの本を読みました。そしたら法人税は日本全国一律じゃなくてもいいじゃないかという話を書いてありました。東京近郊に集中している本社を持つ企業を、条件をもとに地方へ配備する。進んで地方に本社を持っていた会社の法人税は課税しない。地方に行けば北海道であれば北海道事業税というものがありますから、なんだかんだ言っても33%くらいです。100億円稼ぐ会社だとしたら、33億円は事業税、法人税でもっていかれるのです。それを地方に行く会社の法人税は、私は帯広市や鹿追町に行くといえば帯広市のほうがいいに決まっていますから、そこは法人税の駆け引きがあると思うのです。何分の1にするとか、鹿追に来たらただにするとか、それはこれから考えたらいいと思うのですが、そういうことを言っているアナリストがおりました。これは私、名案だなと思って。違う本を読んでいましたら、この人の本を何十冊も買って、国会議員にプレゼントした人がいるのです。恐らくかなりの人が読んでいます。それを私は町長、地方公共団体の責任者として、鹿追町からその話を国に持ち掛ける。その発端を作ってもらいたい。そうすると鹿追町に企業が来る可能性大です。そのときこそ、先ほど8項目を言った町長の政策・施策がさらに生きてくると思うのです。それは非常に難しいことだと思うかもしれませんが、できないのではないかと、はなから思うかもしれません。でもやっぱり十勝の町村会、北海道の町村会、全国の町村会にずっと進展して行ってぜひ町長には勇気あるファーストペンギンになっていただきたい。そうすることによって、人口減少も阻止できるかもしれません。そういうふうに考えることが重要だと思いますし、これも本に出ていたものなのですからけれど、経済評論家で中原圭介さんという人がおります。この人が、「日本の国難 2020年からの賃金・雇用・企業」という本を書いています。それを読みますと、株式会社小松製作所の話が載っていました。皆さんも知っているとおりに世界では第2位ですか、機器を扱っている会社としては。その小松製作所の製作工場を日本国内にあちこちに造っているのです。福島だとか広島だとか、いろいろなところに分散して造っているのです。なぜそういうふうになっているのかというと、中原圭介さんが小松製作所の会長を今やっているそうですけれども、坂根さんという

人らしいですが、その人に聞いたら地方に工場を持っていくほうが結婚する女性も男性も増えるというのです。この人はなぜそうしているかと聞いたら、「地方に移転の理由は深刻な少子化問題を解決したいから」と言っているのです。そういう企業がもう既にあるということです。その中で言っているのですけれども、東京本社の女性の結婚率は50%だそうです。ただ石川県に持っていった工場では80%だそうです。こういう差が歴然と出ているのだということが、中原圭介さんの「日本の国難」に書かれておりました。これも私はすごく参考になることだと思っております。そういう意味では、その辺から始める必要が私はあるだろうと思うのです。

これは国立社会保障・人口問題研究所が実施した独身者の調査ですけれども、この調査で、18歳から34歳まで調査したのです。それは何を調査したか。いずれ結婚するつもりがあるという人が男性で86.3%、女性で89.4%結婚したいのです。でも結婚する前の準備ができない。何ができないかという、まずいい相手に巡り合うことがなかなかできない。それから家族の住む場所、家、子供2人も3人も産んでしまったら東京ではマンションかアパートかそんなところでしょう。子供3人も住む部屋なんてまずないですから、ないし仮に子供をしゃにむに産んだとして、2階以上には住めません。子供3人いたら、2階以上に住んでしまうと1階の人が怒る。3階に住めば2階の人がうるさいと怒る。そんな家屋環境の中で子供が増えますか。だから私は鹿追に家を持ってもらって、家を持ってもらう方法もいろいろあります。本人がお金を使わなくても、家をもってもらう方法もありますから、そういうところでまず子供を育てることができないことも大きな問題になっているそうです。それから子育てが難しい。それはやっぱり都市圏に集中している会社に勤めている人たちの余裕がないのだろうと思うのです。私はその余裕を持たせるために鹿追はこんなにいいところですよと、先ほどの8項目をさらに生かせる機会を作るべきではないかと思いますが、先ほど申し上げた法人税の関係、もちろん一朝ではできません。でも声を上げていくという使命をぜひ私は担ってほしい。いろいろ申し上げましたけれども、それは鹿追町、あるいは全国で問題になっている自治体が問題にしている人口減少の問題に歯止めをかける、そういうことからお伺いをしておきたいと思っております。

○議長（吉田稔）

答弁、喜井知己町長。

○町長（喜井知己）

お答えをいたします。最初のほうで女性の就業率の話もございました。子育て世代の女

性の就業率が半分くらい、低いということでもあります。これからどんどん働き手の人口減少の中で労働力としてももちろんですけども、女性の果たす役割というのは本当にどんどん増していくのだらうと思います。それは子育て支援とも深く連動していく問題で、町としてその辺についても引き続き取り組んでいく課題だと思っています。

そして今、お話をいただきました法人税の関係、それから中原先生とおっしゃいましたか、小松製作所のお話もお伺いをいたしました。申し訳ありません。私は2冊とも本を読んでいないのでしっかり研究をしてみたいと思います。それで確かに若いときは都会に行っているいろいろ便利だとかいろいろなことがあるのでしょけれども、本当におっしゃるように住宅やいろいろな環境を考えると、本当に地方のほうが環境的には整っている。そして都会のあの大きな中にいるより地方にいたほうが、もしかしたら男女の出会いというのも本当にあるのかなというふうに、私も感じるものがたくさんあります。

私がどこまで色を出せるのか分かりませんが、思い切ってやれること、内容を見つけてしっかり研究をさせていただきたいと思いますので、時間をいただければと思っています。

○議長（吉田稔）

川染洋議員。

○7番（川染洋）

大体時間になりましたけれども、いずれにしてもダブル計画のスタートの時点です。地域創生総合戦略の中の第1番目、「地方に仕事を作り出すこと」。これは国で言っているんですけども、私は勝手に言っているとしか思えないのです。どうやって仕事を作り出す。今まで何人もの先輩たちがこれに挑戦してきて、金融庁、何回も考えて、本当にできたと思ったら数パーセントでないでしょうか。だから私は、この地方で仕事を作り出すことだよという地方創生総合戦略については、これを逆手にとって法人税を無課税にして、地方に仕事を回せと、会社を回せと、そういう言い出しっぺという言葉が悪いですけども、いわゆる勇気あるファーストペンギンになっていただきたいと思いますのでそれを伝えて質問を終わります。

○議長（吉田稔）

答弁はよろしいですか。

答弁、喜井知己町長。

○町長（喜井知己）

もう時間がないようですので、先ほどの法人税の関係、税制上ということもあるでしょうし、それ以外企業が地方に進出することによるインセンティブの与え方というのは、もしかしたら他にもあるかもしれませんが、一番はっきりしているのは、税制上の問題だと思います。それらをしっかり研究をさせていただきたいと思います。

それと先ほど2040年が高齢者人口のピークということで、この第32次地方制度調査会が去年7月に言っている中では、人口減少のピークにはあるけれども、そこを見据えたその自治体職員が、今でもそういう考えがあるのですけれども分野横断的に地域だとか組織の枠を超えて、その行政の在り方を見つめ直す、そういう構想をもつ力、「構想力」と言っているそうですけれども、そういう力を自治体の職員が身に着けてこれから当面目標とされる2040年に向かって、政策を考えていくということが必要だと言っておりますのでこの辺も含めてしっかりと研究してまいりたいと思っております。

○議長（吉田稔）

川染洋議員。

○7番（川染洋）

よく分かりました。その都度その都度、政策のつながり、施策のつながり、いわゆる二方策的なものではなくてやっぱり大きく先を見ていく必要があると思いますので、ぜひその辺を考えて、いろんな施策、政策もたくさんあります。しかしそれをいつまでも玉石混交にしておきますと、何をやっているのか分からなくなってしまいますから、そこで私はこの今、国としての至上命題である人口の減少をどう止めていくかと、そういうことを町長の色として、カラーとして出していただけたら日本が助かるんじゃないかと、どうぞよろしくお願いします。以上です。

○議長（吉田稔）

これで川染洋議員の質問を終わります。

3番、畑久雄議員。

○3番（畑久雄）

議長のお許しをいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

標題、「重点道の駅」としての今後の取組についてお尋ねしたいと思います。

昨年の執行方針で述べられておりました「重点道の駅」について、2年目となりますので、その方向性及び実現性をどのようにお考えでしょうか。

近隣町の状況を見るに、わが町の施設整備が取り残されている感がしてなりません。実

現に向けた準備を一步でも踏み出していただきたい。期待しております。現況を十分お考えいただき、思いをお知らせいただきたいと思います。

○議長（吉田稔）

答弁、喜井知己町長。

○町長（喜井知己）

畑議員からは、「重点道の駅としての今後の取組について」と題しまして、御質問をいただきましたのでお答えをさせていただきます。

本町の道の駅は、平成15年8月「人・花・文化」をテーマとする交流を特色とした「道の駅しかおい」が十勝管内では9番目、平成17年8月には「乗馬などの自然体験」を特色とした「道の駅うりまく」が11番目として登録となりました。おのおの道の駅は、登録翌年度の4月から直売所の供用を開始いたしまして、増築や改修などを行い現在に至っております。

さて、「重点道の駅についての方向性及び実現性についてどのように考えているか」であります。重点道の駅制度は、地方創生や地域活性化の拠点形成などを目指した道の駅の新たな設置、またはリニューアル等の企画提案について、その効果が見込めるものであるか、実現に向けた適切な体制を有するかなどを評価し、国が重点的に支援する道の駅として選定されるものであります。

重点道の駅に対しましては、駐車場、休憩施設、トイレ、道路情報提供施設等の整備に関し社会資本整備交付金の重点配分の支援があります。本町の重点道の駅としての方向性については、情報発信機能強化、地域内外の連携機能強化に加え、防災機能あるいはインバウンド対応など新たな追加が想定されますが、本町が必要とする機能、他町村との差別化が図れる機能は何かを十分研究をしながら、町民の皆様の御理解が得られる重点道の駅を見出せるよう、2つの道の駅についてそれぞれの在り方を検討してまいります。

次に、実現性につきましては、イニシャルコスト及びランニングコストや相応の規模と構造など、財政的な負担を熟慮する必要があり、本町の財政状況において、どのタイミングで実現が可能となるかの判断も重要であると考えていることから、議員の皆様をはじめ多くの方から御意見をいただきながら進めてまいりたいと考えておりますので、御理解と御協力をお願い申し上げ、答弁とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（吉田稔）

ここで暫時休憩をいたします。再開は午後1時00分といたします。

休憩 11時50分

再開 13時00分

○議長（吉田稔）

休憩前に引き続き会議を再開します。

一般質問を再開します。

畑久雄議員。

○3番（畑久雄）

「重点道の駅」としていろいろ町長のお考えをお尋ねしたところであります。今現在、しかおいの道の駅では、70名の方々がそれぞれ自らの手で物を作り、納品しております。しかしそういった中でちょっとした軽食を食べるとか、観光案内を受けるとか、そして買い物をするとか、非常に手狭な状況になっております。ただ現在は、新型コロナウイルスの関係で、そうでもありませんけれども、この夏非常に心配な点が数多くあります。そういった自らの手で物作りをしている方々、できれば大いに売りたいという感じを持っております。施設の手狭なこと、そして本当に最盛期になるとレジが2台あっても結構時間がかかります。そういうような現状施設であります、

先だって2月でしたか、鹿追中学校の3年生の方々が「未来の鹿追」と題していくつかの考えられたことを発表されました。その中で多くありますのは「道の駅に関すること」で、非常に私は感銘を受けたわけであります。鹿追のこの地にはいろんなまだ見出せない宝物が残っております。そういったものを大いに利用させる。そのためにはどう仕事をしたらどういうものを使ってどうできるか。その先々まで読んだ教育というものも必要になってくるのではないかと、中学生の方々の考えに非常に感銘を受けた次第であります。

やはり道の駅云々と私よく言いますけれども、現在、この鹿追の町内で飲食店が2件ほど辞めました。しかしこのあおりで来られるお客様がどういうことになるか分かりませんが、また我々もそうですけれども。

道の駅へ行きますとまず、食べ物は何を食べられるか。何がお土産か。それと観光案内ですけれども、町にはいろいろな食べ物屋がありますが、何といたっても道の駅に行って注文して食べたいというこの嗜好といいますか、そういった面は各道の駅で見られる現象であります。私が昔から言っているこの国道274号をもっと経済的に太くしたらどうかと、その一つとしてそういった食べ物をこの道の駅でもできるようにすべきではないか。食べ物はお客様を集める一つの道具にすぎないけれども、これは地元にお金を落としてもら

大切さだと思います。そんな意味からただ道の駅だけを広げればいいのかというのではなくて、やっぱりこれからはもう少し複合的な施設を考えて道の駅を盛り立てていく、それが私は一番いいのではないかと。それには何がいいのかということは、これはやはりみんなでお考えになっていただかないといけない、そう考えるところでもあります。そういった点で道の駅ばかりを言うのではないのだけれども、道の駅をもっと大きな目で見えていただきたい、そう思います。そして検討委員会なるものがどうして生まれてこないのかなと思うのです。早急に考えるべきだと考えますが、町長のお考えをお尋ねいたします。

○議長（吉田稔）

答弁、喜井知己町長。

○町長（喜井知己）

お答えをいたします。

主に「道の駅しかおい」という観点からのお話かと思いますが、確かに施設的なことは議員おっしゃるとおり決して広いとは言えない状況にもございます。特に十勝北部の3町がここ近年、相次いで道の駅の整備をしていることもあるのかなと思います。道の駅は先ほども申し上げましたとおり直売の部分はもちろんそうですけれども、それ以外の道の駅に求められる機能、先ほども情報発信、それから防災、いろいろな機能が今は求められているということでもあります。あと飲食の関係につきましても、道の駅ができる時点からいろいろな議論があって、飲食に関する取扱いが現状のようになっていると私も承知をしていますので、飲食の関係についてはいろいろ関係者、商工会等々もありますのでこの辺はしっかり議論をしていかなければならない問題だと思っています。

検討委員会の関係につきましては、まず庁舎内部でしっかり道の駅の今後の在り方、道の駅うりまくも含めて考え方というか議論をしていきたいと思っています。その方向性をいろいろ定めながら、その後どういった形で実行に移していくかを、しっかり考えていかなければならないと思います。内部検討を令和2年度でしていきたいと思っています。先ほど申し上げました北十勝における施設整備は、ああいうふうにするかどうかは別にして、いずれにしても道の駅を大幅に整備となると相当な事業費が見込まれます。財政的な面からもしっかり考えていかなければならないと思っておりますので、令和2年度はしっかりと内部でまず考え方を検討していきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（吉田稔）

畑久雄議員。

○3番（畑久雄）

「重点道の駅」というのは、様々な機能が必要だと言われていています。その地域にある独特の物、それを活性化に生かすということ。わが町にしてはたくさんの資源があります。そういったことで全国で3年前から活性化への独自企画がされておりますけれども、今では103カ所くらいは去年の時点で重点道の駅に指定されております。わが町として少し乗り遅れたのではないかとそんな気がします。しかしそれには財政的なことも必要でありますし、むしろこの町をやっぱり賑やかなまちにしようという活性化の一つの拠点と考えるなら、私はこの「重点道の駅」をもっと積極的に取り扱うべきだと考えております。

わが町にはJA鹿追町をはじめ観光、そして教育、そういったものに対するいろんな先駆的な取組があります。それらも一つの活性化の要素になると思うのです。そういったこととお考えいただきまして、早急に考えるべきだと考えますので、再度御答弁をお願いいたします。

○議長（吉田稔）

喜井知己町長。

○町長（喜井知己）

お答えをいたします。おっしゃることはよく私も理解はできます。また建物が全てではない、そう考えることもできるかと思えます。いずれにしても道の駅の在り方、現状でもやっていけることはまだまだあると思っています。新年度においても連携強化やいろいろなことを考えて進めていきたいと思っています。「重点道の駅」の考え方も含めてしっかりと検討してまいります。

いずれにしても国の支援があるとはいえ、あっても半分が精いっぱいということでもありますので、思い切った整備をすれば財政負担が相当大きいと思っていますので、今後の大型事業の償還もだんだんピークに向かっていくこともありますので、それらも考慮に入れながらしっかりと検討していきたいと思っています。

○議長（吉田稔）

よろしいですか。

○3番（畑久雄）

よろしく申し上げます。

○議長（吉田稔）

これで畑久雄議員の質問を終わります。

2番、山口優子議員。

○2番（山口優子）

議長の許可をいただきましたので、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

表題、新・学童保育所に児童館、フリースクールの機能を。

令和2年度に、「認定こども園しかおい」の横に新しい学童保育所の建設が予定されています。現在、学童保育所は町民ホールの視聴覚室を一時的に使っているのですが、今後は落ち着いた環境で保育が提供できると期待されています。

そこで、今後の学童保育所についてお伺いします。

1、学童保育所は、日々の運営は社会教育課の所管、入退所に関する業務は福祉課の所管となっていますが、今後はどの課が担当することになるのでしょうか。

2、学童保育料金について、現状は月額3千円ですが、月の途中の入退所、長期休暇中のみ利用したい。また習い事があるので週に2～3日だけ利用したいというニーズは以前からあります。

日割計算に対応していただけないでしょうか。

3、他の自治体のように、「登録制の学童」と、「出入り自由の児童館」を同時に運営し学童保育所に児童館の機能を持たせてはどうでしょうか。

4、学童は14時ぐらいからの利用なので、それまでの空いている時間帯を、学校に行きづらい小中学生の居場所、教育支援センター（フリースクール）とするのはどうでしょうか。

5、保育士の体制について。

2016年6月から「鹿追町学童保育所に学習支援及び多様なプログラムを整備する事業」として保育士2名に加え、「学習支援コーディネーター」1名とボランティアによる運営だったのが、2019年4月以降は、保育士2名とボランティアで運営しています。

今後はどのような体制をお考えですか。

○議長（吉田稔）

答弁、喜井知己町長。

○町長（喜井知己）

山口議員からは、「新・学童保育所に児童館、フリースクールの機能を」と題しまして、5点の質問をいただきましたので、順次お答えいたします。

現在、鹿追町民ホールの一室で開所している「鹿追町学童保育所」は、平成28年から地域住民の参画を得ながら「学習・体験・スポーツ・文化芸術活動」を通して、異世代交流活動等の取組を実施することにより、子供たちの社会性、自主性、創造性等の豊かな人間を涵養するとともに、地域の子供たちと大人の積極的な参画・交流による地域コミュニティの充実を目的に、これまでの保育事業に加えて、学習支援や多様なプログラムを行うカリキュラムで運営を行なっているところであります。

そこで、1点目の「学童保育所の所管課の所管」についてでありますけれども、山口議員も御存知のように現在、入退所の手続きや保育料に関することは福祉課で、学童保育所の運営、それから現在これから進めようとする建設については社会教育課で担当しております。現在の体制は、新しい学童保育所ができるまでのものというふうに考えておりました。建設後、供用開始は令和3年度からになると思いますので、この時点までには入退所担当所管につきましても、学童保育所に通う児童や保護者にとっても、最良で安心して児童を預けられる体制ということで、担当課についてはしっかりと検討してまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

次に、2点目の「学童保育料金の日割計算について」でありますけれども、これについては平成28年の3月の定例会でも同様の御質問をいただき、引き続き検討をさせていただくという回答をしたところであります。管内の状況を見ますと、日割りの対応の町村、あるいは半月での対応、こういう町村もあると聞いております。父母会、保護者会との関わり、月額の今の料金、このことも含めて町村によりその運営方法は異なっております。学童保育所は家庭に代わる毎日の生活の場でもあり、単に預けるということではなく、親と指導者が一緒に子育てをするという性格の施設でありますので、様々なニーズがあることは承知しておりますが、これらも含めて引き続き検討させていただきたいと考えております。

次に、3点目の「学童保育所に児童館の機能を持たせては」ということについてでありますけれども、学童保育所につきまして、先ほども御説明させていただきましたとおり、保護者が就労などにより子供の監護ができない児童を対象に支援員が保護者に代わり生活の指導や育成を行う場所で、これには事前に申請をいただき、審査を受けた後に登録され通所することになっております。一方、出入りが自由な児童館につきましては、子供たちに遊びの指導をすると共に安全な放課後の居場所を提供し、スポーツ・文化・情操活動を通して、成長を促すことが目的とされており、新しい学童保育所での利用及び運営ができる

のか、今後、調査研究を行なってまいりたいと思っています。

次に、4点目の「学童保育所の空き時間の利用した教育支援センター（フリースクール）」についてであります。学校に行きづらい小中学生の居場所をつくることは大変重要なことだと考えておきまして、令和2年度において検討を進めることで教育委員会と協議をしているところです。その中で山口議員から提案いただいた新設する学童保育所の空き時間を利用することは、検討を行う上での一案だと考えます。

ただし、この方法ではどうしても日中の限られた時間や、さらには夏休みなどの長期休業中も利用できないといった時間的な制約が多くなります。さらには、小学校やこども園に隣接するということもあり、学校に行きづらくなった要因によっては、生徒や児童、さらには保護者にとって利用がしにくいということも考えられます。

今後の検討においてはスクールカウンセラーをはじめとした専門家のアドバイスを十分にいただきながら、どのような形態がそういった子供たちの居場所として安心感を与えるのか、利用時間や場所の選定などを多方面から検討して子供たちの居場所づくりを考えて参ります。

次に、5点目の「保育士の体制について、今後はどのような体制を考えているか」ということについてであります。現在の学童保育所は、社会教育課長が所長を兼務し、社会教育係長がコーディネーターの役割を担い、2人の支援員が専属職員として業務に当たっております。

学習の支援といたしまして、現在もなお、これまでと変わらず、学校から出された宿題や学習プリントを行うなど、また、日によってはスポーツ活動やワーキングセンター等での体験活動を行っており、学習支援の低下を起ささないように業務を行っておりますので、御理解をいただきますようお願いをいたします。

以上、「新・学童保育所に児童館、フリースクールの機能を」について、お答えさせていただきましたが、いずれにいたしましても、放課後の子供たちの居場所づくり及び子育て環境の充実のために、引き続き取り組んでまいりたいと考えておりますので、御理解と御協力をお願い申し上げまして答弁とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（吉田稔）

再質問ありますか。

山口優子議員。

○2番（山口優子）

御答弁ありがとうございました。私は2016年3月議会において、子供の放課後の居場所づくりと学童保育所の在り方というテーマで一般質問をさせていただきました。

その後、町では保護者の方々のニーズの把握のためにアンケートなどをしていただきまして、「17時45分までだった退所時間は18時30分までに延長」「土曜日は隔週で開所だったのが毎週の開所」「4年生までの預かりということだったのが6年生までの預かり」ということになり、学習支援コーディネーターを導入していただいたり、ボランティアの活用をしていただいたりということで時間、内容ともに充実をしていただきまして大変ありがたいと感謝しております。保護者の方々からも大変喜ばれています。

まず、はじめに今回新型コロナウイルスの影響で全国的に一斉休校になり、学童保育所というものがすごく注目をされたんですけど、鹿追町でも全国一斉休校の中、学童保育所を開所していただいています。この状況になっても今回の利用の状況に変化があったかどうか、急遽緊急で新規の申し込みなどあったかどうかについて、まず伺いたします。

○議長（吉田稔）

答弁、浅野社会教育課長。

○社会教育課長（浅野悦伸）

今の御質問に回答させていただきます。

学童保育所については、現在登録者が36人います。その内3人が休所しておりまして、通所可能な児童につきましては33人おります。

通常、新型コロナウイルスに関係ない平日月曜から金曜日まで大体20人前後の児童が来所しております。24～25人のときもあれば、14～15人のときもあるという感じでございます。

土曜日につきましては、大体4人以下という形になっております。今回、新型コロナウイルスの関係で、学校がお休みになった以降の子供たちの来所の関係ですけれども、1年生、2年生、3年生が来所しております。4年生以上につきましては御自宅なのか来所しておりません。多いときで13人の子供たちが来ております。平日少ないときでは7名、およそ10人前後のお子さんが来ていると思っています。土曜日につきましては、14日の土曜日は0人でした。7日の土曜日は1人ということでございます。

以上です。

○議長（吉田稔）

2番、山口優子議員。

○2番（山口優子）

分かりました。

では、1番目の令和3年度からの所管課はどこになるのかという質問ですけれども、鹿追町の通例によりますと、鹿追町の場合、建物主義というかそういう形なので子育てスマイル課の所管になるのかなと想像するのですが、私の思うには学校教育課が一番学童の所管として望ましいのではないかと思います。その理由としてまず、最も学童保育所が連携をとっていかないといけない場所というのは、小学校だからです。また、2つ目の理由として、学童保育所に通う子の中には特別な支援を必要とするお子さんがいらっしゃいます。また、国の方針としても学童保育所等を併設するときには、小学校の敷地内等に造ることが望ましい。そうすると補助金増の対象になるという方針ですので、国の方針としても小学校と連携をとって運営していくということが望ましいという方針だと思います。検討中ということですが、そのあたりについてどのようにお考えですか。

○議長（吉田稔）

喜井知己町長。

○町長（喜井知己）

お答えをいたします。

スマイル課云々は今のところ、場所があそこだからという理由では考えておりません。当然学童保育所についても、もちろん学校との関係、それからいろんな関係を調整しながら運営していくというのは間違いのないことであります。

教育委員会がいいのか、あるいは新年度から子育て世代包括支援センターを福祉課が所管でスタートいたしますので、いろんな角度から考えていきたいと思っています。

令和2年度には町の組織機構も全体的に見直す予定もしておりますので、最終的には総体の中でいろんな要素を考えながら検討していきたいと思っておりますのでよろしく願いいたします。

○議長（吉田稔）

山口優子議員。

○2番（山口優子）

続いて、2つ目の学童保育料金の日割りの関係ですけれども、御答弁にありましたとおり、ちょうど4年前の3月の一般質問で私、同じことを希望いたしました。そのときの答

弁も検討しますと、4年間、4年後の現在の答弁も検討しますというお話だったんですけど、4年かけて日割りにするかどうかぐらいのことでしたら、すぐ結論が出るのかなあと思っていたんですが、町長おっしゃるように学童保育所は、親と指導者が一緒に子育てをするという性格のことで日割計算に馴染まないというような、以前の町長も同じようなことをおっしゃっていたのですけれども、日割計算にしたから一緒に子育てすることができなくなることはないかと思います。親御さんから根強い希望が上がっていきまして、学童保育所に入れたいけども入っていない子の多くはこの日割りになっていないという料金面がネックであります。小学校低学年の子が1人で家に留守番をしている状況にあると。学童児童保育対象である児童が1人で家に留守番をしているこの状況は、防犯上、防災上、子供の健全育成上もあまり望ましい状況ではないと思います。もう1度その4年間でどのような検討がされたのかというところをお答えいただきたいと思います。

○議長（吉田稔）

喜井知己町長。

○町長（喜井知己）

日割計算の関係について、御質問があつてから4年間、日割計算について結論が出なかったという現実としてはそうなのでしょうけれども、日割計算が適当かどうかという判断はできなかったということだと思います。日割計算するしないについては現実的にはそう難しい問題ではありませんので、日割計算をすべきかどうかということについて、すべきだという判断に今の段階で至っていないという正確なことだと思います。また、料金の問題については、これは料金が高い安いは一概に言えない。3千円が高いとか安いとかなかなか申し上げにくい面もありますけれど、先ほど浅野社会教育課長が答弁したとおり、30数人登録して実際通常利用している方が20人くらいということは、念のため申し込みしておいて必要なときに通わせるという考えの方も利用者の中には多数いらっしゃると思っております。確かに小さなお子さんが1人で家に留守番をしなくてはならない、防犯上の問題も確かにあると思いますけれども、それは学童保育所の料金が云々ということだけではないかなと私は思います。しかも学童保育所については働く方のお子さんのためということもあり、そういったいろいろなことがありますのでこの料金、日割計算の在り方についても子育て支援という観点もありますから、他の町の状況も参考にしながらこの料金の設定も含めてしっかり考える必要があるかなと思っております。

○議長（吉田稔）

山口優子議員。

○2番（山口優子）

時間の延長などで学童保育所の体制を充実していただいたことは、とても保護者の方から喜ばれているのですけれど、いつも日割りにしてほしいという声が私のもとにたくさん寄せられていますので検討を今後前向きにしていいただければいいかなと希望します。

続きまして、5つ目に飛ばさせていただくのですけれども、今、学童保育所に支援員としてお2人の方が勤めていただいています。御答弁の中で学習支援コーディネーターは、現在は社会教育係長が学習支援コーディネーターの役割を担うというお話でしたけれども、今、コーディネーターはどのようなお仕事をされていて実際1週間、何時間くらい学童保育所の部屋で子供たちを見ているのかということをお答えいただきたいと思います。

○議長（吉田稔）

浅野社会教育課長。

○社会教育課長（浅野悦伸）

学習支援コーディネーターの業務内容につきましてですけれど、社会教育係長が兼務しているということから、常時教室の方にいるということは事実上できてない状況です。

役割といたしましては、外部講師の学習に関する依頼ですとか企画、それから調整などを行なっています。今年度につきましても外部講師においては、理科の実験教室ですとか、バルーンアートの教室、それからレクリエーションでリアル野球盤の大会、習字の講習会、ワーキングセンターでのパン作り、ビーズ工作教室、それから大正琴の体験教室などやっております。

それから学習環境の整備ということで、今回新型コロナウイルスの関係で町民ホールの1階と2階を一般の方と学童保育所のお子さんと分けました。その関係の分け方についての協議ですとか実際2階を全部消毒するなど社会教育係長のほうでやっているのが現状でございます。それと学習支援に関して定期的に支援員との意見交換、例えば今週はこういう学習プリントを各学年にやらしてもらおうですとか、それから月1回保護者通信というのを発行しております。学童だよりですけれどその辺も社会教育係長が作成しているのが現状となっております。以上です。

○議長（吉田稔）

山口優子議員。

○2番（山口優子）

詳しくありがとうございます。現在係長がされているお仕事の内容を否定するというものでは決してございません。ただ、係長が担当兼務される以前の学習支援コーディネーターをされていた方々は実際学童保育所の部屋に行って子供を見ていただいていたので

大人は3名いるという形でした。

昨年の4月から学童支援員の方お2人ということになりまして、国の方でも学童保育所の国の定める学童支援員の配置基準が強制力のあるものから強制力のない参考基準というふうに改定をされて今後、学童支援員は自治体の裁量に委ねられるということになります。これは人が足りないということの苦肉の策であるのですが、支援2人の他にボランティアの方が1名、ほぼずっと入っていただいています。そのボランティアの方の勤務の状況を聞き取りますと、昨年の5月は18日、6月は18日、7月は20日、8月は13日、9月は15日、10月は14日、11月は17日、12月は17日と月平均しますと17日から18日出ていただいているような状況です。ここまで出ていただくとボランティアというような状況ではないのかなと思います。ほぼ毎日のようにお手伝いに入っていて、長期休暇中には朝から夕方まで来てもらっているという日も多いそうです。有償ボランティア扱いということで最低賃金であると年間50万円から70万円ぐらいのお仕事のところ年間5000円でお手伝いしていただいているという状況です。今、お一人がずっと入って大人3人で見ていただいているわけですがやっぱり3人いないと困ると、お手伝いに入っていてとても助かっているという、入ってもらわないと困るという状況だそうです。

私も少なくとも学童保育所の支援は3人が必要かなと思います。人数そんなに多くはないですが、やはり1年生、2年生、3年生の子供たちがほとんどですし、特別な支援を必要とするお子様もいらっしゃいます。1カ所でトラブルがあると1人の支援員さんはそれにかかりっきりになるので2人ですと1人しかいない。またお休みも取りづらいのかなと思います。

質問は、どういう体制を今後続けていくかということとボランティアの件を少し考えていただいたほうがいけないかということです。お伺いします。

○議長（吉田稔）

答弁、浅野社会教育課長。

○社会教育課長（浅野悦伸）

正直、うちの職員が2人でやるのが多分大変だと言っていたみたいです。私の方では聞

いていなかった状況だったのですけれども。

今、この事業をやるときに大人との交流を考えて行うということで高齢者学級を持っているものですから、元気の良いお年寄りというか高齢者と子供たちが交流してもらおうということで最初3～4人かもうちょっと多いかな。白寿大学生皆さんにも来てもらってやってもらいました。その後、徐々に少なくなって今言われているお一人は私も知っているんですけれども、本当に毎日来ていただいて、子供たちにもすごく馴染んでいて、慕われている方だと思います。助かっている部分はあるのですけれども、最初は交流を目的に行なったものなので、なかなかそれにお金を発生させるというのもちょっと今までなかったものですから、検討させていただければと思っています。

○議長（吉田稔）

喜井知己町長。

○町長（喜井知己）

今、社会教育課長がお答えしたとおりに思うのですけれども、学童保育所、多分過去には2名体制で確かやってきた経過があると思います。現状ボランティアさんの御協力をいただいて3人、これはやはり人員的には多い方が間違いないということだと思いますので、現状を私もしょっちゅう見ているわけではありませんので、いろいろ体制については今後いろいろ研究していきたいと思います。いろんな外部の講師の方に来ていただいていたたり、工夫して運営していることもありますので、さらに研究していきたいと思いますのでよろしく願いいたします。

○議長（吉田稔）

山口優子議員。

○2番（山口優子）

よろしく申し上げます。

続いて3つ目と4つ目、関連があるので続けて、児童館、そして教育支援センター、民間で言うところのフリースクールについて学童保育所の中にそういう機能を入れてはどうかという提案ですけれども、この2つに共通して私申し上げたいことは、学校に行きづらい生徒の支援ということです。

鹿追町の中にも学校に行きづらい生徒が若干いらっしゃいます。そういう子の中には短時間であれば登校できる子供、保健室の登校であればできる子供、図書館であれば行ける、フリースクールであれば行ける、児童館であれば行けるみたいないろいろなパターンのお子

さんがいらっしゃいまして、学校に行きづらくなってしまった子は、友達と一緒に勉強する機会や友達と一緒に遊ぶ機会というのがなくなってしまうのです。そこに出入り自由の児童館があれば、不登校の児童や生徒が児童館で学校の仲良しのお友達と遊ぶことができたり、一緒に勉強したりできる可能性があるかと思います。

児童館を学童保育所の中に機能として入れるということですがけれども、新得町ですとか足寄町ですとか新得町のなかよし、足寄町の児童館あしよべーるなど実際しています。登録制の学童保育所と出入り自由の0歳から18歳までが自由に入ってこられる児童館というのを同じ運営でやっていますのでやれると思います。そういう不登校児童の課題についての対応ということが今後必要になってくると思います。不登校児童の居場所としてそういう活用もできるかと思います。

文部科学省から不登校児童生徒の支援の在り方についてという通知が令和元年10月25日に出されています。支援の基本的な考え方が学校に登校するという結果のみを目標にするのではなく、児童生徒が自らの進路を主体的に捉えて社会的に自立することを目指す必要がある。組織的、計画的な個々の児童生徒に応じたきめ細やかな支援策を策定すること。また本人の希望を尊重した上で教育支援センターやフリースクールやICTを活用した学習支援など社会的自立の支援を行うこととなっています。この通知は、文部科学省は今までは学校に復帰をすることを前提としての支援を行え、という形で指導していたのが、学校復帰前提からその子にとって適正な教育環境を整備するよう求めると変化しました。この通知をもって今まで出していた通知はすべて廃止ということになったので、文部科学省の大きな方向転換かと思います。不登校の支援は学校に復帰することよりも、社会的な自立が目標であるとなっています。

そんな中で自治体に求められる役割としては、不登校児童に対する多様な教育機会の確保、早期の支援を図るための体制の確保、教育支援センターの整備充実、活用ということが求められています。教育支援センターは、通所希望者に対する支援だけでなく通所を希望しない者への訪問型支援など不登校生徒の支援の中核となることが期待され、鹿追町のように未設置の地域においては、教育支援センターの設置またはこれに替わる体制整備が望まれるというふうになっています。

鹿追町としてのこれらに対する基本的な考えをお伺いします。

○議長（吉田稔）

答弁、喜井知己町長。

○町長（喜井知己）

私が言うのがいいのかどうか分からないのですが、新得町、足寄町の事例、児童館の事例は、ちょっと研究をしてみたいと思います。そこが学童保育所をやりながらの施設なのか基本的に児童館ということなのかそれによって考え方が異なってくると思いますので、それはしっかり研究していきたいと思います。

不登校の関係については、私から言うのが適切かどうかは別にしまして、文部科学省の通知内容は遅きに失したと私は思っています。もともとよく考えれば、本当の目的は学校に来させる、学校に来るのが一番いいのでしょうけど、学校に来られない理由があつて不登校になっているわけですが、絶対に学校にというやり方自体がそもそも違ったのかなあと思っています。そういったことで、その子供にとって将来どういう形がいいのかというのに視点をおいて、その居場所づくりを考えるということはもちろん大事で、どこがいいのかということには先ほどもお答えしたとおりいろんな考え方があると思いますので、場合によって地元はちょっと無理だという子もいらっしゃるし、地元であればという声もいろいろ聞きますので、その辺いろんな意見がありますので、最初答弁したとおり専門家の考えも聞きながら、利用することになる保護者だとかお子さんの考えもありますからしっかりと聞いて検討していく問題だと思っています。

○議長（吉田稔）

山口優子議員。

○2番（山口優子）

私の提案ですけれど、学童保育所の空いている時間をフリースクールのように教育支援センターとして活用できないかということで、町長の御答弁で日中の限られた時間しか使用できない、長期休みの間などは利用できないというような時間的な制約が多くなるというお話だったのですけれども、例えば芽室町の学校適応指導教室ゆうゆうは、朝の9時から12時までしか開いていないのです。その3時間だけが開いているということです。私はその完全に最初から完璧な受入体制を整えるということではなくて、やっていながら個々のニーズに合わせながら変えていければいいと思います。

鹿追町にはまず今、そういう状態がないということですのでちょっと空いた時間をそういう形で開放してみる。開放してもお子さんが実際に来てくれるかどうか分かりませんが、全くないということよりは、そういう方法も鹿追町として支援していますと。利用者が多くなってきて、これでは不便だ、時間的制約が多いという意見が多くなってきてか

ら、じゃあその次どうするかを考えていけるといいと思います。もちろん町長がおっしゃっているようにスクールカウンセラーですとか現場の先生の意見をたくさん聞いていただいて、どういう形態がいいのかということを考えていただけるのが一番いいかとは思いますが、今のところ一番良いのはこの方法かなと思うのですがいかがでしょうか。

○議長（吉田稔）

答弁、喜井知己町長。

○町長（喜井知己）

山口議員の御意見も十分参考にしながら、どういった形がいいのかしっかりと研究をしたいと思います。いずれにしてもそういった子供たちの居場所づくりというのは非常に重要だと思っておりますので、これについては早急に対応できるように考えていきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

○議長（吉田稔）

山口優子議員。

○2番（山口優子）

前向きにぜひ検討していただけるようによろしくお願いいたします。ありがとうございました。

○議長（吉田稔）

これで山口優子議員の質問を終わります。

ここで暫時休憩といたします。再開は2時10分といたします。

休憩 13時54分

再開 14時10分

○議長（吉田稔）

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

9番、埴淵賢治議員。

○9番（埴淵賢治）

ただ今議長のお許しをいただきましたので、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

標題は「新型コロナウイルス感染症への対応と住民が安心できる体制づくりは」であります。

要旨は、新型コロナウイルス感染症が世界的に猛威を振るい、急速な拡大の状況下にあ

ります。中国湖北省を中心に多数の国と地域へ広まり、感染者は湖北省からの渡航歴がある人だけではなく、ウイルスの飛沫や人から人への濃厚接触感染により拡大しており、不安な状況にあります。

今から 18 年前に発生した S A R S (重症急性呼吸器症候群)が中国の広東省からアジア、カナダなど 32 カ国に拡大し、約 6 カ月後に終息をしたということで、幸いそのときには日本への感染実例は確認をされなかったわけであります。

しかし、今回の新型コロナウイルス感染症は、都道府県へと各地に広まり、北海道でも感染者が現時点で 3 桁台に拡大しております。

マスク・消毒類も手に入らないような状況にあり、「いつ、どこで、誰にでも」感染しやすい環境の中、住民が多く不安を抱えております。

住民が安心、安全に生活を送っていくために、防疫体制の確立が急務であり、想定外を前提に、取り組む必要があると考えております。

私の通告原稿は 3 週間前に提出しているので、内容等に不具合な点もあるかと思いますがけれども、御理解を賜りたいと思います。

また、新型コロナウイルス感染症の対応策及び住民への注意喚起の方法について、どのような施策を実施し、また今後どのような展開をしていくのか。

また、教育現場では児童、生徒が集団生活を送っているだけに濃厚接触が特に高い環境であり、本町の教育現場での状況と対応策について、町長並びに教育長の所見をお伺いいたします。

○議長（吉田稔）

答弁、喜井知己町長。

○町長（喜井知己）

埴淵議員からは、新型コロナウイルス感染症への対応と住民が安心できる体制づくりはと題して御質問をいただきましたので、お答えをさせていただきます。

新型コロナウイルスは、昨年 12 月以降、中国武漢市で発生した肺炎流行をはじめとし、世界各地に感染が拡大している状況にあります。

北海道におきましても、1 月 28 日に北海道を観光していた中国籍の女性への感染が発生して以来、毎日感染者が増加をしている状況にあります。感染者数については後ほど申し上げたいと思います。

こうした中、新型コロナウイルス感染症対策の基本方針が令和 2 年 2 月 25 日に国の対策本部で決定をされ、2 月 28 日には北海道が法に基づかない緊急事態宣言を行なったところ

であります。

そしてその後の国内外の状況を簡単に申し上げます。

3月11日には、WHO世界保健機構が新型コロナウイルスについて「パンデミック」「世界的大流行」とみなせると表明をいたしました。

3月15日時点のWHO発表の世界の感染者数ですけれども、15万2040人、前日から約1万1千人増えているそうです。死亡者数は5,706人、これも前日から341人増えています。それから、一方回復者数は7万5千人あまりに上っておりまして、これも前日から約3千人増えていると発表しています。

感染者数の累計ですけれども、主なところで中国は今もう収まってきたと報道されていますけれども、中国で8万人以上、それからヨーロッパのイタリアで2万人以上、中東のイランで1万人以上、多いところではこういったところでもありますけれども、世界で感染が確認されているのは137の国と地域と発表されております。

一方国内では3月13日に新型コロナウイルス感染症を適用対象に加える新型インフルエンザ対策特別措置法の改正案が成立をいたしました。新型コロナウイルスの感染拡大で国民の生活や経済に甚大な影響を及ぼす恐れがある場合、政府が緊急事態を宣言できるようになります。

現在政府、あるいは国、北海道からの要請で行なっている学校の臨時休校や大規模イベントの自粛要請、これは法的根拠がないものであります。

3月14日に安倍総理が記者会見で緊急事態宣言については現時点で宣言する状況になると述べられているところであります。

また、今朝7時時点の厚労省発表の国内感染者数は814人、前日から34人増えています。死亡者数は24人、前日から2人増えて、回復者数については157人ということで、これも前日から13人増えているということでもあります。

また一方道内の状況ですけれども、今日の数字は入っておりませんが、昨日夕方現在の感染者数が148人、前日からプラス4人、死亡者数が5人、前日から1人、回復については58人、前日からの増の数字は出ておりませんでしたので分からないところであります。

また、十勝管内の感染者については1名ということで、この状況に変化がないところであります。

鹿追町の話に戻りますけれども、鹿追町では新型コロナウイルス感染症対策本部を設置いたしまして、関係課の連携を確保しながら全庁一体となった取組を行っております。

感染の程度は依然として明らかではありませんが、住民の不安を軽減するとともに、蔓延をできる限り防止する観点から、町としてできる限りの方策を実施しているところであります。

御質問の新型コロナウイルス感染症の対策及び住民への注意喚起の方法ですが、現時点での新型コロナウイルス感染症対策は感染拡大をできる限り抑制し、町民の生命及び健康を保持することであります。基本的な手洗い、咳エチケット等の一般感染対策の徹底、不要不急な外出の自粛などの呼びかけが重要と考えております。

町では2月3日、それから25日に町のホームページ上で注意喚起を行い、3月上旬には相談受診の目安についてのパンフレットを全戸配布したところであります。また、道が緊急事態を宣言をしている期間、3月19日まででありますけれども、公共施設の使用についての一部制限、業務縮小など接触機会の抑制をできる限り行い、同時に町内各公共施設に消毒液を配置し、窓口業務での職員へのマスクの着用を励行したところであります。

先週の金曜日、3月13日に町の対策本部の第3回の会議を開きました。当面、原則として3月いっぱい現状の取組を継続することと考えておりますけれども、先ほどの3月19日をめどに国がこれまでの取組を検証し、今後の対応策を示すと聞いておりますので、これらの考え方を見極めながら町としても対応を決めていきたいと思っております。

一方高齢者施設等における感染対策といたしましては、先月の27日に町内関係機関の担当者にお集まりをいただきまして、面会制限等の措置や発熱者対応等の情報共有を図ったところであります。

御承知のとおり新型コロナウイルス感染症に関する情報も日々変化している状況でもあり、住民の不安を少しでも払拭するため、迅速で正確な情報発信が重要と考えておりますので、今後とも一連の流れをもった対策の取組を行いたいと考えております。

最後にこども園、それから地域保育所、それから学童保育所の状況を申し上げておきたいと思っております。

まずこども園・地域保育所につきましては、働く保護者に配慮をし、通常保育を現在も行なっております。

中学校が一斉休校を始めた2月27日からしばらくの間は、予防の意味も含めて半数以上のお子さんが欠席している状況でありましたけれども、最近はだんだんその数も戻っていると聞いております。

それから学童保育所、うりっ子ルームも含みますけれども、これにつきましては学校の

一斉休校を2月27日から1週間は実は閉所をいたしました。国からの要請もあり、3月5日から開所しているところであります。

いずれの施設も、感染防止のために子供同士の距離を開けるだとか、いろいろなできるだけの衛生対策を行なっているところであります。

教育現場、主に小中学校の対応につきましては、北海道それから北海道教育委員会から強い要請がありますので、その要請に基づいて教育委員会と学校現場が協議をしてその対応に当たっております。

詳細については教育長のほうから答弁をさせます。

以上を申し上げまして私からの答弁といたします。

ありがとうございました。

○議長（吉田稔）

大井教育長。

○教育長（大井和行）

私のほうから本町の教育現場での状況と対応策についてお答えいたしたいと思います。

鹿追町では、2月21日に道内で初めて小学生の感染が確認されて以来、本町の学校においても新型コロナウイルス感染症の発生が現実的な問題となるとの認識をもって学校現場と詳細に連絡を取り合いながら対策を講じているところであります。

これまでの状況ですが、2月24日に北海道知事と北海道教育委員会教育長からの連名で、道内全ての小中学生の保護者に向けて朝晩の検温実施へのメッセージが出され、順次対応を行なったところであります。このメッセージを受けまして、2月25日に緊急の臨時校長会議を開催し、鹿追町内で感染者を確認した場合や、小中学生に感染者を確認した場合など、それぞれのケースを想定しながら臨時休校措置への対応を行なってまいりました。また、同時に消毒作業をはじめとした感染対策を行いながら感染拡大に注意を払ってきたところでございます。

2月26日には北海道知事から、道内の全小中学校に対しまして1週間程度における臨時休校の要請があったため、再度臨時校長会議を開催いたしまして、翌27日から3月4日までの期間におきまして、全小中学校の臨時休校を決定したところでございます。

その後2月27日に安倍首相から全国一斉の臨時休校への要請を公表したことを受け、再度臨時校長会議を開催いたしまして、1週間の臨時休校が明けます3月5日から3月24日までの学年末までを臨時休校にすることと決定し、さらに春休みを加えました4月7日

までの期間を登校させないことで新型コロナウイルス感染症拡大の防止を図っているところでございます。

また、鹿追高校におきましては、北海道教育委員会が3月2日から春休み明けまでの期間において、小中学校と同様に臨時休校を行なっております。

臨時休校期間中は、全ての学校において全校消毒を実施して、再開後等の新型コロナウイルス感染症対策を行なっているところでございます。

また、3月1日には北海道知事が臨時休校期間中に児童や生徒の健康管理の確認と学習支援を行うための分散登校の検討を表明したことで、本町においても臨時校長会議を開催いたしまして、感染拡大防止の分岐点となります期間に配慮をしながら、中学校においては3月9日の週で、小学校におきましては3月16日の週でそれぞれ各校の規模に応じて分散登校の実施、または実施予定となっているところでございます。

卒業式についてでございますが、鹿追高校は緊急事態宣言が出された直後のため、残念ながら卒業式は中止となりましたが、日にちを変えました3月6日に校長より卒業生に対しまして卒業証書の授与が行われたところでございます。

また、小中学校につきましては、北海道教育委員会が基本的な方針として、卒業生と教職員のみで実施しているところでありますが、会場が出席者間に十分な広さが確保できる小規模校の場合につきましては、卒業生の保護者の参加を認めることから、本町におきましては生徒や保護者の心情に配慮いたしまして、マスクの着用や手洗いの消毒など、または換気など十分な対策をとった上で、保護者も加えた形で卒業式を実施、または実施する方向であります。

まだ終息についての見解が出されていないため、今後についてもいろいろな対応が必要になると予想されますが、常に様々な情報を整理しながら、児童や生徒、保護者、そして学校現場が混乱することのないように対策を講じてまいりたいと考えておりますので、御理解をお願いいたしまして答弁といたします。

○議長（吉田稔）

埴淵賢治議員、再質問ありますか。

埴淵賢治議員。

○9番（埴淵賢治）

ただ今町長をはじめ、また教育長並びに本当に丁重なる答弁をいただきましてありがとうございます。

まず初めに町長への再質問に移らせていただきますが、町長は3月5日、行政報告の中で対策会議を本部に格上げしたと、そういうことでその対策本部の構成はどういう形になっているかのまず確認をさせていただきたいと思います。

○議長（吉田稔）

喜井知己町長。

○町長（喜井知己）

対策本部につきましては、課長以上の職員、私を含めてという構成でございます。

○議長（吉田稔）

埴淵賢治議員。

○9番（埴淵賢治）

分かりました。

それで対策本部の構成の中身ですけれども、従前は行政主体の対策本部であったと私も記憶しているわけでありますが、自然災害対策本部という形は私もそれでいいと思っておりますけれども、このたびの対策本部は中身が全く異なっていると、住民サイドから見たときに一人一人に危険な状況が覆いかぶさっている状況にもあるだけに、対策本部は先ほどの答弁の中で会議は3回開いたという報告もありましたけれども、どこでこれが収まっていくか誰にも分からないところではありますが、今後中期になるのか長期になるのか、議会としても、もしできたら自治体として対策本部に加わり、そしてそこには病院、そして消防等が入ってくると、今の話ですと当然課長以上ということでもありますから、入っておられるとは思いますが、自治体として受けることに対しては町長どのようにお考えになりますか。

○議長（吉田稔）

喜井知己町長。

○町長（喜井知己）

今の対策本部につきましては、十数年前の新型インフルエンザの発生を受けてその後、町として新型インフルエンザ対策の行動計画というのを実は平成27年に作っておりまして、その中で規定をされている対策本部ということでもあります。

それで、町、行政の組織以外の方の参画ということでもありますけれども、今後こういった形でこの新型コロナウイルスの感染が起こってはならないことですが、身近なところで起こった場合については今御提案のあったような対応が必要になる場合も考えられ

ますので、状況に応じてその辺は考えていきたいと思っています。

○議長（吉田稔）

埴淵賢治議員。

○9番（埴淵賢治）

町長が言われたように、状況に応じてそのときにひとつ検討していくということで、私もそれで良いのかなと思っておりますが、町長も何回か国際交流センター平成館で町民の皆様方との懇談、意見交換、我々議会でもまちなか会議の中で議会の情報を提供したり、またいろいろな御意見をいただいたり、議員2人で平成館で、この間は町民の方が13名来られましたけれども、その中でいろんな角度から町政に対してお話があるわけでありまして。

そんなことから、議会もいち早くそういった情報をキャッチしながら皆さんにある程度は伝えられるような情報を持っていなければならないという発想から、先ほど触れた自治体としてという考え方になったわけでありまして。

「新型コロナウイルス感染症対策」これに対してはマニュアルはあるのですか。お聞きいたします。

○議長（吉田稔）

答弁、喜井知己町長。

○町長（喜井知己）

今回の新型コロナウイルスもそうですけれども、予防対策というのは一般的に言われている従来のインフルエンザ等の対応、うがい手洗い、それから咳エチケット、そういうのが基本的な感染症対策ということですので、新型コロナウイルスだから特別なものということではなくて、従来の感染症対策が基本になると思っています。

○議長（吉田稔）

埴淵賢治議員。

○9番（埴淵賢治）

ここにも先ほど報告ありましたけれども、福祉課で新型コロナウイルスに対してのいろいろな内容の情報、全戸配布ということで、本当に住民の皆様からしたら評価しているところではありますが、今後そういった形で今以上に分かりやすくというか、見える化という部分が非常に重要になってきておりますので、ひとつ今町長が平成27年にできた感染症のマニュアルを基本として取り組んでいくということでありまして、そういう形でもよろしいのかと思いますけれども、何せ住民サイドから見ますと、微熱がずっと続く、そうす

るとその後どうなるのかひとつの一連のことが承知している人もいるし、ある程度そういう形で情報をきちっと共有化しなければ理解できない立場の方もおられますので、再度また評価していただいたその内容をもう少し具現化してやっていただければと思います。

次に教育長に移らせていただきます。

先ほど申し上げましたように、教育長も本当に丁重に答弁をいただきましたが、教育現場の実態と対応策ということで、私も先ほど通告書を提出してから3週間になっておりますので、内容的にずれているところもあると思いますが、ひとつ御理解を賜りたいと思います。

先ほど町長も一部始終、数字まで申し上げていただきまして、本当に全国的に北海道はワースト1というレッテルが貼られて、そういったこともありまして緊急事態宣言を要請したとっておりますし、この要請の中身は私は新型コロナウイルスへの不安感といち早く地域経済の回復、また、教育行政の安定化を図ることが最大の目的であると思っております。

ここで学校教育の取組と、学童保育の運営を比較検討を私なりにいたしました。要請に応じて臨時休校ということになり、その間、児童生徒の分散登校ですがごく最近実施され、今日から小学生ですか、9日、16日ということをお伺っております。これから先、どこで終息するか分かりませんが臨時休校、そして春休み、また、新学期を迎えるという時期、教育環境というのを非常に危惧しているところであります。そしてもう一方では休校中に週に1時間、健康状態であるとか学習の状態がどうであるか点検ということの内容と認識しているわけでありまして。

一方学童保育におかれましてはその運営内容、私は社会教育課に出向いて内容をお聞かせいただきました。開所の時間、朝8時から夕刻6時半まで、町職員の皆さんよりも1時間45分、約2時間勤務が長いということで頑張っておられると思っておりますし、また内容におきましては1階から町民ホールの視聴覚室へ行くのに3カ所、手の消毒があり、使用するルームにおきましては完全な消毒、人数が多い場合においてはミーティング室の使用を考えているという話も聞かせていただいております。そのようなことで午前中は学習、午後からは小道具を使って遊び、心のケアにもつながるのでしょう。完全なる体制の中で、非の打ち所がないような学童保育の環境下にあると思っております。

そういった形で学校では1週間に1時間、この辺のバランスがどうも、例えば学年人数が様々でありますけれども、やはり複式学校のことを思い出しまして、ああいう形で今後

少数学級で取り組んでいくことが時間差、日程差でできないものかと思っている一人でもあります。そういったことができればひとつ鹿追町教育委員会、鹿追町でモデル学習という形で、十勝、北海道に発信するぐらいの考え方があってもいいと思うのですが、その辺はどうお考えでしょうか。

○議長（吉田稔）

大井教育長。

○教育長（大井和行）

分散登校の関係も含めたお話かと思えますけれども、今回の新型コロナウイルスの関係で先ほどの答弁でもお話させていただきましたけれども、議員もご承知のとおり北海道知事の強い要請で臨時休校、さらには安倍総理からの全国一斉の小中学校、特別支援学校も含めた全校の一斉休校の要請という形で行っていただきましたけれども、要請といってもやはり中央集権国家の中の地方行政ということになれば、やはりそれに従わなくてはいけないというのが今の実態かと思っております。

そんなことで、先ほど議員から言われましたとおり北海道のモデルになるような休校中における鹿追町の複式みたいな授業をやってはどうかということでもありますけれど、国や北海道からの要請と言っても指導という面もありますから、町独自で感染者が出ていないからどここの学校を何日から再開しようというようなことには現実的には難しいのかなということで、まずは感染拡大の防止という視点からも、この臨時休校中、ぜひとも子供たちには健康に意識をしていただきながら、学習面、学校の方で休校中における学習課題を出しておりますので、その学習課題が終わる頃にさらに分散登校をいたしまして、次の学習問題を出したり、それぞれの児童生徒の健康チェックをするという形で、少なくとも週1回、分散登校をしながら、この健康面と学習面のサポートまず1時間以内でやっというここと授業はしないで、北海道教育委員会の通知もあるものですから、そのような形で現在行なっているというような状況であります。

児童生徒には表にも出られないという状況にもあるかと思っておりますので、先日の通達でも文部科学省の方からも休校中においても朝の散歩やジョギング、または保護者との買い物等については可能だということもございましたので、学校とも連携をしながら児童にストレスが溜まらないような方策を講じているという状況になっているかと思っております。

○議長（吉田稔）

埴淵賢治議員。

○9番（埴淵賢治）

国から、北海道であれば道からの枠にはめた要請というのはあくまでも原則としてあるのかもしれませんが。

一昨日でしたか、読売新聞で私が見た記事がありますが。確か静岡ともう1件だったでしょうか、午前中だけは行こうということで実施する所もあります。そんなこともゼロではなくて、それもひとつのヒントにいただきながら、今の質問をさせていただいたわけがあります。

また、今朝テレビを見ましたところ、道内の町立病院で院内に発熱外来を設置、こういったことがテレビでの報道があったわけでありまして、やはり原則はこうであるけれども、それぞれいろんな形の中で取組がされているということを参照しながら、今後ひとつがんばっていただきたいと思います。

よろしく願いいたします。

最後に町長からひとこと、何だかんだ言っても鹿追のかじ取り役なのでよろしく願いいたします。

○議長（吉田稔）

喜井知己町長。

○町長（喜井知己）

今、お話のありました学校の取組、確か沖縄も多分一斉休校ということではなくて、登校を始めたという、いくつかの県で実施をされているというのはニュース等で聞いているところであります。

今、何を一番の考えとしてやっていくかということだと思います。

確かに知事が緊急事態宣言を出して土日の外出の自粛、少しずつトーンというか混んだ所に行かないようにしようなど若干の変化はありますけれども、土日の外出自粛等、非常に経済等いろいろなことを考えると大変な問題になっています。

特に町内で言えば飲食店、それから観光への影響は非常に甚大だと思っています。これは先はなかなか見えないということもあって、非常に難しいと感じますけれども、まず今優先すべきは感染拡大、そういうリスクを避けるというのが一番考えていかなければならないことなのかなと思います。

必ずしも国がいろいろ考えていること、先ほど学童保育所の話も出ましたけれども、学校が一斉休校という時点では、そうするならば当然学童保育所も閉めなくてはならないだ

ろうということで、最初は1週間閉めたのです。でも、国の要請があって、働く保護者に配慮をしてその後開いたということもあります。

なかなか感染拡大防止一辺倒ではいけないという面もあって、いろいろ矛盾する点は確かにあると思いますけれども、町としては思い切った対策をするということになればやはりそれ相応の疫学的な部分も含めたしっかりした考えがないと、思い切って対策を取るのには非常に難しいかなと思っています。

全て国や北海道の言うことを鵜呑みにするというわけではありませんけれども、やはりそうでないとしたらしっかりと知見をもって対応しなければならないということもありますので、まず国や道の考え方を参考にしていってというのが基本になると思いますので、この辺はしっかりと考えながら対応をしていきたいと思っています。

いずれにしても、本当に早く終息の道筋が見えてくればと思うのですが、検査体制が整ってくればくるほど感染者数というのが増えてきて、どこがピークになるのかはまだ分からないですけれども、できる限り早期の終息を願っていききたいと思います。

終息しないと打てない対策、経済対策も恐らく終息の道筋が見えないといくら用意してもなかなかできないということがありますので、町としてもしっかりと住民の皆さんへ情報の提供は引き続き続けていきたいと思っています。

もちろんSNSを利用するのもそうですけれども、見られない方もいらっしゃいますので、情報提供は適切な時期にしっかりと行なっていきたいと思っています。

○議長（吉田稔）

よろしいですか。

○9番（埴渕賢治）

はい。

○議長（吉田稔）

これで埴渕賢治議員の質問を終わります。

これで一般質問を終わります。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会いたします。

散会 14時52分

令和2年第1回鹿追町議会定例会会議録

1 議事日程第 3号

日時 令和2年3月19日(木曜日) 午前10時00分 開 議

場所 鹿追町議会議場

日程 1 発委第 1号 厚生労働省による「地域医療構想」推進のための公立・公的病院の「再編・統合」に抗議し、地域医療の拡充を求める意見書

日程 2 発委第 2号 アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現し民族共生の未来を切り開く決議

日程 3 議案第 18号 令和2年度鹿追町一般会計予算について

日程 4 議案第 19号 令和2年度鹿追町国民健康保険特別会計予算について

日程 5 議案第 20号 令和2年度鹿追町国民健康保険病院事業会計予算について

日程 6 議案第 21号 令和2年度鹿追町簡易水道特別会計予算について

日程 7 議案第 22号 令和2年度鹿追町下水道特別会計予算について

日程 8 議案第 23号 令和2年度鹿追町介護保険特別会計予算について

日程 9 議案第 24号 令和2年度鹿追町後期高齢者医療特別会計予算について

日程 10 議案第 25号 第7期鹿追町総合計画の策定について

[令和2年度鹿追町各会計予算及び第7期鹿追町総合計画等審査特別委員会報告]

日程 11 議案第 28号 損害賠償の額の決定及び和解について

日程 12 議案第 29号 令和元年度鹿追町一般会計補正予算(第8号)について

日程 13 委員会閉会中の継続調査申し出について

2 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

3 出席議員（11名）

1番 清水 浩徳議員	2番 山口 優子議員	3番 畑 久雄議員
4番 台蔵 征一議員	5番 加納 茂議員	6番 上嶋 和志議員
7番 川染 洋議員	8番 狩野 正雄議員	9番 埴淵 賢治議員
10番 安藤 幹夫議員	11番 吉田 稔議員	

4 欠席議員（なし）

5 本会議に説明のため出席したもの

町 長 喜 井 知 己
農業委員会会長 菊 池 輝 夫
教育委員会教育長 大 井 和 行
代表監査委員 野 村 英 雄

6 町長の委任を受けて説明のため出席したもの

副 町 長 松 本 新 吾
総 務 課 長 渡 辺 雅 人
総 務 課 主 幹 葛 西 浩 二
会 計 管 理 者 津 川 修
企 画 財 政 課 長 草 野 礼 行
町 民 課 長 平 山 宏 照
福 祉 課 長 佐々木 康 人
農 業 振 興 課 長 菅 原 義 正
農 業 振 興 課 主 幹 城 石 賢 一
商 工 観 光 課 長 富 樫 靖
建 設 水 道 課 長 大 上 朋 亮
子 育 て ス マ イ ル 課 長 松 井 裕 二
ジ オ パ ー ク 推 進 室 長 黒 井 敦 志
瓜 幕 支 所 長 東 原 孝 博
病 院 事 務 長 菊 池 光 浩

消 防 署 長 内 海 卓 実
総務課総務係長 土 田 佳 幸
企画財政課長補佐 武 者 正 人

7 教育委員会教育長の委任を受けて説明のため出席したもの

学校教育課長 草 野 礼 行
社会教育課長 浅 野 悦 伸

8 農業委員会会長の委任を受けて説明のため出席したもの

事 務 局 長 檜 山 敏 行

9 議会事務局職員出席者

事 務 局 長 坂 井 克 巳
書 記 高 瀬 俊 一

令和2年3月19日（木曜日） 午前10時00分 開議

○議長（吉田稔）

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程1 発委第1号 厚生労働省による「地域医療構想」推進のための公立・公的病院の「再編・統合」に抗議し、地域医療の拡充を求める意見書

○議長（吉田稔）

日程1、発委第1号、厚生労働省による「地域医療構想」推進のための公立・公的病院の「再編・統合」に抗議し、地域医療の拡充を求める意見書を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

上嶋和志議会運営委員長。

○6番（上嶋和志）

発委第1号、厚生労働省による「地域医療構想」推進のための公立・公的病院の「再編・統合」に抗議し、地域医療の拡充を求める意見書案。

上記の議案を別紙のとおり会議規則第14条第3項の規定により提出をします。

厚生労働省による「地域医療構想」推進のための公立・公的病院の「再編・統合」に抗議し、地域医療の拡充を求める意見書

9月26日厚労省は、自治体が運営する公立病院と日本赤十字など公的機関が運営する公的病院の4分の1超にあたる全国424の病院をリストアップし、「再編統合について特に議論が必要」とする分析結果とともに対象となる病院名の公表を行いました。これは、2017年度の報告データを基に、

①「診療実績が少ない」

②「他の医療機関と競合している」

などの分析を行い、2020年までに統廃合・再編・ベッド縮小などの計画を具体化することを求めたものです。このリストには道内54の病院も含まれています。

今回の厚労省の公表と要請は、「地域医療構想」の進捗のみをめぐり、地域や病院の実情や現状を一切勘案することなく、画一的な基準で「再検討」を求めるものです。これは、道知事の権限に対する越権行為であり、地方自治に対する侵害です。

厚労省の「要請」に基づいて再編・統合が進められれば、地域での医療を必要とする患

者・住民が、安全で質の高い医療を受けることができなくなります。また、医師や看護師などの医療労働者の不安を増大させ、離職・退職の加速や新規採用を一層困難にすることは明らかです。

厚労省の公表と要請に対して、当該・連携する医療機関や地域住民から怒りの声が多数上がっています。今回公表された公立・公的病院は、住民が安心して地域で住み続けるために必要な医療機関であり、必要な病床です。厚労省が求める「再検証」は、安倍政権が掲げる地方創成にも逆行する「地方切り捨て」であり、また、地方自治の本旨にも反するもので、容認できるものではありません。道内 54 病院を含む 424 病院のリストと「再検証」の要請を白紙撤回し、地域医療を守る観点からより一層の拡充を図ることが求められています。安全・安心の医療を実現するためにも、下記の事項について国に要望します。

記。

- 1、道内 54 病院を含む 424 病院のリストと「再検証」については、白紙撤回すること。
- 2、国の責任で医師・看護師などの確保をすすめ、地域住民が医療を受ける権利を保障する施策を強めること。そのために財政措置を講じること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により提出する。

よろしくお取り計らい願います。

○議長（吉田稔）

これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田稔）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田稔）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより発委第 1 号を採決します。この採決は挙手によって行います。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手 10 名

○議長（吉田稔）

挙手多数であります。

本案は原案のとおり可決されました。

日程 2 発委第 2 号 アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現し民族共生
の未来を切り開く決議

○議長（吉田稔）

日程 2、発委第 2 号、アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現し民族共生の未来を切り開く決議を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

上嶋和志議会運営委員長。

○6 番（上嶋和志）

発委第 2 号、アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現し民族共生の未来を切り開く決議案。

次の議案を別紙のとおり会議規則第 14 条第 3 項の規定により提出をします。

提案理由の説明をさせていただきます。

皆様御承知のとおり北海道には弥生時代がなく 13 世紀くらいまで続縄文・^{きつもん}擦文時代が続き蝦夷地のアイヌの人々は、狩猟や漁労により独自の文化を形成していました。

2019 年 4 月にはアイヌ新法が成立し、アイヌ民族が先住民族であると初めて明記されました。このようなことから、ウポポイが開設されるこの機会に、道内各地の街から道民が協力してアイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現し、民族共生の未来を切り開いていかなければならないという意思を表明すべく決議案を提案します。

次に決議案の内容について説明をさせていただきます。

アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現し、民族共生の未来を切り開く決議。

アイヌ文化の復興・発展の拠点としてウポポイ（民族共生象徴空間）が北海道白老町ポロト湖畔に、4 月 24 日誕生する。

先住民族アイヌを主題とした日本初の「国立アイヌ民族博物館」と「国立民族共生公園」等からなるこの施設は、国では年間来場者 100 万人の目標を掲げ、道内においては官民一体となって誘客活動に取り組んでおり、道内各地のアイヌ文化振興の取組や食・観光等の地域の多様な魅力とつなげることにより、国内外への総合的な情報発信の強化となり、国民理解の促進が大きく期待される。また、北海道を訪れる観光客のさらなる増加は、新たな産業の創出・既存産業の活性化など相乗効果も期待されるところである。

ウポポイ開設を機に、アイヌの人々の誇りが尊重される社会の実現が図られ、北海道が魅力ある大地であり続けるため、道民が協力して民族共生の未来を切り開いていかなければならないものである。

以上、決議する。

令和2年3月19日。

鹿追町議会。

よろしく決議いただきますようお願いいたします。

○議長（吉田稔）

これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田稔）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田稔）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより発委第2号を採決します。この採決は挙手によって行います。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手 10 名

○議長（吉田稔）

挙手多数であります。

本案は原案のとおり可決されました。

日程	3	議案第 18 号	令和 2 年度鹿追町一般会計予算について
日程	4	議案第 19 号	令和 2 年度鹿追町国民健康保険特別会計予算について
日程	5	議案第 20 号	令和 2 年度鹿追町国民健康保険病院事業会計予算について
日程	6	議案第 21 号	令和 2 年度鹿追町簡易水道特別会計予算について
日程	7	議案第 22 号	令和 2 年度鹿追町下水道特別会計予算について

日程 8 議案第 23 号 令和 2 年度鹿追町介護保険特別会計予算について

日程 9 議案第 24 号 令和 2 年度鹿追町後期高齢者医療特別会計予算について

日程 10 議案第 25 号 第 7 期鹿追町総合計画の策定について

○議長（吉田稔）

日程 3、議案第 18 号、令和 2 年度鹿追町一般会計予算について。

日程 4、議案第 19 号、令和 2 年度鹿追町国民健康保険特別会計予算について。

日程 5、議案第 20 号、令和 2 年度鹿追町国民健康保険病院事業会計予算について。

日程 6、議案第 21 号、令和 2 年度鹿追町簡易水道特別会計予算について。

日程 7、議案第 22 号、令和 2 年度鹿追町下水道特別会計予算について。

日程 8、議案第 23 号、令和 2 年度鹿追町介護保険特別会計予算について。

日程 9、議案第 24 号、令和 2 年度鹿追町後期高齢者医療特別会計予算について。

日程 10、議案第 25 号、第 7 期鹿追町総合計画の策定について。

以上 8 件、関連がありますので一括議題といたします。

以上の件につきましては、3 月 5 日の本会議において、令和 2 年度鹿追町各会計予算及び第 7 期鹿追町総合計画等審査特別委員会に付託され、審査を終え、報告書が提出されております。

安藤幹夫委員長の報告を求めます。

○10 番（安藤幹夫）

令和 2 年度鹿追町各会計予算及び第 7 期鹿追町総合計画等審査特別委員会審査報告書。本委員会に付託された事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので会議規則第 77 条の規定により報告します。

これより、事件番号、件名、審査の結果の順に報告をさせていただきます。

議案第 18 号、令和 2 年度鹿追町一般会計予算について、原案可決。

議案第 19 号、令和 2 年度鹿追町国民健康保険特別会計予算について、原案可決。

議案第 20 号、令和 2 年度鹿追町国民健康保険病院事業会計予算について、原案可決。

議案第 21 号、令和 2 年度鹿追町簡易水道特別会計予算について、原案可決。

議案第 22 号、令和 2 年度鹿追町下水道特別会計予算について、原案可決。

議案第 23 号、令和 2 年度鹿追町介護保険特別会計予算について、原案可決。

議案第 24 号、令和 2 年度鹿追町後期高齢者医療特別会計予算について、原案可決。

議案第 25 号、第 7 期鹿追町総合計画の策定について、原案可決。

以上、報告いたします。

○議長（吉田稔）

お諮りします。

本案は、特別委員会において慎重に審査されたものでありますので、委員長に対する質疑と討論は省略し、各議件ごとに採決したいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田稔）

異議なしと認め直ちに採決を行います。

これより議案第 18 号を採決します。

お諮りします。

本案は委員長報告のとおり原案可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田稔）

異議なしと認めます。

本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第 19 号を採決します。

お諮りします。

本案は委員長報告のとおり原案可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田稔）

異議なしと認めます。

本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第 20 号を採決します。

お諮りします。

本案は委員長報告のとおり原案可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田稔）

異議なしと認めます。

本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第 21 号を採決します。

お諮りします。

本案は委員長報告のとおり原案可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田稔）

異議なしと認めます。

本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第 22 号を採決します。

お諮りします。

本案は委員長報告のとおり原案可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田稔）

異議なしと認めます。

本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第 23 号を採決します。

お諮りします。

本案は委員長報告のとおり原案可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田稔）

異議なしと認めます。

本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第 24 号を採決します。

お諮りします。

本案は委員長報告のとおり原案可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田稔）

異議なしと認めます。

本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第 25 号を採決します。

お諮りします。

本案は委員長報告のとおり原案可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田稔）

異議なしと認めます。

本案は原案のとおり可決されました。

日程 11 議案第 28 号 損害賠償の額の決定及び和解について

○議長（吉田稔）

日程 11、議案第 28 号、損害賠償の額の決定及び和解についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

松本新吾副町長。

○副町長（松本新吾）

議案第 28 号は、損害賠償の額の決定及び和解についてであります。

町は、下記のとおり損害の賠償に関し和解するにつき、地方自治法第 96 条第 1 項第 12 号及び第 13 号の規定により、議会の議決を求めるといたしまして、昨年 8 月 29 日午後 3 時 7 分頃、樺戸郡月形町内において、本町職員が運転するワゴン車が後方より走行してきた相手方車両と衝突したもので、損害額の過失割合 90%を相手方に賠償するもので、損害賠償額は 53 万 9728 円であり、和解の相手方は記載のとおりであります。

和解の内容は、和解により相手方に支払う額は、ただ今の損害賠償額とし、これ以外には、双方とも今後一切の請求、異議の申し立て等を行わないものとするものとなります。

以上、損害賠償の額の決定及び和解についてを御説明いたしました。

御審議の上、議決を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（吉田稔）

これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田稔）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田稔）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第 28 号を採決します。この採決は挙手によって行います。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手 10 名

○議長（吉田稔）

挙手多数であります。

本案は原案のとおり可決されました。

日程 12 議案第 29 号 令和元年度鹿追町一般会計補正予算（第 8 号）について

○議長（吉田稔）

日程 12、議案第 29 号、令和元年度鹿追町一般会計補正予算（第 8 号）についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

松本新吾副町長。

○副町長（松本新吾）

議案第 29 号は、令和元年度一般会計補正予算（第 8 号）となるものです。

令和元年度一般会計補正予算（第 8 号）は次に定めるところによるといたしまして、第 1 条は、歳入歳出予算の補正であり、歳入歳出にそれぞれ 4078 万 6 千円を追加しまして、総額を 91 億 6905 万 9 千円とするものであります。

第 2 表は、繰越明許費となるものであります。

補正予算の内容につきまして、歳出、10 ページより御説明申し上げます。

総務費、総務管理費、車両管理費の補償補填及び賠償金で、4 万円の追加。

農林費、農業費、畜産業費の負担金補助で畜産・酪農収益力強化等特別対策事業補助金、3400 万 1 千円の追加。

土木費、道路橋りょう費、道路維持費の需用費、修繕料で車両修理に、350 万円の追加。

教育費、社会教育費、神田日勝記念美術館費の需用費、修繕料で室内塗装外修繕で、324 万 5 千円の追加であります。

次に歳入、前ページから御説明申し上げます。

道出金、道補助金、農林費道補助金の農業費補助金で、3400万1千円の追加。

繰入金、基金繰入金、神田日勝記念美術館事業基金繰入金の神田日勝記念美術館事業基金繰入金で、324万5千円の追加。

款項目、繰越金、前年度繰越金で、350万1千円の追加。

諸収入、雑入、雑入の雑入で、3万9千円の追加であります。

次に、第2表の繰越明許費につきまして、6ページより説明いたします。

総務費、総務管理費の定住促進住宅建設奨励事業で3戸分の200万円、住宅用太陽光システム導入費助成で4戸分の80万円のそれぞれ繰越し。

農林費、農業費で畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業で、3400万1千円の繰越し。

中鹿追バイオガスプラント円柱型発酵槽外修繕事業で、7049万9千円の繰越し。

道営土地改良事業で担い手畑そう事業北瓜幕地区外2事業の合計で、4836万円の繰越し。

先ほど補正いたしました教育費、社会教育費の神田日勝記念美術館展示室塗装外修繕事業で、324万5千円の繰越しであります。

繰越明許費の総額は、1億5890万5千円で、財源内訳は国・道支出金が3710万1千円、地方債が1670万円、その他財源が7701万4千円、一般財源が2809万円となるものであります。

以上、一般会計補正予算（第8号）について御説明申し上げます。

御審議の上、議決を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（吉田稔）

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田稔）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田稔）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第29号を採決します。この採決は、挙手によって行います。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手 10 名

○議長（吉田稔）

挙手多数であります。本案は原案のとおり可決されました。

日程 13

委員会の閉会中の継続調査申し出について

○議長（吉田稔）

日程 13、委員会の閉会中の継続調査申し出についてを議題とします。

総務文教常任委員長、産業厚生常任委員長、広報広聴常任委員長、議会運営委員長、基地対策特別委員長から会議規則第 75 条の規定によりお手元に配付のとおり、閉会中の継続調査申し出がありました。

お諮りします。

ただ今の申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田稔）

異議なしと認めます。

各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

ここで松本副町長から発言を求められておりますのでこれを許します。

松本副町長。

○副町長（松本新吾）

貴重なお時間をお借りしまして、3月末をもちまして定年退職をします職員を紹介させていただきたいと思えます。

はじめに、黒井敦志ジオパーク推進室長です。

○ジオパーク推進室長（黒井敦志）

このほど定年退職にあたり、御挨拶するお時間をいただきありがとうございました。

商工観光課長になりまして 10 年間、議員の皆様に変にお世話になりました。

その中でも 5 年間、埴淵議長の下で議会事務局長を務めさせていただき、議員の皆様と様々な取組に係らせていただいたことが印象的な思い出です。

特に鹿追町議会が、全国表彰の栄誉をいただくことになり、その一端に係らせていただいたことを誇りに思います。

今年は音更村から鹿追村が分村し 100 年を迎える年であり、さらに新しい総合計画がス

スタートするなど大変意義深いものがあります。新しい鹿追づくりが飛躍する年と言えると
思います。

これからも喜井町長が率いる町政と吉田議長が率いる議会が両輪となり、次の100年の
鹿追町の発展のために、さらに住民参加を進め、確実に町の発展を進めていただだけ
ればと願っております。

私も微力ながら貢献できるように頑張っまいるたいと思います。

最後になりましたが皆様の健康とますます御活躍、そして鹿追町のさらなる発展を心か
らお祈りしお礼の言葉といたします。

長い間、ありがとうございました。

○副町長（松本新吾）

次に、菅原義正農業振興課長であります。

○農業振興課長（菅原義正）

貴重なお時間をいただきましてありがとうございます。

退職にあたりまして、一言お礼の御挨拶を申し上げます。

昭和57年から38年間勤務をさせていただきました鹿追町役場を、3月31日をもちまし
て定年退職いたします。

これまで吉田議長はじめ議員の皆様には大変お世話になり、厚くお礼申し上げます。

また平成23年5月からは、行政説明員として御指導いただきまして本当に重ねてお礼申
し上げます。本当にありがとうございました。

常に先進的な事業を行い、道内外から各方面から注目を浴びている鹿追町に勤務できた
ことを誇りに思っているところでございます。

今年は、開町100年でもあります。また多様な住民ニーズ、それから多くの懸案事業な
ど難しくて大変な事柄も本当に多いと思いますけれども、町民のために行政、議会が一体
となって突き進んでいただければと思います。

最後になりました。今後ともに御指導御鞭撻を賜りますようお願いするとともに、ここ
におられる皆様の今後の御活躍と御健勝を祈念しまして、簡単ではありますがお礼
の御挨拶とさせていただきます。

本当に長い間お世話になりました。ありがとうございました。

○副町長（松本新吾）

以上で紹介を終わらせていただきます。

大変ありがとうございました。

○議長（吉田稔）

ここで町長から発言を求められておりますのでこれを許します。

喜井知己町長。

○町長（喜井知己）

令和2年第1回定例会の閉会にあたり、一言御挨拶を申し上げます。

本定例会は3月5日から本日まで、会期15日間にわたって開催をいただいたところであります。

初日の5日には、条例の一部改正7件、訴訟上の和解1件、一般会計及び6特別会計の補正予算、それから定住自立圏の協定変更、規約改正のほか、本日に提案をさせていただきました損害賠償及び和解、一般会計の補正予算等全て議案のとおり可決をいただきました。

また、16日には初めての委員会の代表質問をいただき、また5名の議員の皆様から一般質問をいただいたところであります。

さらに令和2年度の各会計予算及び第7期鹿追町総合計画につきましては、特別委員会における慎重審議を賜り、これについても本日の本会議において原案どおり可決をいただきました。

心からお礼を申し上げます。

今定例会、私として初めての当初予算の提案をさせていただきました。

また、令和2年度、新年度は新しい総合計画、それから第2期のまち・ひと・しごと総合戦略のスタート、そして開町100年などいろいろな意味で特別な年と考えております。

この定例会全般にわたって皆様からいただきました様々な御指導、御意見、これを真摯に受け止め、行政の継続性にも配慮しつつ、単なる前例踏襲ではない積極的なまちづくりに取り組んでまいりたいと思っています。

議会の皆さんとの対話はもちろん、多くの町民の声に耳を傾ける姿勢を忘れることなく人口減少をはじめとする様々な課題の解決に全力を傾注してまいりたいと考えておりますので、議会の皆様からの御指導を引き続き賜りますようよろしくお願い申し上げます。

新型コロナウイルスの感染拡大、全世界的な拡大もあり、国内外様々な方面に大きな影響が出ております。北海道が出した緊急事態宣言は、本日までという見通しでありますけれども、外出自粛等の取組は、なお当面続くものと考えています。

なかなか終息が見通せない中で経済、とりわけ中小企業、観光に与える影響も甚大であります。感染拡大の防止がもちろん最優先とは思っておりますけれども、正しく恐れるという考えが適切ではないかと私も考えているところであります。

国や北海道の対応を注視しつつ、本町でできることをしっかり情勢を見極めながら準備をし、議会の皆様とともにしっかりと連携を取りながら適宜必要な対応を執ってまいりたいと考えているところであります。

最後になりますけれども、先ほど2名の議会の説明員から定年退職の挨拶があったところであります。

黒井室長につきましては、議会事務局長、商工観光課長、そしてジオパーク推進室長を歴任、それから菅原義正課長につきましては、瓜幕支所長、農業振興課長ということでお務めをいただきました。

お2人ともそれぞれ重要なポストを担っていただき、本町のまちづくりに大きな貢献をいただいたと思っております。

私の幼なじみ、同級生ということで寂しい思いもありますが、まだ60歳ということで、老け込む年ではないと思っております。それぞれお2人ともこれからまた違った立場でこの鹿追に残り、御活躍をいただけるものと思っております。

これまでこの議場におられる皆様方の御厚情に対して私の立場からも感謝を申し上げますとともに、今後ともこのお2人に対する御支援をよろしくお願い申し上げる次第であります。

あと2週間足らずで新年度、令和2年度がスタートいたします。

このスタートに向けて、なお一層気を引き締めて町政運営にあたってまいりたいと考えていますので、議員各位からの御指導、御鞭撻を賜りますよう心からお願いを申し上げます。定例会閉会にあたっての挨拶といたします。

大変ありがとうございました。

○議長（吉田稔）

これで会議を閉じます。

令和2年第1回鹿追町議会定例会を閉会いたします。

閉会 10時 37分

